

我が国の文化行政

平成17年度
 文化庁

我が国の文化行政

〔 目 次 〕

文化庁長官あいさつ

文化庁シンボルマーク

文化を大切にする社会の構築に向けて1

- (1) 文化庁の組織／1
- (2) 文化をめぐる諸状況／2
- (3) 文化庁予算の充実／5
- (4) 文化芸術振興基本法／10
- (5) 文化芸術の振興に関する基本的な方針／11
- (6) 文化関係の税制／12
- (7) 文化関係の融資制度／14
- (8) 文化審議会／14
- (9) 各文化芸術活動への支援の概要／17

芸術創造活動の推進19

- (1) オペラ、バレエ、演劇等の重点支援による最高水準の芸術の創造／20
- (2) 舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)の開催／21
- (3) 「日本映画・映像」振興プランの推進／22
- (4) 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成／25
- (5) 芸術祭の開催／26
- (6) 芸術家等の顕彰／27
- (7) 芸術文化振興基金／28
- (8) 企業等による文化芸術活動への支援／29

地域における文化の振興34

- (1) 地域における伝統文化の継承・発展の支援／35
- (2) 公共文化施設の活性化による地域文化力の派生・交流の推進／36
- (3) こどもの文化芸術体験活動の推進／37
- (4) 国民の芸術文化活動への参加の奨励／39
- (5) 美術館・歴史博物館の振興／41
- (6) 芸術文化活動等を支える人材の育成／43
- (7) 文化ボランティアの推進／44
- (8) 関西元気文化圏／45

文化財の保存と活用47

- (1) 文化財の保護の仕組み／47
- (2) 文化財分野における国際交流・協力の推進／60

新しい時代に対応した著作権施策の展開65

- (1) 法律ルールを整備／65
- (2) 円滑な流通の促進／66
- (3) 国際的課題への対応／66
- (4) 著作権教育の充実／67

国語に関する施策の推進68

- (1) 国語施策の推進／68
- (2) 外国人等に対する日本語教育の推進／68

国際文化交流の推進70

- (1) 文化庁と国際文化交流／70
- (2) 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要／76

文化の情報化の推進80

国立文化施設等83

- (1) 国立劇場／83
- (2) 新国立劇場／84
- (3) 国立美術館・博物館／85
- (4) 研究所／90
- (5) 新たな国立文化施設の整備／91

アイヌ文化の振興92

宗教法人と宗務行政93

- (1) 宗教法人制度の概要／93
- (2) 宗務行政の推進／94



はじめに

文化庁長官

河 合 隼 雄

平成13年末に文化芸術振興基本法が成立し、平成14年12月には、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この方針は、今後おおむね5年間を見通した国の文化芸術の振興の基本指針であり、これに基づいて各施策を着実に実施してまいりたいと考えています。

私は、これまで、日本人は経済に心がいきすぎていたと思いますが、これからは、もっと文化芸術に関心を持ち、それにより元気になってほしいと思います。皆さんが様々な形で文化芸術に力を注いでいくことは、一人一人の心の豊かさや自信の回復ばかりでなく、経済の面でもよい影響を与えることになると思います。

各地域では、様々な素晴らしい文化芸術があります。皆さんがこれらに誇りをもち、活かしていただけたらと願っています。

文化庁では、芸術創造活動の推進、地域の文化の振興、文化財の保存と活用、国際文化交流の推進、文化ボランティアの推進など、文化行政の新たな展開を図りながら、我が国の「文化力」の向上を目指してまいります。

本冊子を通じて、皆様に文化行政に対する御理解を深めていただくとともに、皆様の文化芸術活動に役立っていただければ幸いに存じます。

文化庁シンボルマーク



わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

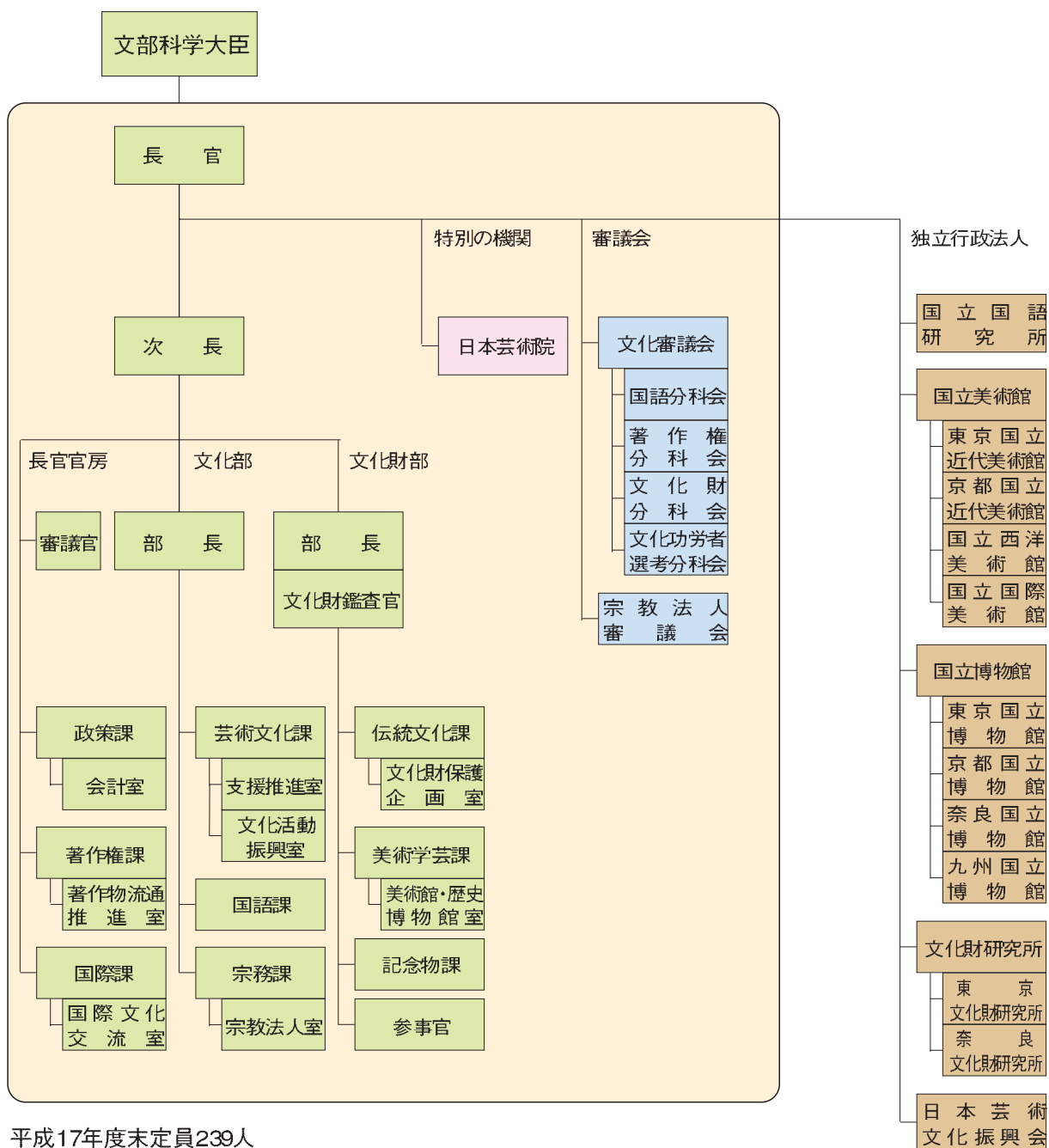
文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がり表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等に表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にす社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。

◆文化庁の組織（平成17年4月1日現在）

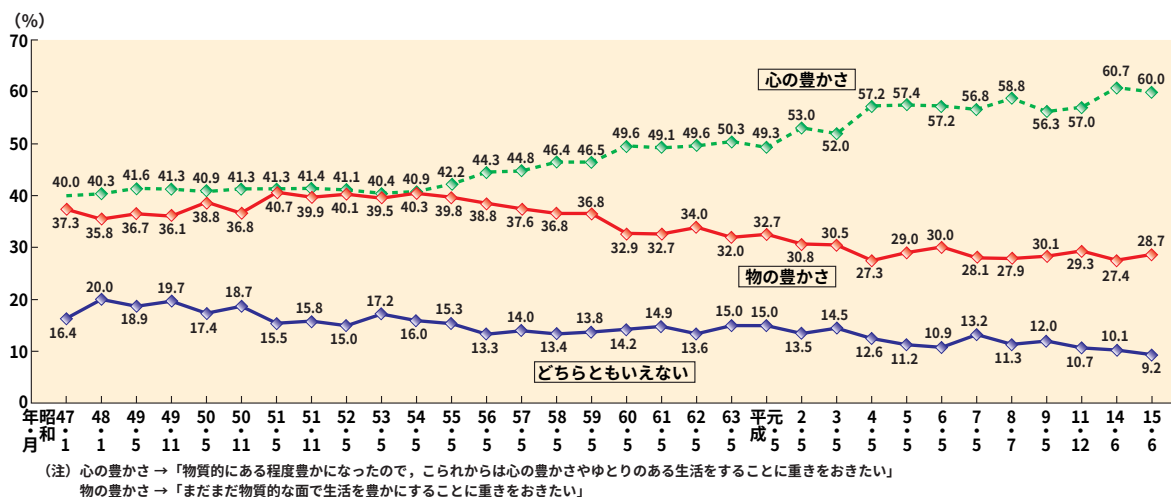


(2) 文化をめぐる諸状況

求められる心の豊かさ

産業、雇用、科学技術など社会のあらゆる分野で急速かつ激しい変化が起こっている中で、国民の多くは心の豊かさをもとめています。真に心の豊かさを実感できるようにするためには、人々にゆとりと潤いをもたらす文化の果たすべき役割は大きいと言えます。

◆心の豊かさ・物の豊かさ



(資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

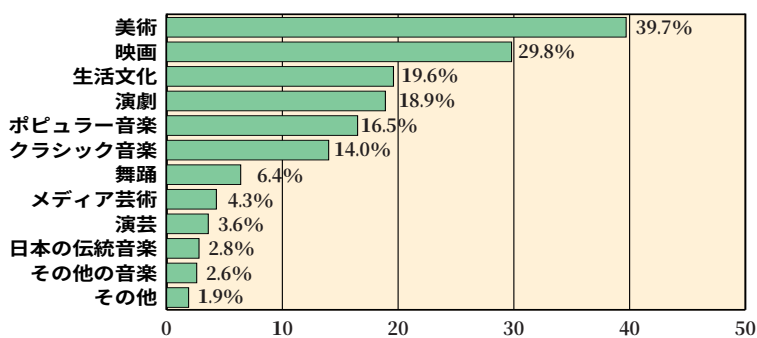
我が国の文化活動の状況

劇場、映画館や博物館・美術館などでの芸術文化の鑑賞活動や、芸術文化の創作活動など、国民の文化活動が活発に行われています。

◆直接芸術文化の鑑賞を行った人の割合

平成15年度 内閣府「文化に関する世論調査」
50.9%
平成11年度 文化庁「国民の文化に関する意識調査」
63.0%

(参考) 直接鑑賞を行った分野

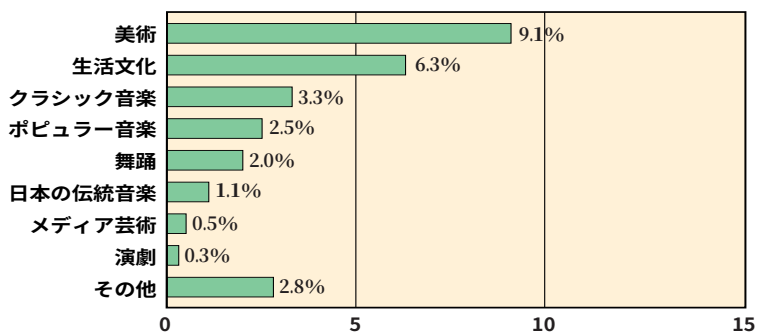


(資料) 文化庁「国民の文化に関する意識調査」(平成12年)

◆芸術文化の創作活動を行った人の割合

平成15年度 内閣府「文化に関する世論調査」
16.4%
平成11年度 文化庁「国民の文化に関する意識調査」
19.5%

(参考) 創作活動を行った分野

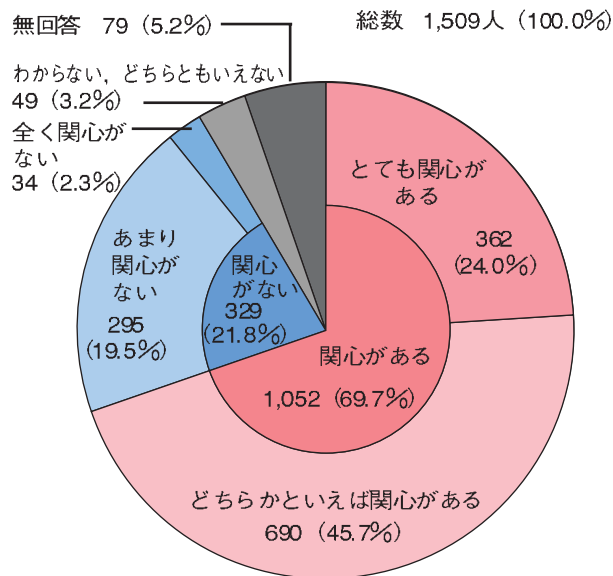


(資料) 文化庁「国民の文化に関する意識調査」(平成12年)

伝統文化の見直し、再発見

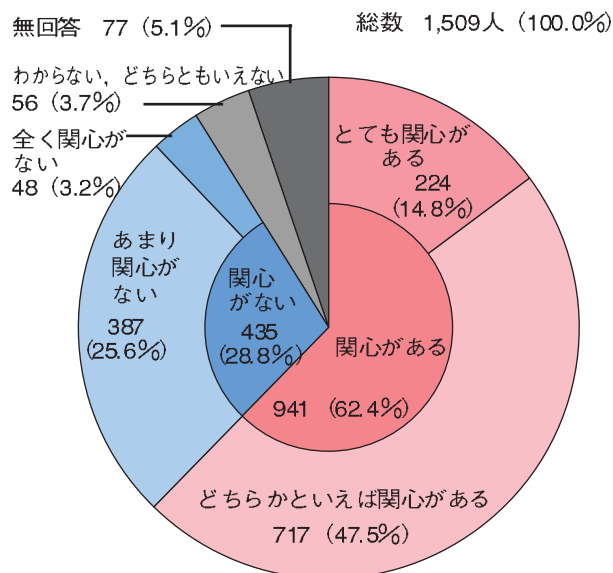
古墳、古い神社仏閣、歴史的町並みなどに関心のある人は約7割、また、神楽などの伝統的な民族芸能や地域の祭りに関心のある人は約6割となっており、ほぼ3分の2の人々が地域での伝統文化への関心を有しています。

◆古墳、古い神社仏閣などの文化財への関心



(資料) 文化庁「国民の文化に関する意識調査」(平成12年)

◆神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りへの関心

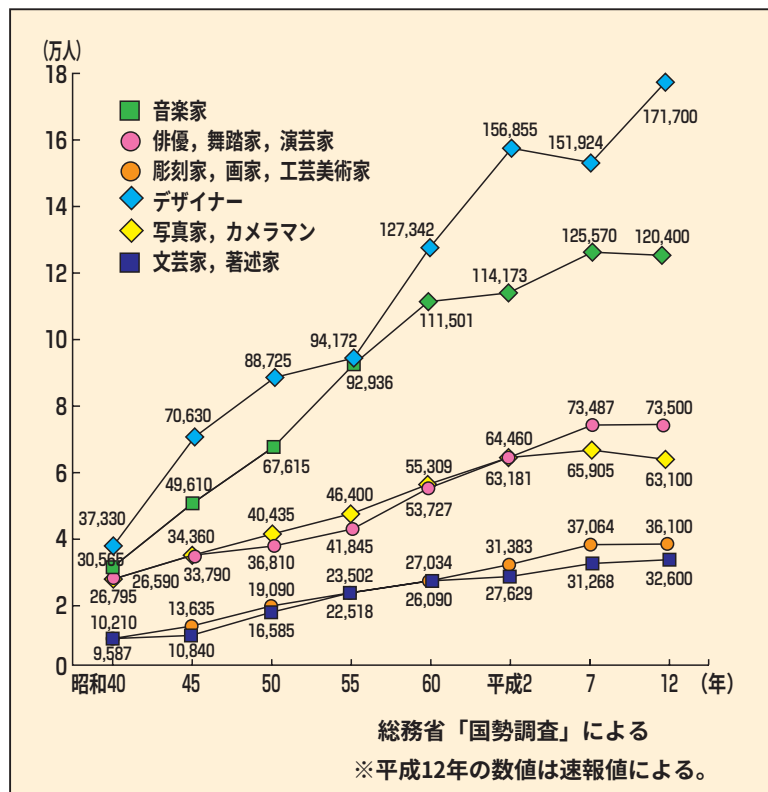


(資料) 文化庁「国民の文化に関する意識調査」(平成12年)

芸術家人口の推移、文化施設数の推移

芸術文化関係の活動を職業とする芸術家の人口は増加傾向にあります。文化施設については、文化会館、博物館、美術館の数が、平成11年度には昭和62年度の2倍を超えるなど増加しています。

◆芸術家人口の推移



◆文化施設数の推移

区 分	文化会館	図書館	公民館 (類似施設を含む)	博物館 (類似施設を含む)	左の博物館の うち 美術館
平成2年度	1,010 (934)	1,950	17,931	2,968	498
平成5年度	1,261 (1,116)	2,172	18,339	3,704	651
平成8年度	1,549 (1,403)	2,396	18,545	4,507	854
平成11年度	1,751 (1,587)	2,593	19,063	5,109	987
平成14年度	1,832 (1,678)	2,744	18,816	5,360	1,032

(注) 私立文化会館の回収率(推定)は84.2%である。

(資料) 文部科学省「社会教育調査」

(3) 文化庁予算の充実

文化庁予算の内容と推移

平成17年度の文化庁予算については、極めて厳しい財政状況の下ではありますが、文化芸術の総合的な振興を図るため、対前年度12百万円（0.01%）増の1,016億5百万円を計上しています。

予算の主な内容としては、芸術創造活動重点支援をはじめとする文化芸術創造活動に対する支援など、文化芸術立国プロジェクトを推進するとともに、文化財の次世代への継承と国際協力の推進、文化芸術振興のための文化拠点の充実など、心豊かで魅力ある社会を目指した「文化力」の向上を図ることとしています。

このほか、芸術文化振興基金約642億円の運用益により、芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

平成17年度文化庁予算の概要〈心豊かで魅力ある社会を目指した「文化力」の向上〉

◆総表

(単位：百万円)

区 分	前年度予算額 (当 初)	平成17年度 予 算 額	対 前 年 度	
			増 減 額	伸 率
文 化 庁	101,593	101,605	12	0.01%

◆主な内容

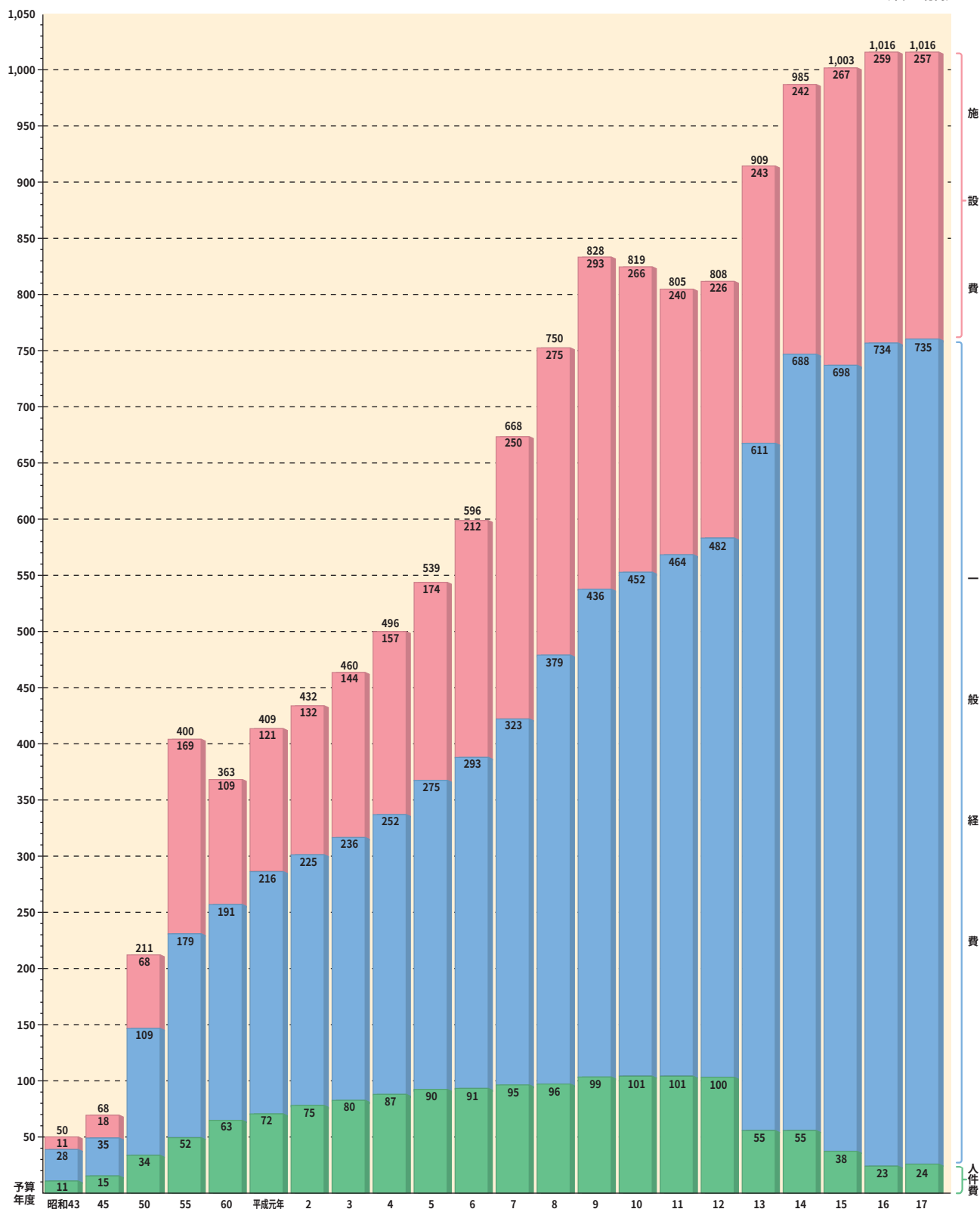
(単位：百万円)

事 項	前年度予算額	17年度予算額	比較増減
文化芸術立国プロジェクトの推進	22,195	22,278	83
○文化芸術創造プランの推進	20,208	20,328	120
① 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等	9,875	9,926	51
ア．芸術創造活動重点支援事業等の推進	7,672	7,723	51
イ．舞台芸術の国際フェスティバルの開催	338	338	0
ウ．優れた芸術の国際交流	1,865	1,865	0
② 「日本映画・映像」振興プランの推進	2,501	2,470	△ 31
③ 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	2,658	2,660	2
④ こどもの文化芸術体験活動の推進	5,174	5,272	98
○「日本文化の魅力」発見・発信プランの推進	1,987	1,950	△ 37
① 個性と魅力ある地域文化等の発見と発信構想の推進	1,265	1,204	△ 61
② 日本文化の発信による国際文化交流の推進	611	604	△ 7
③ コンテンツの保護と発信の推進	111	142	31
文化財の次世代への継承と国際協力の推進	33,359	33,003	△ 356
○ 文化財の保存整備・活用	33,219	32,848	△ 371
○ 文化財の国際協力の推進	140	155	15
文化芸術振興のための文化拠点の充実	37,939	38,146	207
○ 新たな文化拠点等の整備 国立新美術館，九州国立博物館，平城宮跡保存整備	11,908	12,882	974
○ 美術館・博物館等活動の推進	26,031	25,264	△ 767

※主なものである。

◆文化庁予算の推移

(単位：億円)

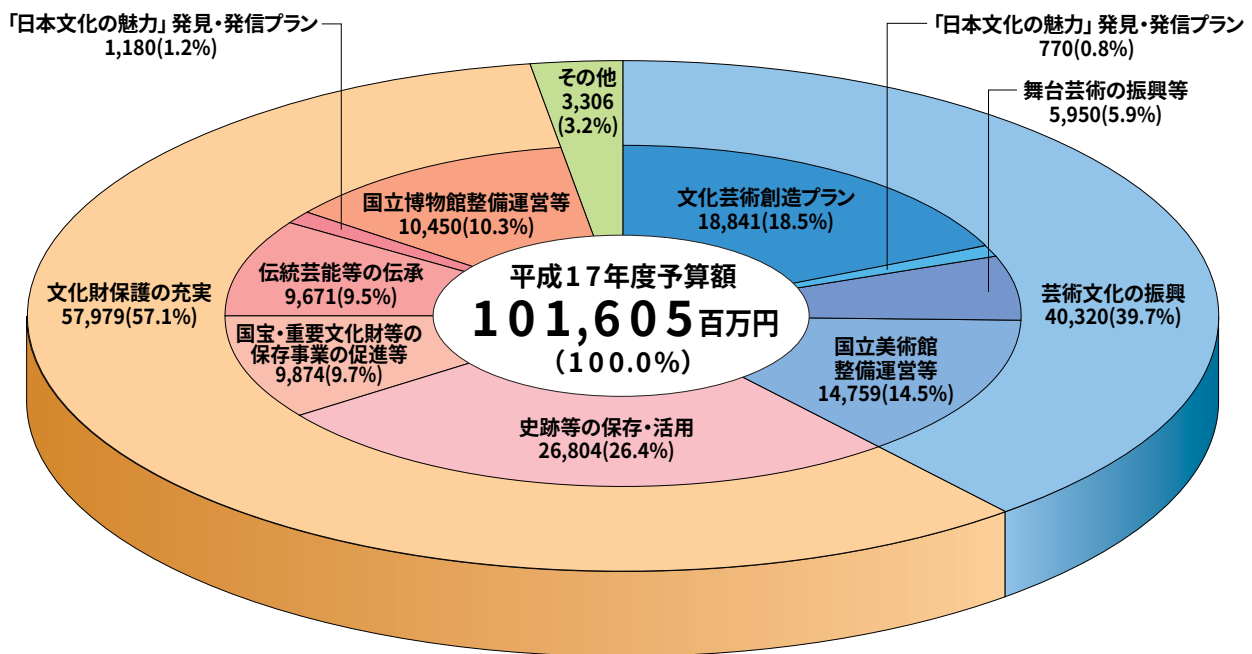


◆国・文部科学省・文化庁の予算額

区 分		平成 16 年 度	平成 17 年 度	増 減 率
国 の 一 般 会 計		82兆1,109億25百万円	82兆1,829億18百万円	0.09%
	国 の 一 般 歳 出	47兆6,320億11百万円	47兆2,828億98百万円	△0.73%
	国 債 費	17兆5,685億80百万円	18兆4,421億74百万円	4.97%
	地方交付税交付金等	16兆4,934億84百万円	16兆 889億20百万円	△2.45%
	改革推進公共投資事業償還時補助等	4,168億50百万円	3,689億26百万円	△11.50%
文 部 科 学 省 一 般 会 計 (A)		6兆 599億25百万円	5兆7,332億71百万円	△5.39%
文 化 庁 予 算 (B) 〔構成比〕〔B/A〕		1,015億93百万円 1.68%	1,016億 5百万円 1.77%	0.01%

◆平成17年度文化庁予算〈分野別〉

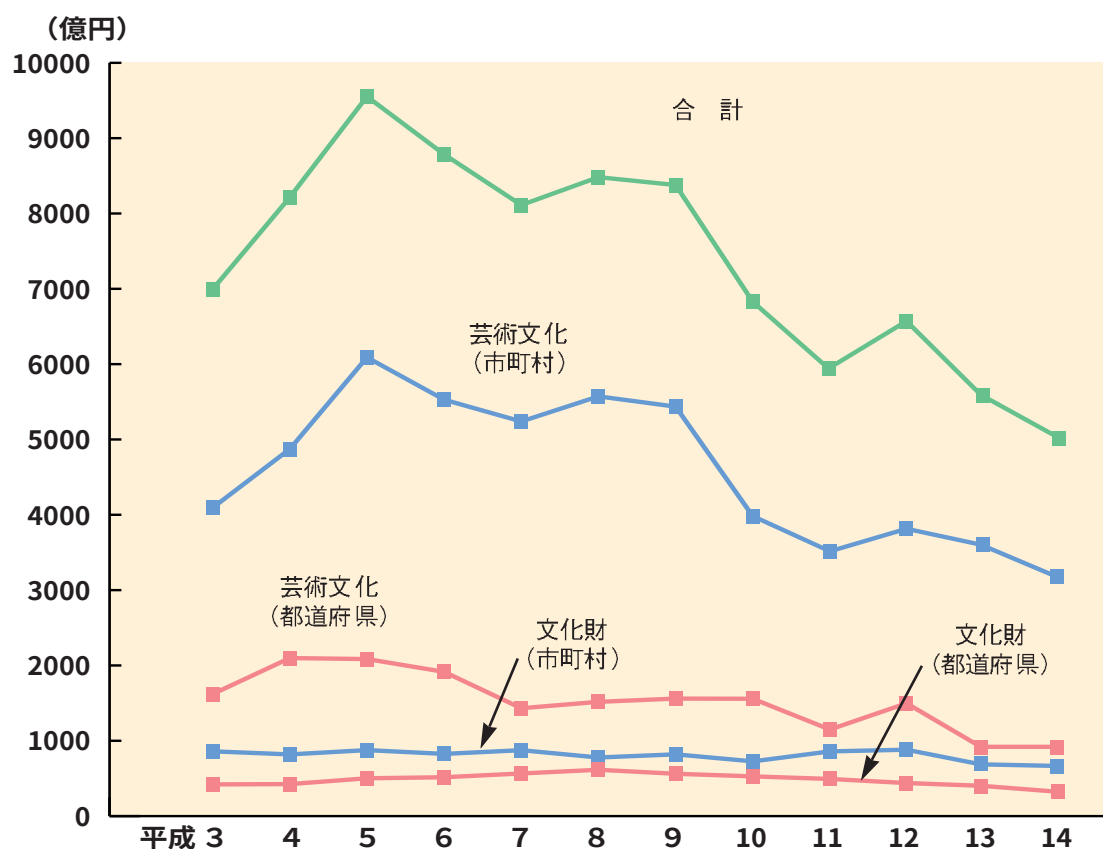
(単位：百万円)



地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少が続いています（図-A）。その主な原因には、文化施設建設費（ハードウェア費用）の減少がありますが、芸術文化事業費（ソフトウェアの費用）は平成5年以降もほぼ横ばいです（図-B）。地域における文化施設等のハード整備が進んだことをうけて、芸術文化経費を地域のソフト事業の充実や地域振興政策における文化的側面の重視という方向に充てる傾向にあると言えます。

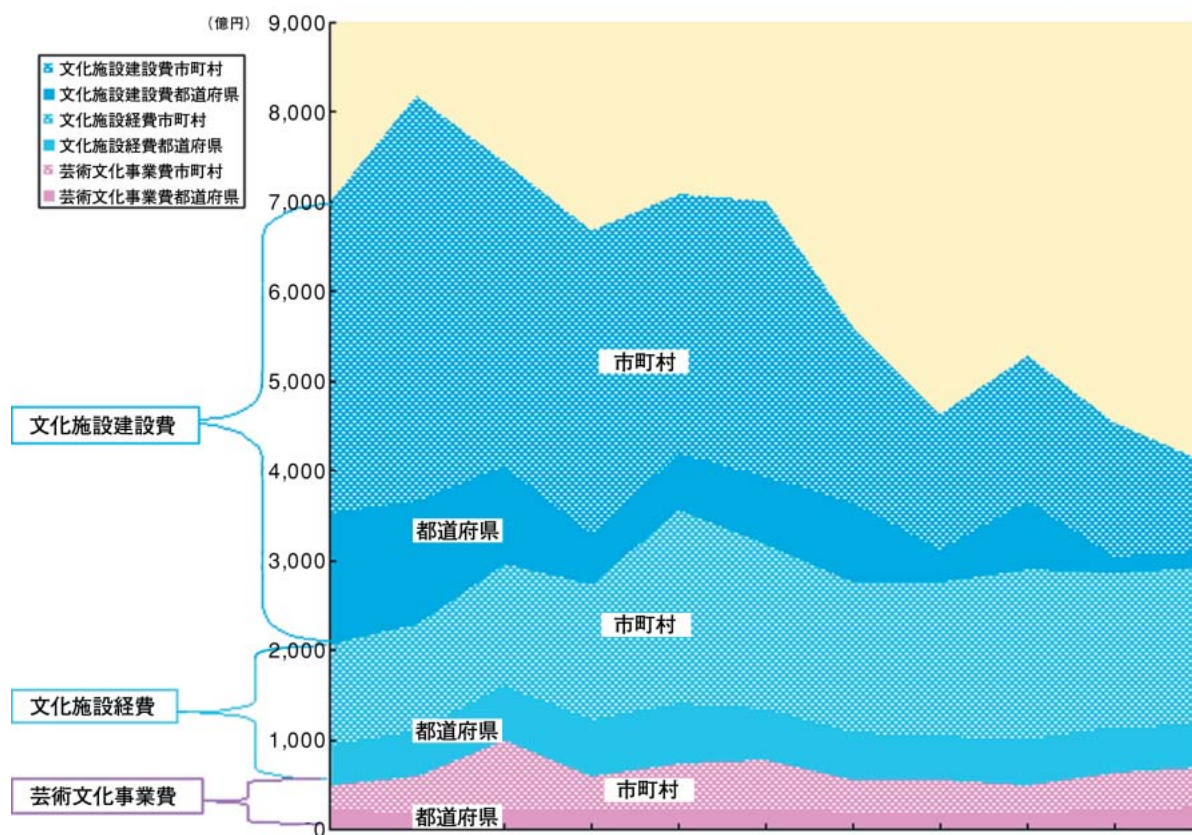
図-A 総括表



		平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
都道府県	芸術文化	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517	1,560	1,614	1,045	1,455	888	879
	文化財	421	425	502	516	566	615	562	557	523	464	445	292
	小計	2,041	2,523	2,587	2,431	1,998	2,132	2,122	2,171	1,568	1,919	1,333	1,171
市町村	芸術文化	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572	5,436	3,972	3,593	3,822	3,645	3,226
	文化財	860	819	876	826	875	779	820	785	831	845	672	624
	小計	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,351	6,256	4,757	4,424	4,667	4,317	3,850
合 計		6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,483	8,378	6,928	5,992	6,586	5,650	5,021

(単位: 億円)

図-B 地方公共団体における芸術文化経費の推移表



（単位：億円）

	芸術文化事業費 都道府県	芸術文化事業費 市町村	文化施設経費 都道府県	文化施設経費 市町村	文化施設建設費 都道府県	文化施設建設費 市町村	合 計
平成 4 年度	193	296	447	1,125	1,458	3,452	6,971
平成 5 年度	190	393	518	1,192	1,377	4,501	8,175
平成 6 年度	225	764	606	1,361	1,084	3,401	7,443
平成 7 年度	225	354	639	1,520	567	3,364	6,671
平成 8 年度	220	508	666	2,158	630	2,906	7,089
平成 9 年度	231	539	569	1,834	760	3,062	6,996
平成10年度	189	356	526	1,672	899	1,942	5,586
平成11年度	190	354	491	1,715	363	1,525	4,638
平成12年度	182	311	506	1,900	766	1,610	5,277
平成13年度	200	437	497	1,716	191	1,491	4,533
平成14年度	234	449	467	1,762	179	1,015	4,106

※各費目の積み上げと合計額は億円単位に揃える関係で必ずしも一致しない。

(4) 文化芸術振興基本法

議員立法として「文化芸術振興基本法」が国会に提出され、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。本法律は今後の我が国の文化振興の礎となるものと言えます。

◆法律の趣旨

文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な振興を図る。

◆法律の内容

第一章 総則（第1条～第6条）

目 的（第1条）

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念（第2条）

- ・ 芸術家等の自主性の尊重
- ・ 芸術家等の創造性の尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

（第3・4条）

国及び地方公共団体の責務

（第5条）

国民の関心及び理解

第二章 基本方針（第7条）

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策（第8条～第35条）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 文化芸術の各分野の振興 | ・ 国民の鑑賞等の機会の充実 |
| ・ 地域における文化芸術の振興 | ・ 学校教育における文化芸術活動の充実 |
| ・ 国際文化交流の推進 | ・ 文化施設の充実 |
| ・ 人材の養成・確保 | ・ 情報通信技術の活用の推進 |
| ・ 国語・日本語教育の充実 | ・ 民間の支援活動の活性化 |
| ・ 著作権等の保護・利用 | ・ 政策形成の民意の反映 |
- 等

(5) 文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術振興基本法第7条に基づいて、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために政府として策定したものであり、本基本方針を踏まえて文化芸術の振興に取り組んでいきます。

①策定の経緯

- ・平成13年12月7日 文化芸術振興基本法公布、施行
- ・平成14年6月5日 文化審議会に「基本方針」諮問
- ・平成14年12月5日 文化審議会が「基本方針」答申
- ・平成14年12月10日 閣議決定

②基本方針の概要

ま え が き — 今後概ね5年間を見通し、施策の総合的な推進を図るための方針

1. 文化芸術の振興の基本的方向

(1) 文化芸術の振興の必要性

文化芸術は国民全体の社会的財産。社会全体でその振興を図ることが必要

(2) 文化芸術の振興における国の役割等

①国の役割

国民の自発的な活動の刺激・伸長、文化芸術の享受のための条件整備
「文化芸術の頂点の伸長」と「文化芸術の裾野の拡大」を基本とする

②重視すべき方向

「文化芸術に関する教育」、「国語」、「文化遺産」、「文化発信」、「文化芸術に関する財政措置及び税制措置」

③地方公共団体及び民間の役割

地域の特性に応じ、自主的に多様で特色ある文化芸術を振興 等

(3) 文化芸術の振興に当たっての基本理念

「芸術家等の自主性の尊重」等8項目

(4) 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

「芸術家等の地位向上のための条件整備」、「国民の意見等の把握、反映のための体制の整備」、「支援及び評価の充実」、「関係機関の連携・協力」

2. 文化芸術の振興に関する基本的施策

今後取り組むべき基本的施策として、「芸術等の各分野の文化芸術の振興」、「文化財の保存・活用」、「地域の文化芸術の振興」、「国際文化交流の推進」、「芸術家等の養成・確保」、「国民の文化芸術活動の充実」、「文化施設等の充実」など11の項目について、107の事項の施策を新しい視点に立って具体的に記述。

(6) 文化関係の税制

民間の様々な文化活動を支援することなどを目的として、次のような税制上の特別措置が講じられています。

国税

事 項	措 置 内 容	適用年度
特定公益増進法人	〔公益法人〕（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	昭和51年度 （登録博物館に係る業務を行う法人については、平成9年度）
	〔独立行政法人〕 ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会（平成15年10月～）	平成13年度
	〔特殊法人〕 ・日本芸術文化振興会（～平成15年9月）	平成元年度
	認定特定非営利活動法人 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄付金と同様の取扱い（所得税・法人税） 昭和62年度
指定寄付金	〔公益法人〕 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	〔個人の寄付金〕 「寄付金（所得金額の30%を限度）－1万円」を所得控除（所得税） 昭和40年度
	〔独立行政法人〕 ・国立美術館・国立博物館・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	〔法人の寄付金〕 寄付金を全額損金算入（法人税） 平成13年度
相続財産の寄付	〔公益法人〕（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税（相続税） 昭和52年度
	〔独立行政法人〕 ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会（平成15年10月～）	平成13年度
	〔特殊法人〕 ・日本芸術文化振興会（～平成15年9月）	平成元年度
	〔認定特定非営利活動法人〕 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度

事 項	措 置 内 容	適用年度
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財（動産または建物）の譲渡（平成19年12月31日まで）	非課税（所得税） 昭和47年度
	・国、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の譲渡（平成19年12月31日まで）	1/2課税（所得税） 昭和47年度
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除（所得税）、損金算入（法人税） 昭和45年度
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除（相続税・贈与税） 平成15年度
	・登録有形文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税） 平成15年度
	・伝統的建造物（文部科学大臣が告示するもの）である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税） 平成15年度
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ 平成10年度

地方税

事 項	措 置 内 容	適用年度
重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税（固定資産税・特別土地保有税・都市計画税） 昭和25年度
	・登録有形文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税） 平成17年度
	・登録有形民俗文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税） 平成17年度
	・登録記念物（家屋及びその敷地）	1/2課税（固定資産税） 平成17年度
	・重要文化的景観を形成している家屋（文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地	1/2課税（固定資産税） 平成17年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの）	非課税（固定資産税・都市計画税） 平成元年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減（固定資産税・都市計画税） 平成12年度

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

(7) 文化関係の融資制度

文化関連施設に対する日本政策投資銀行の長期の融資制度は以下のとおりです。(平成17年5月現在)

1. 空間有効活用事業

融 資 要 件

- ①融資対象者：民間事業者
- ②金 利：政策金利Ⅱ
(1.5%+リスクに応じた追加金利)
- ③融 資 比 率：最高40%

融資対象事業

映画などのコンテンツ制作事業者等、知的財産を保有する企業が信託等により著作権等の知的財産権を流動化して資金調達する事業

(備 考) 平成16年度新規創設

2. 文化関連施設整備事業

融 資 要 件

- ①融資対象者：民間事業者
- ②金 利：政策金利Ⅰ
(1.5%+リスクに応じた追加金利)
- ③融 資 比 率：最高40%

融資対象事業

- ア. 劇場・音楽堂等公演にかかる施設・設備等の整備事業
- イ. 美術館・博物館等展示にかかる施設・設備等の整備事業

(備 考) 平成15年度新規創設

(8) 文化審議会

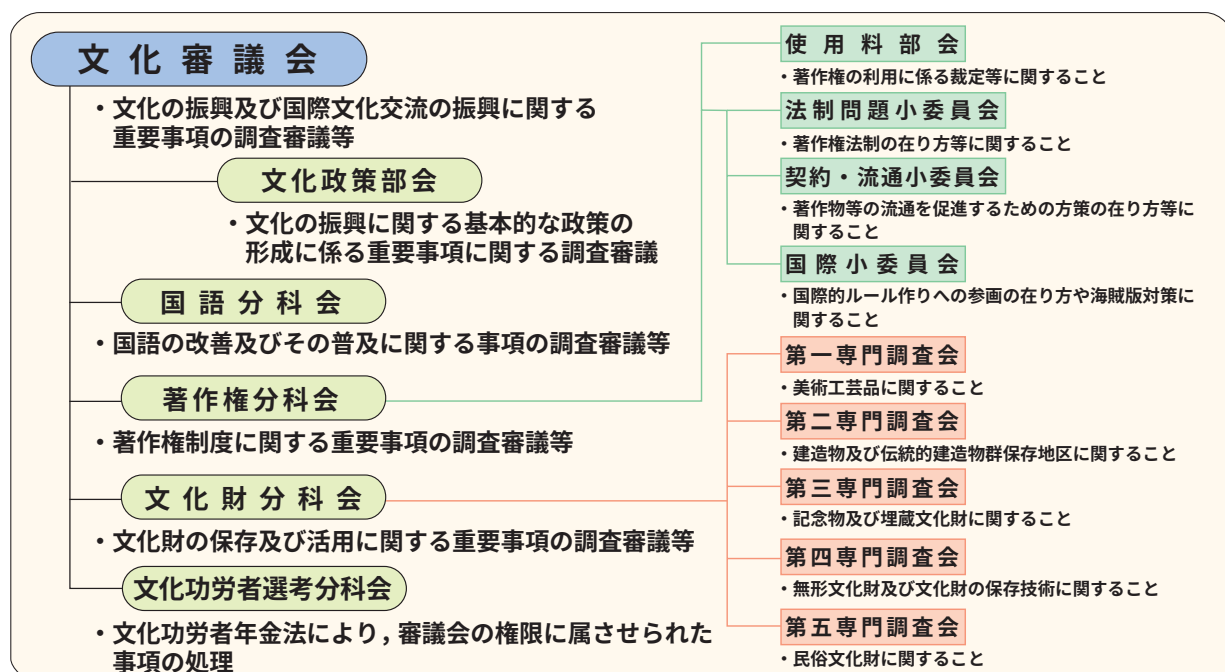
省庁再編に伴い、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能が整理・統合され、平成13年1月6日付けで文化審議会が設置されました。

文化審議会においては、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

これまでに、文化行政全般については、「文化を大切にする社会の構築について」答申（平成14年4月24日）、「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」答申（平成14年12月5日）を行いました。また、国語に関しては、「これからの時代に求められる国語力について」答申（平成16年2月3日）を行いました。

また、文化審議会には国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会、文化政策部会が設置され、各分野の重要事項等についても調査審議を行います。

◆文化審議会組織図



(平成17年2月17日現在)

文化審議会 答申「文化を大切にする社会の構築について」

文化審議会では、平成14年4月24日に「文化を大切にする社会の構築について」答申を行い、今後の社会における文化の機能・役割、文化を大切にする社会を構築するための方策について提言しています。

文化審議会 答申（骨子） 「文化を大切にする社会の構築について」 ～ 一人一人が心豊かに生きる社会を目指して～

今後の社会における文化の機能・役割

○文化は、

- ① 人間が人間らしく生きるために、
- ② 人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するために、
- ③ より質の高い経済活動を実現するために、
- ④ 科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するものとなるために、
- ⑤ 世界の多様性を維持し、世界平和の礎をつくるために

極めて重要

○社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として「文化」を念頭において振る舞う社会、言わば「文化を大切にする社会」の構築が必要

○そのためには、一人一人が文化を大切にする心を持ち、行政は文化を機軸にして施策を展開し、企業は文化の価値を追求して行動することが求められる



文化を大切にする社会を構築するために

社会全体で文化振興に取り組む

- 個人、企業、地方公共団体、国のそれぞれが文化の担い手としての役割を果たす
- 文化予算の充実と寄附促進のための税制措置の充実
- 国、地方公共団体、民間等のネットワークの形成

文化を大切にする心を育てる

- 我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育の充実
- 子供の文化体験活動を推進、豊かな人間性や多様な個性を育成
- 教員が豊かな感性や幅広い教養を持ち、学校教育活動全体を文化的なものとする
- 国語の役割を重視し、国語教育を質的かつ量的に充実

我が国の「顔」となる芸術文化を創造する

- 世界に誇れる芸術文化の創造活動への重点支援
- 世界に通じる芸術家の育成

文化遺産を保存し、積極的に活用する

- 総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用
- 人々の主体的な参加による文化遺産の保存・活用

日本文化を総合的・計画的に世界へ発信する

- 国際文化交流マスタープランの策定
- 外国人に対する日本語教育の推進

文化審議会文化政策部会報告書「地域文化で日本を元気にしよう！」

文化審議会文化政策部会では、平成17年2月2日に報告書「地域文化で日本を元気にしよう！」をまとめ、地域文化を振興し、日本全体を「文化力」で元気にすることを提言しました。報告書では、現状を踏まえた地域文化の振興課題を7つに整理するとともに、先進的な取り組み事例を27紹介し、各地域での一層の取り組みを促しています。

「地域文化で日本を元気にしよう！」（概要）

文化審議会文化政策部会

地域文化を振興する意義

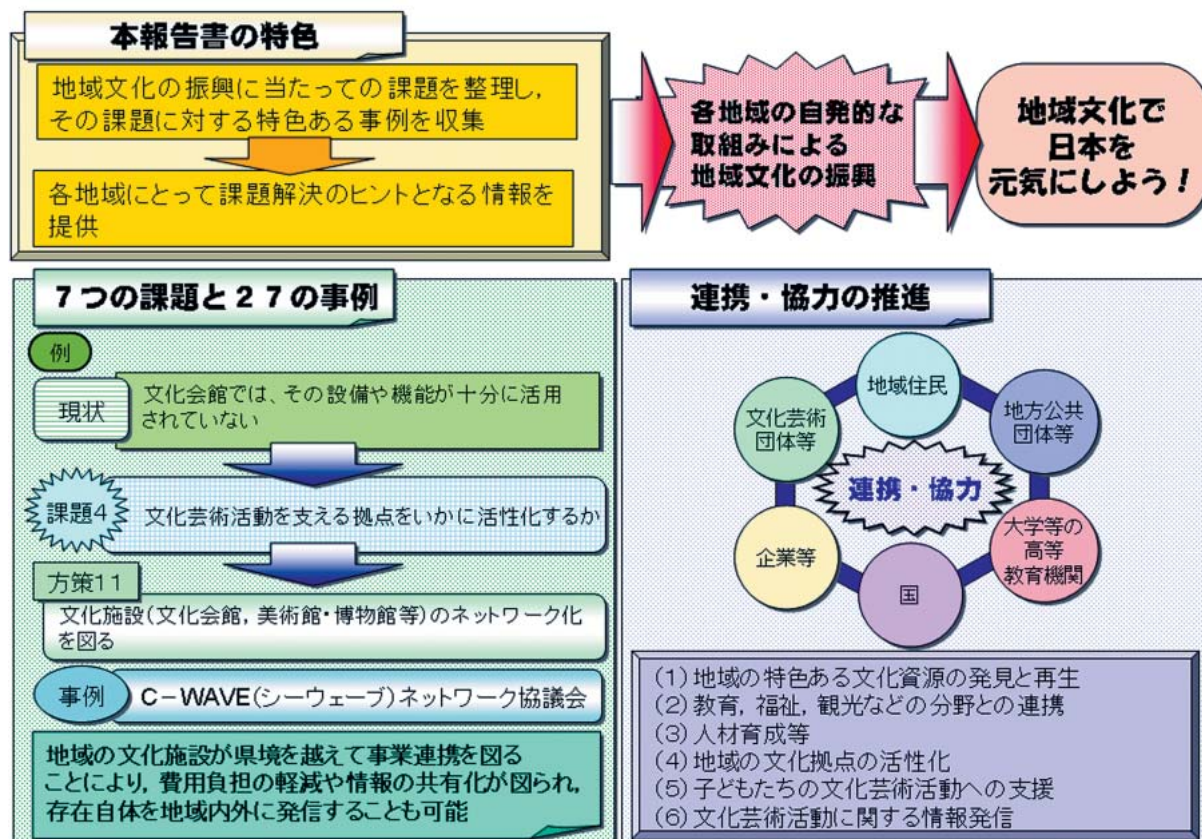
人の心の豊かさを創出するなどの本質的な意義に加えて、文化には人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力（文化力）がある。

地域における文化の現状

地方公共団体の文化関係経費は財政の厳しさを反映し文化施設建設費を中心に減少しているが、住民の要望の重点もハードからソフトへ質的な充実の方向に移行しつつある。行政主導の文化振興から、住民、文化団体、企業等と行政との連携協力型の展開に変化してきている。

課題と事例・活性化に向けて

7つの課題（文化力の結集・人材育成と登用・子どもたちの文化芸術活動への支援等）27の事例（具体的な団体の活動を紹介・インターネット上で簡単なアクセスが可能）今後関係者に期待される具体的な役割と取組みにつき、住民・文化芸術団体・大学等・企業等・地方公共団体・国の6者について提言。



http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05021601/020.htmからワンクリックで事例にアクセスできます。

(9) 各文化芸術活動への支援の概要

芸術家、文化芸術団体、地方公共団体が行う文化芸術活動に対する文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会が行う支援の概要は下記のとおりです。

舞台芸術活動への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による最高水準の舞台芸術公演等への支援 最高水準の舞台芸術公演に対して重点支援。 (2) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 現代舞台芸術の創造普及の公演活動で、親しみやすい公演や芸術活動の裾野を広げるものに対して支援。 (3) 日本芸術文化振興会の舞台芸術振興事業助成金による支援 我が国の芸術水準の向上に資する創作性の高い公演を支援
美術の創造普及活動への支援	○ 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 広く美術に親しめる環境の醸成に資する美術の創造普及のための展示活動を支援。
映画への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による支援 ① 魅力ある日本映画・映像の創造 - 映画製作への支援 映画芸術団体への活動、新人監督やシナリオ作家を起用した作品の製作、地域において企画・制作される作品の製作などを支援。 - 先駆的・実験的な創作企画への支援 メディア芸術の優れた作り手の創作企画について支援。 - 映画撮影・編集の高度化 フィルムコミッションの活動支援を行うとともにデジタル編集合成技術の調査研究を実施。 - 映画・映像等の顕彰 新しいメディア芸術について顕彰を行うメディア芸術祭を開催するとともに、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあったものを顕彰。 ② 日本映画・映像の流通の促進 - 海外映画祭への出品等支援 海外映画祭において、日本映画の出品等を支援。 - 海外のメディア芸術祭への参加等の支援 我が国のメディア芸術作品の海外メディア芸術祭等への出品支援。 - 国内上映・映画祭の支援 上映の機会に恵まれない優れた日本映画の上映、上映事業者の行う映画上映活動、国内における映画祭の実施などに対して支援。 「日本映画情報システム」の開発・整備 映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者等との交流の場として、インターネット上に「日本映画情報システム」を設置。 ③ 映画・映像人材の育成と普及等 - 映画関係団体等の人材育成事業の支援 映画関係団体等の人材養成機関が行う人材育成事業等を支援。 - 子どもへの日本映画の普及 子どもたちの映画館等における鑑賞機会を提供するとともに映画を教材とした体験活動を行う際に必要なデータベースを作成。 ④ 日本映画フィルムの保存・継承 - 映画フィルム保存記録推進事業 映画フィルムを国立の映画専門機関である東京国立近代美術館フィルムセンターが収集し保管する事業を実施。 - 映画フィルムデジタルアーカイブ化推進事業 デジタル技術を活用し、映画フィルムを半永久的な保存及び修復・復元するとともに鑑賞機会の拡大を図る。 (2) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 映画の製作活動(劇映画、記録映画、アニメーション映画)に対して支援。
大衆芸能公演への支援	○ 「文化芸術創造プラン」による最高水準の大衆芸能の公演への支援 最高水準の大衆芸能の公演に対して重点支援。
伝統芸能公演、伝統文化の保存・活用への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による最高水準の伝統芸能の公演への支援 最高水準の伝統芸能の公演に対して重点支援。 (2) ふるさと文化再興事業 伝統文化保存団体等が実施する祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化の保存・活用のための事業を支援。 (3) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 広く伝統芸能に親しむ環境の醸成に資するための公開活動を支援。
芸術の国際交流への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による支援 ① 優れた芸術の国際交流への支援 我が国と外国との二国間の芸術交流の推進、海外とのオペラ等の共同制作、海外での有名なフェスティバル等への参加を支援。 ② 「国際交流による地域文化活性化事業」による支援 国民文化祭や全国高等学校総合文化祭に海外から高校生や文化団体等を招へいするとともに、海外のフェスティバル等に高校生や文化団体等を派遣し、相互交流することで、地域文化の活性化を支援。 (2) 日本芸術文化振興会芸術文化振興基金による支援 我が国の芸術団体が外国の芸術団体またはグループ等と交流して行う芸術創造活動で、我が国の芸術文化の発展に資する活動を支援。

新進芸術家の養成への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による新進芸術家の養成・発表への支援 ①新進芸術家海外留学制度 美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の芸術団体や芸術家等への留学を支援。 ②新進芸術家国内研修制度 新進芸術家が美術、音楽、舞踊、演劇、伝統文化等の各分野について、国内の研修機関において実践的な研修を受ける機会を提供。 ③海外新進芸術家招へい事業 美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野において、海外の優秀な新進芸術家を我が国で研修させることにより、我が国の新進芸術家との交流を通じ、相互の技術を向上。 ④新進芸術家の育成公演事業 新進芸術家海外留学制度により研修を行った若手芸術家に研修成果を発表する機会を提供するとともに、各芸術団体の新進芸術家にも発表の機会を提供。 (2)「文化芸術創造プラン」による芸術団体等が行う養成・発表機会の充実 ①芸術団体人材育成支援事業 統括団体が自主的に行う新進芸術家等に対する養成・研修事業や新人コンクール、伝統芸能等の人材確保を図る事業を支援。 ②優秀指導者特別指導助成 音楽、舞踊、演劇等の各分野において、世界のトップクラスの指導者を我が国の芸術家に指導・助言を与えてもらうことにより、我が国の芸術各分野の一層の向上を図る。
地域文化振興への支援	(1)「文化芸術創造プラン」の『「文化芸術による創造のまち」支援事業』による支援 我が国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化を推進。 (2)ふるさと文化再興事業による支援 地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援。 (3)国民文化祭による支援 国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に共演・交流、発表する場を提供。 (4)日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 ①地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動)への支援 地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援。 ②地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動)への支援 地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援。 ③アマチュア等の文化団体活動への支援 地域に根ざした文化活動や広く国民が参加する文化活動を支援。 ④歴史的集落・町並み保存活用活動への支援 城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統を持った集落・町並みの保存・活用を図る活動を支援。 ⑤民俗文化財の保存活用活動への支援 各地に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援。 ⑥伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動への支援 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存・伝承や伝統工芸技術の復元等、我が国の文化財の保存伝承等に資する活動を支援。
文化施設への支援	(1)「文化芸術創造プラン」(新世紀アーツプラン)の芸術拠点形成事業による支援 公立文化会館や劇場、美術館・博物館での我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作、公演等に対して重点支援。 (2)公立文化施設の活性化に向けた支援 公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域連携型の事業に対する支援や新人公演への支援及び地域相互の情報提供・専門家の研修を実施。
文化ボランティア活動への支援	○文化ボランティア推進モデル事業による支援 文化施設・NPO法人その他において、多様な観点から文化ボランティアの継続的な活動の場を創設、提供し、モデル的な事業を行うものを支援。
子どもの文化芸術活動への支援	(1)文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)の「こどもの文化芸術体験活動の推進」による支援 ①本物の舞台芸術に触れる機会の確保 学校や公立文化施設などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に触れる機会を提供。 ②伝統文化こども教室事業 次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供。 ③学校の文化活動の推進 優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話、実技披露等を行う。 ④「文化芸術による創造のまち」支援事業(再掲) 我が国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化を推進。 ⑤「地域教育力再生プラン」(文化体験プログラム支援事業) 各市町村において、子どもたちが年間を通じて多様な機会に多種の文化に触れあい体験する文化体験プログラムを作成・実施するモデル事業を支援。

II

芸術創造活動の推進

芸術創造活動の推進施策の概要

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にあります。芸術家や芸術団体の創造活動がより活性化するためには、それを支える創造環境を整備充実していくことが不可欠です。

文化庁では、次のような施策を展開し、芸術創造活動の推進を図っています。

施 策	概 要	平成17年度予算額
(1) オペラ、バレエ、演劇等の重点支援による最高水準の芸術の創造 ① 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援 ② 舞台芸術の国際フェスティバルの開催 ③ 優れた芸術の国際交流	最高水準の舞台芸術公演（オーケストラ、オペラ、舞踊、演劇、大衆芸能等）、伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等）等に対する重点支援。 世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、バレエ、演劇等の国際フェスティバルを開催。 我が国と外国との二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や海外のフェスティバル等への参加を支援。	99億26百万円 （77億23百万円） （3億39百万円） （18億64百万円）
(2) 「日本映画・映像」振興プランの推進 ① 魅力ある日本映画・映像の創造 ② 日本映画・映像の流通の促進 ③ 映画・映像人材の育成と普及等 ④ 日本映画フィルムの保存・継承	我が国の映画水準の向上や新人監督等の育成、地域の活性化などを目的とした製作支援等を行うとともに、顕彰の実施などを実施。 日本映画がより多くの上映機会に恵まれ、海外にも市場が広がるよう、国内における上映・映画祭支援や海外への発信支援を実施。 映画関係団体等が行う人材育成事業を支援することで、我が国における映画・映像人材の養成機能を高める。また、子どもが映画館等で日本映画に直接触れる機会を設ける。 我が国の貴重な文化遺産である映画フィルムの確実な収集・保管を進める。	24億70百万円 （14億14百万円） （5億27百万円） （1億33百万円） （3億96百万円）
(3) 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成 ① 新進芸術家の養成、発表への支援 ② 芸術団体等が行う養成、発表機会の充実	我が国の新進芸術家の海外留学・国内研修、海外の新進芸術家の招へい、新進芸術家の育成公演事業を実施。 芸術団体等が行う人材育成支援事業、世界のトップクラスの指導者を海外から招へいする優秀指導者特別指導助成、国民文化祭の開催、国際交流による地域文化活性化事業、公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流を実施。	26億60百万円 （12億42百万円） （14億18百万円）
(4) 芸術祭の開催	意欲的な公演の発表機会の提供、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催。	1億8百万円
(5) 芸術家等の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院賞、芸術選奨等。	—
(6) 舞台芸術振興事業	日本芸術文化振興会が国からの運営費交付金を財源として、芸術団体が国内において行う我が国の舞台芸術の水準向上に資する公演活動を支援。	6億11百万円
(7) 芸術文化振興基金	芸術文化振興基金の運用益をもって、芸術文化団体等の文化活動に対して幅広く助成。	14億38百万円 ※

※数字は平成17年度映画の製作活動第2回分を除く

(1) オペラ，バレエ，演劇等の重点支援による最高水準の芸術の創造

芸術創造活動の推進については，平成17年度も引き続き「文化芸術創造プラン」として，芸術創造活動の充実を図り，舞台芸術等に対する重点支援を開始し，世界水準の芸術家・芸術団体の養成を行っています。

舞台芸術等に対する重点支援

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する重点支援や音楽，舞踊，演劇の国際フェスティバル，芸術による国際交流を推進し，世界水準の芸術家・芸術団体を養成する。

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援

最高水準の芸術創造活動に対する重点支援。

①芸術創造活動重点支援事業

最高水準の現代舞台芸術(音楽，舞踊，演劇)・伝統芸能(能楽，歌舞伎，文楽等)，大衆芸能に対する重点支援を実施。

②芸術拠点形成事業

公立文化会館や劇場等における我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作の公演，その他の事業に対する支援を実施。

舞台芸術の国際フェスティバルの開催

我が国において，世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て，音楽，演劇，舞踊等の国際フェスティバルを開催。

国際芸術交流支援事業

二国間における芸術交流の推進，海外との優れたオペラ等の共同制作や，世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

平成16年度文化庁支援公演より



財団法人松山バレエ団「くるみ割り人形」 Photo by A.Iijima



特定非営利活動法人ク・ナウカ シアターカンパニー
「アンティゴネ」 ©内田琢麻

(2) 舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)の開催

舞台芸術国際フェスティバル（IPAF）は、我が国と海外の芸術家・芸術団体が競演する場を提供することにより、我が国の世界水準の舞台芸術を海外に発信し、文化芸術面での国際交流の推進を図り、我が国の文化芸術水準の向上と振興、ひいては世界の文化芸術活動の発展に資することを目的として、平成14年度から開催しています。

3年目の開催となる平成16年度は、「アジアの文化交流」をテーマとして、9月12日から11月12日まで約2カ月間、東京と関西にて、音楽と舞踊の12主催公演を実施し、日本と海外の芸術家との共同制作を重視した公演や、美術館や博物館、寺院などで行う実験的な公演も実施しました。

平成16年度 IPAF



ビゼー作曲 オペラ4幕 カルメン



ポップアジア 2004



日韓合同バレエ公演 眠れる森の美女

平成16年度舞台芸術国際フェスティバル（IPAF）実施内容

東京公演	●プレイベント「未来の新星たち」～留学生ガラ・コンサート～ ①オープニング・コンサート ②チョン・ミョンフン ハートフル・コンサート ③ビゼー作曲 オペラ4幕 カルメン ④上野の森ミュージアムコンサート ⑤パシフィック・コーラルデイズ ～カナダ、オーストラリア、日本一声のトライアングル～ ⑥オーケストラから見えるアジアの“今”と“未来” アジアオーケストラウィーク2004 ●ポップアジア2004 TOKYO SPECIAL（追加公演）
関西公演	⑦オーケストラから見えるアジアの“今”と“未来” アジアオーケストラウィーク2004 ⑧日韓合同バレエ公演 眠れる森の美女 ⑨～古都に流れる現代の響き～ “いにしえ” からベリオ ルチアーノ・ベリオ作曲「セクエンツァ全曲演奏」 ⑩アジアのスーパー・ガラ・コンサート2004 ～かよいあう心～ ⑪Producers Products Series ⑫ポップアジア2004

(3)「日本映画・映像」振興プランの推進

①メディア芸術祭の開催等

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化の振興普及に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ（内容）となるコンピュータ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、メディア芸術の振興を図るため、次のような施策を展開しています。

メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興を図るため、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供。

メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを実施。（<http://plaza.bunka.go.jp/>）

先駆的・実験的な創作活動への支援

メディア芸術の優れた作り手の創作企画について支援。

海外のメディア芸術祭への参加等支援

我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供。

平成16年度（第8回）文化庁メディア芸術祭

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成16年度は合計1,498作品の応募があり、審査委員会を経て大賞4作品、優秀賞16作品、奨励賞4作品、功労賞1名が選ばれました。



メディア芸術祭シンボルマーク
（澄川喜一氏（彫刻家）作）

平成16年度（第8回）文化庁メディア芸術祭 受賞作品

【アート部門】



©Electronic Shadow

【大賞】 3 minutes[®]
（インスタレーション）
作者：Electronic Shadow

【マンガ部門】



©Fumiyo Kouno／双葉社

【大賞】 夕屈の街 桜の国
（ストーリーマンガ）
作者：こうの史代

【エンターテインメント部門】



©2004 Nintendo

【大賞】 まわるメイドインフリオ
（ゲーム）
作者：まわるメイドインフリオ開発
チーム代表 阿部 悟郎

【アニメーション部門】



©2004 MIND GAME Project

【大賞】 マインド・ゲーム
（劇場公開）
作者：監督・脚本 湯浅 政明
／原作 ロビン西

②映画芸術の振興

映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、製作本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく減少しています。一方、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁では、平成15年4月に「映画振興に関する懇談会」で取りまとめられた「これからの日本映画の振興について（提言）」を受け、一層の映画振興に取り組んでいます。

平成16年度からは、①魅力ある日本映画・映像の創造②日本映画・映像の流通の促進③映画・映像人材の育成と普及等④日本映画フィルムの保存・継承を四つの柱とする「日本映画・映像」振興プランを推進しています。

また、フィルムの収集・保存を中心に行っている東京国立近代美術館フィルムセンターについては、「フィルムセンターの在り方に関する検討会」において、もっと多くの映画人が利用し、我が国の映画の中核的機関として、どのような在り方が望ましいのかについて検討し、昨年9月に「フィルムセンターの独立について（審議のまとめ）」が出されました。



東京国立近代美術館フィルムセンター

日本映画の現状

◆平成16年（2004年）の日本映画の現状

- ・映画館数 2,825館（前年比105.4%）（ピーク時 昭和35年 7,457館の38%）
- ・邦画封切本数 310本（前年比108.0%）（ピーク時 昭和35年 547本の57%）
- ・入場者数 1億7,009万人（前年比104.8%）（ピーク時 昭和33年 11億2,745万人の15%）
- ・興行収入 2,109億1,400万円（前年比103.8%）（ピーク時 昭和33年の約44% ※物価上昇換算）

◆主要な映画統計

年	映画関数	封切本数			入場者数	興行収入	平均料金
		邦画	洋画	合計			
	館	本	本	本	千人	百万円	円
1958 昭33	7,067	504	169	673	1,127,452	72,346	64
1959 昭34	7,400	493	210	703	1,088,111	71,141	65
1960 昭35	7,457	547	216	763	1,014,364	72,798	72
1965 昭40	4,649	487	264	751	372,676	75,506	203
1970 昭45	3,246	423	236	659	254,799	82,488	324
1975 昭50	2,443	333	225	558	174,020	130,750	751
1980 昭55	2,364	320	209	529	164,422	165,918	1,009
1985 昭60	2,137	319	264	583	155,130	173,438	1,118
1990 平2	1,836	239	465	704	146,000	171,910	1,177
1995 平7	1,776	289	321	610	127,040	157,865	1,243
1996 平8	1,828	278	320	598	119,575	148,870	1,245
1997 平9	1,884	278	333	611	140,719	177,197	1,259
1998 平10	1,993	249	306	555	153,102	193,499	1,264
1999 平11	2,221	270	298	568	144,762	182,835	1,263
2000 平12	2,524	282	362	644	135,390	170,862	1,262
2001 平13	2,585	281	349	630	163,280	200,154	1,226
2002 平14	2,635	293	347	640	160,767	196,780	1,224
2003 平15	2,681	287	335	622	162,347	203,259	1,252
2004 平16	2,825	310	339	649	170,092	210,914	1,240

（社）日本映画製作者連盟資料による

◆平成16年の主要な邦画作品の興行成績

公開月	題 名	興行 (単位：億円)	配給会社
11月	ハウルの動く城	200.0	東宝
5月	世界の中心で、愛をさけぶ	85.0	東宝
10月	いま、会いにゆきます	48.0	東宝
7月	劇場版ポケットモンスターアドバンスジェネレーション 裂空の訪問者 デオキシス	43.8	東宝
3月	・ドラえもん のび太のワンニャン時空伝 ・Pa-Pa-Pa ザ☆ムービーパーマン タコDEポン！アシHAポン！	30.5	東宝
4月	名探偵コナン銀翼の奇術師	28.0	東宝
3月	クイール	22.2	松竹
9月	スウィングガールズ	21.5	東宝
8月	NIN×NIN忍者ハットリくんTHE MOVIE	19.3	東宝
1月	半落ち	19.0	東映
3月	ワンピースTHE MOVIE 呪われた聖剣	18.0	東映
6月	海猿	17.4	東宝
4月	CASSHERN	15.3	松竹
1月	着信アリ	15.0	東宝
8月	・劇場版NARUTO大活劇！雪姫忍法帖だってばよ！！ ・劇場版NARUTO木の葉の里の大うん動会	13.7	東宝
12月	・ゴジラ×モスラ×メカゴジラ 東京SOS ・劇場版とっとこハム太郎 ハムハムグランプリ オーロラ谷の軌跡リボンちゃん危機一髪！	13.0	東宝
4月	クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶ！夕陽のカスカベボーイズ	12.8	東宝
7月	スチームボーイ	11.6	東宝
1月	解夏	10.9	東宝
3月	イノセンス	10.0	東宝

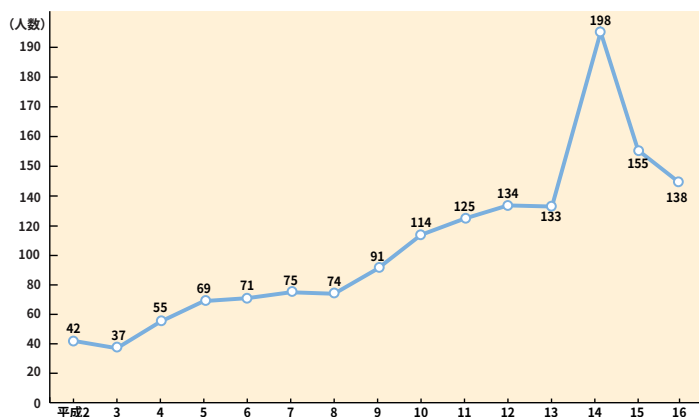
（社）日本映画製作者連盟資料による

(4) 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、「文化芸術創造プラン」として、新進芸術家の海外留学や、国内研修への支援、発表機会の確保、トップアーティストによる特別指導事業を開始し、新進芸術家の養成を図っています。

制 度	内 容
①新進芸術家の養成・発表への支援 ア.新進芸術家海外留学制度 イ. 新進芸術家国内研修制度 ウ. 海外芸術家招へい事業 エ. 新進芸術家の育成公演事業	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体、芸術家等への留学を支援することにより、実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(80日間)の4種類があり、平成16年度末までに2,097名を派遣。(昭和42年から平成13年度末までは、「芸術家在外研修」事業として実施。) 新進芸術家が美術、音楽、舞踊、演劇、伝統文化等の各分野について、国内の研修機関における実践的な研修の機会を提供。 美術、音楽、舞踊等の各分野において、海外の優秀な芸術家に我が国での研修機会の提供。 新進芸術家海外留学制度により研修を行った若手芸術家等に研修成果を発表する機会を提供。
②芸術団体等が行う養成・発表機会の充実 ア.芸術団体人材育成支援事業 イ.優秀指導者特別指導助成	統括団体が自主的に行う新進芸術家等に対する養成・研修事業や新人コンクール等の事業を支援。 音楽、舞踊、演劇等の各分野において、我が国の舞台芸術等の担い手に指導・助言を与えてもらうため、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

◆芸術家在外研修派遣人数の推移



〈芸術家在外研修のこれまでの派遣者の例〉

若杉 弘	(音楽：指揮)	昭和42年度
森下 洋子	(舞踊：バレエ)	昭和50年度
絹谷 幸二	(美術：洋画)	昭和52年度
佐藤しのぶ	(音楽：声楽)	昭和59年度
野田 秀樹	(演劇：演出)	平成4年度
諏訪内晶子	(音楽：器楽)	平成6年度
野村 萬斎	(演劇：狂言師)	平成6年度
崔 洋一	(映画：監督)	平成8年度
鴻上 尚史	(演劇：演出)	平成9年度

アートマネージメント

文化施設の運営や芸術文化団体の活動、あるいは、芸術文化関係の催しをより効果的で大きな成果があらうようにするための活動を称して「アートマネージメント」といいます。

その内容は極めて広い範囲にわたりますが、具体的には、企画制作、経理や組織管理等の管理関係の業務、広報活動やマーケティング等の業務が含まれます。

文化庁では、公立文化会館の管理運営担当職員を対象にしたアートマネージメント研修会等を行っています。



芸術家在外研修・研修成果の発表「DOMANI・明日」展
(平成17年1月21日～2月24日、損保ジャパン東郷青児美術館)

(5) 芸術祭の開催

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成15年度より文化庁が「関西元気文化圏」を推進していることから、芸術祭も関西で事業の拡充を行いました。

主催公演は、関西・関東で行われ、特に、関西での主催公演の充実が図られました。関西では、名流舞踊鑑賞会や、上方芸能特選会、日本名作映画鑑賞会、関東では、芸術祭オープニング「唄と語り～京舞を迎えて～」を皮切りに、バレエ「ライモンダ」、オペラ「エレクトラ」、「舞の会～京阪の座敷舞～」等を実施しました。

また、演劇・音楽・舞踊・演芸の4部門の参加公演及びテレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が贈られました。

第60回という節目の年となる平成17年は、開催期間を9月から12月に拡大し、名古屋での「芸術祭能名古屋公演」（仮題）のほか、東京・大阪などの各都市でさまざまな公演、作品展示などのイベントが行われます。

平成16年度（第59回）芸術祭



新国立劇場 バレエ「ライモンダ」 撮影：瀬戸秀美



国立能楽堂 特別企画公演〈特集 小町〉
能「卒都婆小町」 高橋 章



平成17年度（第60回記念）芸術祭シンボルマーク

〈平成16年度（第59回）芸術祭実施内容〉

○主催公演	芸術祭オープニング・国際音楽の日記念「唄と語り～京舞を迎えて～」 バレエ「ライモンダ」 国立能楽堂特別企画公演〈特集・小町〉連吟『 おうむこまち 鸚鵡小町』・狂言『歌仙』・能『 そとばこまち 卒都婆小町』 国立文楽劇場開場20周年特別記念公演 国立劇場おきなわ開場記念公演「名流舞踊鑑賞会」 国立文楽劇場開場20周年特別記念公演 「世界無形遺産」宣言1周年記念 通し狂言「仮名手本忠臣蔵」等 計9公演
○参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計165公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計99作品
○協賛公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計36公演

(6) 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名 称	内 容 等	発 足 年 度
文化勲章	文化勲章は、文化の発達に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各部門からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
文化関係者文部科学大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者に対し、文部科学大臣が表彰。	平成10年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能、評論等の10部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
優秀映画賞	日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に文化庁長官が優秀映画賞を贈呈（平成10年度までは優秀映画作品賞）。	平成2年度
舞台芸術創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、舞台芸術創作奨励賞を贈呈。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館において活用を図る。	昭和34年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

(7) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金（以下「基金」）は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約642億円（国からの出資金530億円、民間からの出えん金約112億円）の運用益が多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行っています。独立行政法人日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

芸術文化振興基金
シンボルマーク



芸術を限らないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄(グラフィック・デザイナー)作

◆助成の対象となる活動

1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動 (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動 (2) 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動 (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
2 地域の文化の振興を目的として行う活動 (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示活動 (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、活用する活動 (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し、活用する活動
3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動 (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動 (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

◆助成金交付状況

芸術文化振興基金による平成2年度から平成16年度までの助成金の交付実績は、11,133件、約276億円となっています。

(平成16年度交付状況)

助 成 対 象 分 野	応 募 件 数	交 付 件 数	助成金 交付額
○ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	1,084 件	331 件	989 百万円
○ 地域の文化の振興を目的として行う活動	321	189	207
○ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	317	179	192
合 計	1,722	699	1,388

◆募集及び審査の手続き

助成対象活動の募集
(公募による)

原則として毎年1回（活動実施年度の前年度中）に公募。
募集案内で定める書類を日本芸術文化振興会に提出。

審 査
芸術文化振興基金運営委員会
部会（4）・専門委員会（11）

芸術文化振興基金による助成を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会により、各分野の実情及び特性に応じた審査を行う。

助成対象・助成金額の決定

※芸術文化振興基金の詳細については、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先：独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部
〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-7411（代表）

(8) 企業等による文化芸術活動への支援

企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施したり、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

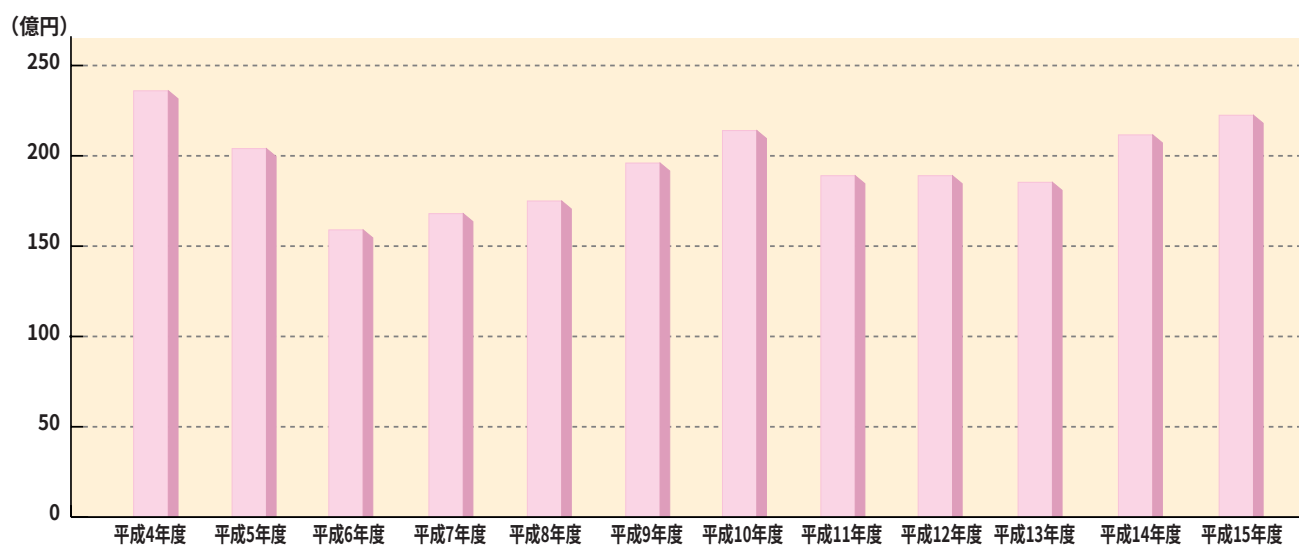
◆企業メセナの実施状況

年 度	実施企業数／回答企業数（実施率）
平成4年度	250社／403社（62.0％）
平成5年度	252社／376社（67.0％）
平成6年度	265社／404社（65.6％）
平成7年度	239社／358社（66.8％）
平成8年度	230社／325社（70.8％）
平成9年度	265社／436社（60.8％）
平成10年度	266社／464社（57.3％）
平成11年度	258社／445社（58.0％）
平成12年度	347社／592社（58.6％）
平成13年度	375社／602社（62.3％）
平成14年度	392社／619社（63.3％）
平成15年度	411社／632社（65.0％）

用語解説

〈メセナ（mécénat）〉
「芸術文化の保護・支援」を意味するフランス語で、古代ローマ時代、アウグストゥス帝の重臣で芸術を擁護したマエケナス（Maecenas）に由来する

◆メセナ活動費の総額



年 度	メセナ活動費の総額（回答企業数：1社平均）
平成4年度	236億1,297万円（186社：1億2,695万円）
平成5年度	204億6,983万円（190社：1億744万円）
平成6年度	159億2,280万円（211社：7,546万円）
平成7年度	168億1,771万円（174社：9,665万円）
平成8年度	175億5,527万円（176社：9,975万円）
平成9年度	196億8,807万円（183社：1億759万円）
平成10年度	214億7,871万円（210社：1億228万円）
平成11年度	183億2,865万円（194社：9,448万円）
平成12年度	183億4,119万円（265社：6,921万円）
平成13年度	175億8,029万円（283社：6,212万円）
平成14年度	212億6,398万円（320社：6,645万円）
平成15年度	224億2,517万円（351社：6,389万円）

〈資料〉（社）企業メセナ協議会「メセナリポート2003」

(社) 企業メセナ協議会

(会長・理事長：福原義春 (株) 資生堂名誉会長)

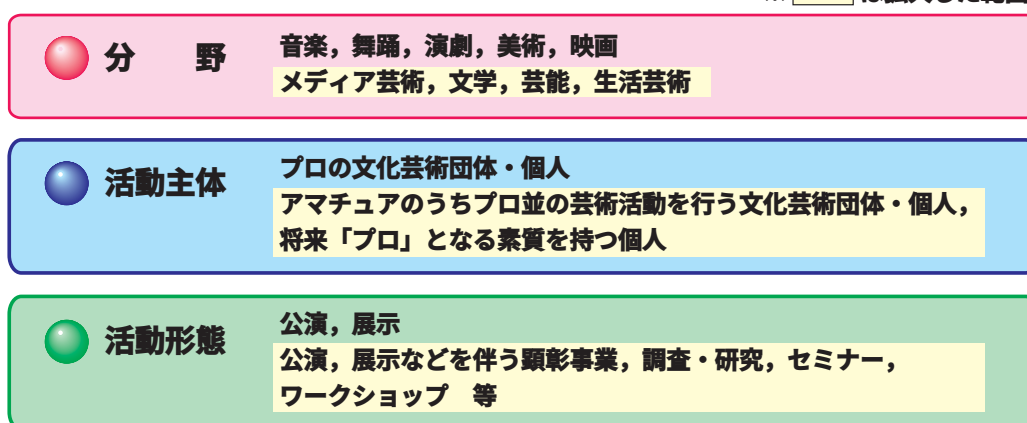
企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

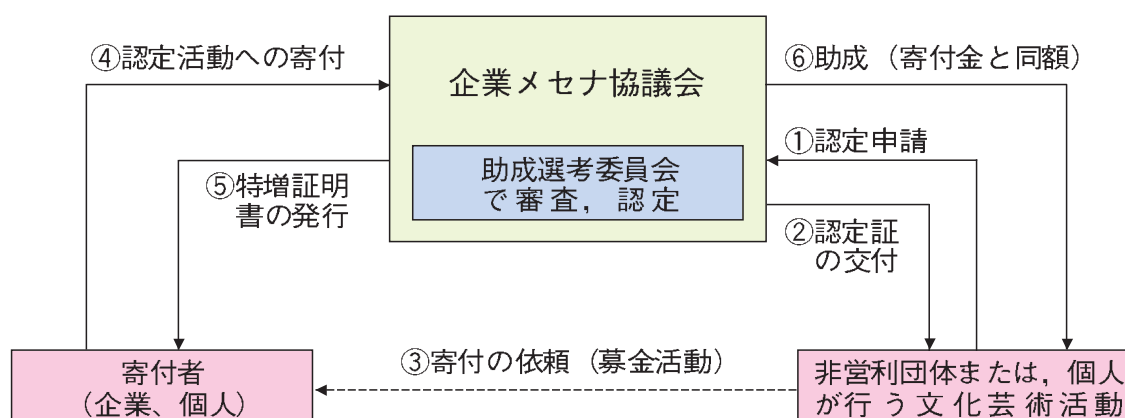
平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人からの寄付金に、損金算入や所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を、次のように拡大しました。

※ は拡大した範囲



◆企業メセナ協議会の助成認定事業



〈平成16年度実績〉

256件の芸術文化活動を認定し、1,643件総額6億4,932万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※助成認定事業に関する問い合わせ先：社団法人企業メセナ協議会

〒100-0006 東京都千代田区丸の内1-8-2 第1鉄鋼ビル1階

TEL 03-3213-3397

（社）企業メセナ協議会の全国展開

地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するため、（社）企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より順次、芸術文化支援に関する相談窓口を全国に計59ヶ所（平成17年4月30日現在）設置しています。

【全国展開の目的】

（社）企業メセナ協議会の行う活動は、助成認定事業が東京周辺に約7割が集中する現状にあり、その活動の全国展開が急務。

全国展開により、地域の多様な文化芸術活動への寄附を促進するなど、国民が居住地域に拘わらず等しく文化芸術に参加・鑑賞できる機会を充実。

【概要】

（社）企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より順次、芸術文化支援に関する相談窓口を全都道府県に設置していく計画。

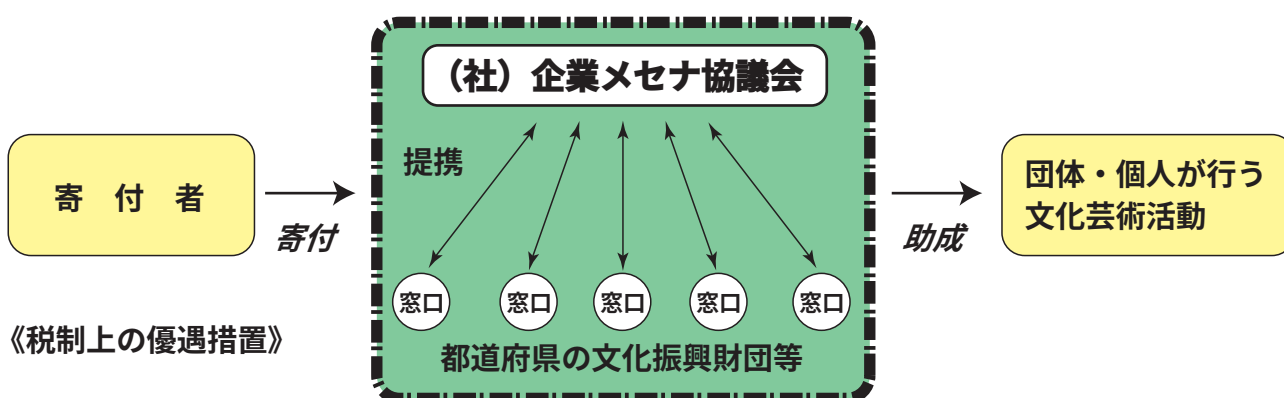
各都道府県の窓口では、企業のメセナ活動の促進に向けた活動として、

① 啓発・普及

② 情報の収集・提供

③ 相談受付

などを実施。



◆助成認定制度：全国の相談窓口一覧（59ヶ所：平成17年4月1日現在）

自治体	団体名・部署名	電話番号
北海道	北海道 環境生活部 生活文化・青少年室 文化振興課	011-231-4111
青森県	青森県 環境生活部 文化・スポーツ振興課 文化振興グループ	017-734-9207
秋田県	秋田県 生活環境文化政策課 文化振興班	018-860-1531
岩手県	財団法人 岩手県文化振興事業団 総務部	019-654-2235
宮城県	財団法人 宮城県文化振興財団 企画事業課	022-223-5591
仙台市	財団法人 仙台市市民文化事業団	022-276-6778
山形県	財団法人 山形県生涯学習文化財団 文化振興部 事業課	023-635-5500
福島県	財団法人 福島県文化振興事業団 福島県文化センター 企画業務課	024-534-9191
茨城県	財団法人 いばらき文化振興財団 企画課	029-305-0161
栃木県	財団法人 とちぎ生涯学習文化財団 文化生涯学習部 文化振興担当	028-643-1010
群馬県	社団法人 企業メセナ群馬 事務局	027-233-1750/027-288-8670
埼玉県	財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 事業部 事業課	048-858-5502
千葉県	財団法人 千葉県文化振興財団	043-222-0077
千葉市	財団法人 千葉市文化振興財団 企画事業係	043-221-2411
東京都	東京都 生活文化局文化振興部 企画調整課	03-5388-3151
神奈川県	財団法人 神奈川芸術文化財団 本部企画課	045-663-3711
川崎市	財団法人 川崎市文化財団 文化振興担当	044-222-8821
横浜市	財団法人 横浜市芸術文化振興財団 事業推進課 企画調整係	045-682-2015
新潟県	財団法人 新潟県文化振興財団 事務局事業課	025-228-3577
富山県	財団法人 富山県文化振興財団 企画管理課	076-432-3112
石川県	石川県音楽文化協会	076-222-4311
石川県	財団法人 石川県音楽文化振興事業団 総務部	076-232-8111
福井県	財団法人 福井県文化振興事業団 事業振興課	0776-38-8288
山梨県	財団法人 やまなし文化学習協会 山梨県立県民文化ホール事業課	055-228-9131
長野県	財団法人 長野県文化振興事業団 事務局	026-291-4800
岐阜県	財団法人 岐阜県教育文化財団 教育文化「情場」担当	058-277-1139
静岡県	財団法人 静岡県文化財団 総務課	054-203-5710
愛知県	財団法人 愛知県文化振興事業団 事業課	052-971-5648
愛知県	財団法人 名古屋市文化振興事業団 文化事業部	052-249-9390
三重県	財団法人 三重県文化振興事業団 総務部 企画広報総務グループ	059-233-1105
滋賀県	財団法人 滋賀県文化振興事業団 事務局本部 企画担当	077-522-8369
京都府	京都府 京都文化博物館	075-222-0888
京都市	京都芸術センター	075-213-1000
大阪府	大阪府 生活文化部文化課推進グループ	06-6946-1012
大阪府	財団法人 大阪21世紀協会	06-6942-2005
大阪市	財団法人 大阪都市協会 文化事業部	06-6208-8791
兵庫県	財団法人 兵庫県芸術文化協会 総務部総務課	078-321-2001
神戸市	神戸アートビレッジセンター内 1room（ワンルーム）	078-512-5500
奈良県	奈良県 企画部文化観光課	0742-22-1101（内線2588）
和歌山県	財団法人 和歌山県文化振興財団 事務局企画課	073-436-1331
鳥取県	財団法人 鳥取県文化振興財団 総務課芸術文化係	0857-21-8700
島根県	財団法人 島根県文化振興財団 企画情報課	0852-22-5505
倉敷市	財団法人 倉敷市文化振興財団 企画情報課	086-434-0505
倉敷市	倉敷市文化振興室	086-426-3075
広島県	財団法人 ひろしま文化振興財団	082-249-8385
広島市	財団法人 広島市文化財団 事業部事業課	082-244-0750
山口県	山口県 環境生活部 文化振興課	083-933-2695
徳島県	財団法人 徳島県文化振興財団 事業部	088-622-8121
香川県	香川県 教育委員会事務局 文化行政課 総務芸術文化グループ	087-832-3785
愛媛県	財団法人 愛媛県文化振興財団 文化振興係	089-927-4777
高知県	財団法人 高知県文化財団 企画課	088-866-8006
福岡県	福岡県 生活労働部生活文化課	092-643-3382
福岡市	財団法人 福岡市文化芸術振興財団 総務課 文化芸術情報館	092-263-6265
佐賀県	佐賀県 企業メセナ協議会 環境生活局生活文化課	0952-25-7340
熊本県	熊本県 企画振興部 文化企画課	096-381-8722
大分県	大分県 企画文化部 文化振興課	097-536-1111
宮崎県	財団法人 宮崎県芸術文化協会 事務局	0985-31-2780
鹿児島県	財団法人 鹿児島県文化振興財団 鹿児島県文化センター企画事業課	099-223-4221
沖縄県	沖縄県 文化環境部 文化振興課	098-866-2768

助成型財団による支援

民間企業が基本財産を出えんし、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団（助成型財団）があります。

これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会が設立されて、現在、23法人が加盟しています。

芸術文化助成財団協議会

名称（設立年月日）	代表者	主な助成分野	主な助成対象	平成15年度助成実績
（財）サントリー音楽財団 （S45.1.10）	理事長 堤 剛	音楽	公演、出版	587万円
（財）日本交響楽振興財団 （S48.3.30）	会長 秋元 勇巳	音楽（オーケストラ）	公演	演奏会開催による助成
（財）ソニー音楽芸術振興会 （S52.4.20）	理事長 大賀 典雄	音楽（クラシック）	公演	1,120万円 その他演奏会開催による助成
（財）鹿島美術財団 （S57.11.16）	会長 鹿島 昭一	美術	調査研究、出版、国際交流	3,177万円
（財）沖永文化振興財団 （S60.2.1）	理事長 沖永 荘一	地域文化（民俗芸能）	公演、保存伝習事業	300万円
（財）セゾン文化財団 （S62.7.13）	理事長 堤 清二	現代演劇、現代舞踊	舞台芸術団体運営、 創造環境整備活動	6,900万円
（財）三菱信託芸術文化財団 （S62.12.10）	理事長 中野 豊士	音楽（オーケストラ、 オペラ）、作曲家団体	公演、音楽祭、海外公演	5,000万円
（財）アフィニス文化財団 （S63.3.31）	理事長 長岡 實	音楽（オーケストラ）	公演、音楽祭、音楽家養成 海外派遣	6,044万円
（財）三井住友海上文化財団 （S63.10.21）	理事長 松方 康	音楽、郷土芸能	公演、国際交流（アマチュ ア団体）	4,262万円
（財）アサヒビール芸術文化財団 （H1.3.31）	理事長 福地 茂雄	展覧会、公演	展覧会、公演、留学生ス カラーシップ	3,020万円
（財）UFJ信託文化財団 （H1.11.28）	理事長 土居 安邦	地域文化（音楽、演劇、 伝統芸能、美術）	公演、展覧会	2,000万円
（財）五島記念文化財団 （H2.3.16）	理事長 清水 仁	美術、音楽（オペラ）	新人研修、公演（オペラ）	3,230万円
（財）野村国際文化財団 （H2.5.22）	理事長 氏家 純一	音楽、美術等	音楽、展覧会、新人育成	17,284万円
（財）花王芸術・科学財団 （H2.10.8）	理事長 後藤 卓也	美術、音楽、科学技術	展覧会、公演、芸術・科学 技術の研究	5,770万円
（財）ロームミュージックファンデーション （H3.2.19）	理事長 佐藤研一郎	音楽	公演、国際交流、調査研 究、奨学援助	8,786万円
（財）明治安田クオリティオブライフ文化財団 （H3.6.10）	理事長 大島 雄次	音楽、伝統文化	人材育成	5,420万円
（財）全国税理士共栄会文化財団 （H3.10.1）	理事長 惣洞 和子	地域文化（芸術活動、 伝統芸能、伝統工芸技術）	公演、人材育成、保存	1,223万円
（財）よんでん文化振興財団 （H3.10.1）	理事長 山本 博	四国地域の文化活動 （美術、音楽）	公演、展覧会、顕彰奨学 援助（スカラーシップ）	1,640万円
（財）朝日新聞文化財団 （H4.5.18）	理事長 箱島 信一	音楽、美術	公演、展覧会	2,270万円
（財）ユニオン造形文化財団 （H6.5.24）	理事長 立野 純三	空間造形デザイン	調査研究、国際交流、若 手の在外研修	1,265万円
（財）ローランド芸術文化振興財団 （H6.9.19）	理事長 梯 郁太郎	電子芸術	電子技術を応用した芸術文 化活動	680万円
（財）エネルギー文化・スポーツ財団 （H6.10.7）	理事長 多田 公熙	中国地域の文化活動（美術、 音楽、伝統文化、スポーツ）	公演、展示、保存・伝承、 スポーツ振興	3,265万円
（財）新日鐵文化財団 （H6.11.4）	理事長 千速 晃	音楽（洋楽、邦楽）	公演	135万円

III

地域における文化の振興

近年、心の豊さを求める国民の意識が高まるなか、人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした機運を背景として、文化庁では優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根付いた芸術文化活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など、地域における芸術文化の振興、蓄積や発信を促進していきます。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し、尊重しあう土壌を醸成するものであることから、地域や学校教育の場において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統芸能に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充しています。

施 策	概 要	平成17年度予算額
(1) 次世代伝統文化継承事業 ふるさと文化再興事業	地域において守り伝えられてきた、個性豊かな伝統文化の継承・発展を推進するための伝承者等の養成、用具等の整備、映像記録等の作成などの地域伝統文化伝承事業を支援	7億6,950万円
(2) 公立文化施設の活性化による 地域文化力の発信・交流の推進	公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域連携型の事業に対する支援や、新人公演への支援及び地域相互の情報提供、専門家の研修等を実施	1億2,763万円
(3) こどもの文化芸術体験活動の推進		
①本物の舞台芸術に触れる機会の確保	学校や公立文化会館などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に身近に触れる機会を提供	52億7,210万円 25億3,638万円
②伝統文化こども教室事業	次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供	14億8,750万円
③学校の文化活動の推進	優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話、実技披露等を行う	1億4,137万円
④「文化芸術による創造のまち」 支援事業	我が国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化を推進	7億5,951万円
⑤「地域教育力再生プラン」 (文化体験プログラム支援事業)	子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて様々な文化に触れ、体験できるプログラムを作成・実施	3億4,735万円
(4) 国民の文化芸術活動への参加奨励		
①国民文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に共演、交流、発表する場として都道府県との共催により開催	1億8,015万円
②全国高等学校総合文化祭	高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、(社)全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により開催	5,284万円 ※

※「学校の文化活動の推進」で計上

(1) 地域における伝統文化の継承・発展の支援

昨今の過疎化，都市化，急速な少子化・高齢化の進行，生活様式の変化の中で，各地域において守り伝えられてきた様々な伝統文化などが消滅の危機にさらされています。

このため，次世代へ伝統文化等の継承を図ることを目的に，地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化の継承・発展を図り，一体的・総合的な保存・活用を進めるために伝統文化保護団体等が実施する事業への支援する「ふるさと文化再興事業」や，子どもたちに対し，我が国の伝統に根ざした文化を体験できる事業などを行う「伝統文化こども教室事業」を実施します。

(1) ふるさと文化再興事業

地域の伝統文化の一体的・総合的な保存・活用のためのマスタープランを策定し，これに基づき，伝統文化保存団体等が実施する伝承者の養成，用具等の整備，映像記録等の作成など伝統文化の継承・発展のための事業を支援します。

(2) 伝統文化こども教室事業

次世代を担う子どもたちに対し，土・日曜日などにおいて，学校，文化施設等を拠点とし，茶道，華道，日本舞踊，伝統音楽，郷土芸能などを計画的，継続的に体験・修得できる機会を提供します。



中山田屋台・大槌笠鉦（埼玉県 秩父市）



こどもエイサー教室 沖縄県青年団協議会（沖縄県 那覇市）

(2) 公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進

公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域連携型の事業に対する支援や新人公演への支援及び地域相互の情報提供、専門家の研修を実施します。

[事業内容]

(1) 地域連携による自主企画・制作事業への支援

公立文化施設が連携して行う自主企画・制作事業等の実施に当たり必要な企画・制作費を支援する。

(2) 公立文化施設が行う新人公演への支援

公立文化施設が行う新進芸術家等の公演事業を支援する。

(3) 芸術文化情報提供事業

公立文化施設の活性化に資する各種情報の提供、公立文化施設の取り組みに関する情報の発信を図るとともに、公立文化施設の企画・運営力の向上のための支援を行う。

(4) 舞台芸術フェアの開催

公立文化施設と芸術家・芸術団体等をつなぐフォーラムやセミナーを開催する。

(5) アートマネジメント研修

公立文化施設の管理運営に携わる職員を対象とした研修を実施する。

(6) 技術職員研修

公立文化施設の技術職員を対象とした研修を実施する。



アートマネジメント研修
「地域と古典に息づく“神楽”の魅力」



舞台芸術フェア「動いて知るバレエ・ダンスの魅力」

(3) こどもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが、本物の文化芸術に直接触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るために、「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」「学校の文化活動の推進」及び「地域教育力再生プラン（文化体験プログラム支援事業）」を『こどもの文化芸術体験活動の推進』（文化芸術創造プラン）として実施しています。



本物の舞台芸術体験事業
松山バレエ団 角田市立金津中学校（宮城）



文化体験プログラム支援事業（愛知県 東郷町）

本物の舞台芸術に触れる機会の確保

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行っています。

「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」では、次のような事業を行っています。

○小・中・高等学校の体育館で実施する事業（学校公演）

◇優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施

公演種目：合唱、オーケストラ、音楽劇、演劇、文楽、洋舞、邦楽・邦舞

◇芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施

○公立文化施設で実施する事業（公立文化施設公演）

◇優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞

公演種目：合唱、オーケストラ、オペラ、音楽劇、演劇、歌舞伎、能楽、文楽、洋舞、邦楽・邦舞

◇芸術文化団体によるワークショップ

公演にあわせて専門家による鑑賞指導などのワークショップを実施

◇バックステージツアー等の開催

公演にあわせて日頃接することのない公演の舞台裏の見学などを実施

学校の文化活動の推進

非常に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通して、子どもたちの芸術への関心を高めます。また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的意識を持ち文化部活動に参加することができるようにしています。

「学校の文化活動の推進」では、次のような事業を行っています。

○学校派遣講演

- ◇被派遣者：学校が設置されている地域出身の芸術家・伝統芸能の保持者等
- ◇対象：小・中・高等学校の児童・生徒，教員及び保護者
- ◇具体的内容：講演，実技披露等

○指導者指導

- ◇被派遣者：地域の芸術家・伝統芸能の保持者等
- ◇対象：学校の文化部活動の指導を行う担当教員
- ◇具体的内容：文化部活動指導者への指導

○文化部活動の発表機会の充実

- ◇全国高等学校総合文化祭（平成17年度，青森県で実施）
- ◇全国高等学校総合文化祭優秀校公演（国立劇場で実施）

「地域教育力再生プラン（文化体験プログラム支援事業）」

子どもたちが日常の生活圏の中で，年間を通じて多種多様な文化に触れ，体験できる機会を提供することは，豊かな感性を引き出し心豊かな教育の再興に資するものです。このため，各市町村が年間を通じて，子どもたちが気軽に多種多様な文化に直接触れあい，体験できるプログラムを作成し，モデル事業として実施することを支援しています。（全国94モデル地域）

○プログラム例

- ◇芸術文化，伝統芸能，文化財に直接触れたり，ワークショップに参加する事業
- ◇国宝，重要文化財，埋蔵文化財や地域の風土・歴史に直接触れる事業
- ◇天然記念物の保護を通じ，自然環境の伝承・保全をこどもたちが認識する野外観察

「文化芸術による創造のまち」支援事業

我が国の文化芸術の源は，全国各地で生まれた様々な文化芸術活動であり，文化芸術の創造，発信，交流を通して活性化を図ることは全国の均衡のとれた文化振興につながるとともに，我が国の文化水準の指標となるものであり，その向上を図るため文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化をモデル事業として実施することを支援しています。（全国47モデル事業）

○対象事業

- ◇人材育成：地域文化リーダー（指導者）の育成
- ◇団体育成：地域の芸術文化団体の育成
- ◇発信交流：シンポジウム等による発信・交流

(4) 国民の芸術文化活動への参加の奨励

国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の各種文化活動を全国規模で発表すること等により、文化活動への参加意欲に応えるとともに、その水準を高めるために開催している国民の文化の祭典です。

主な内容

〈主催事業〉文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。	
総合フェスティバル	アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバル等を実施。
シンポジウム	アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。
分野別フェスティバル	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、県から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。
〈協賛事業〉国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体等の主催により開催される。各種公演事業やコンクール、フェスティバル、展示など。	



国民文化祭シンボルマーク (福田繁雄 作)



第28回全国高等学校総合文化祭徳島大会 パレード

全国高等学校総合文化祭

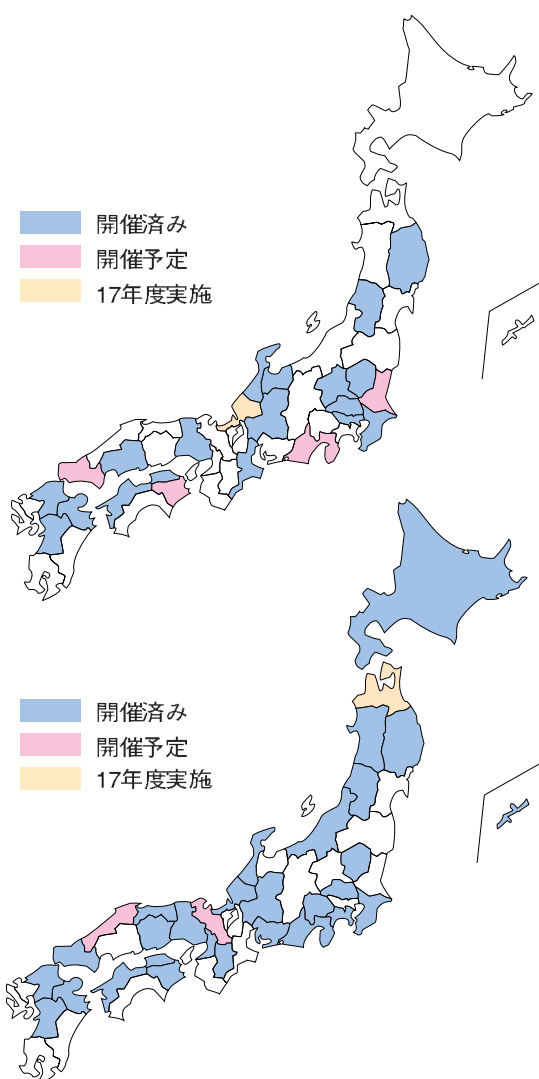
高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日頃の文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典です。

主な内容

総合開会式	式典、交歓会など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレードなど。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽、管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

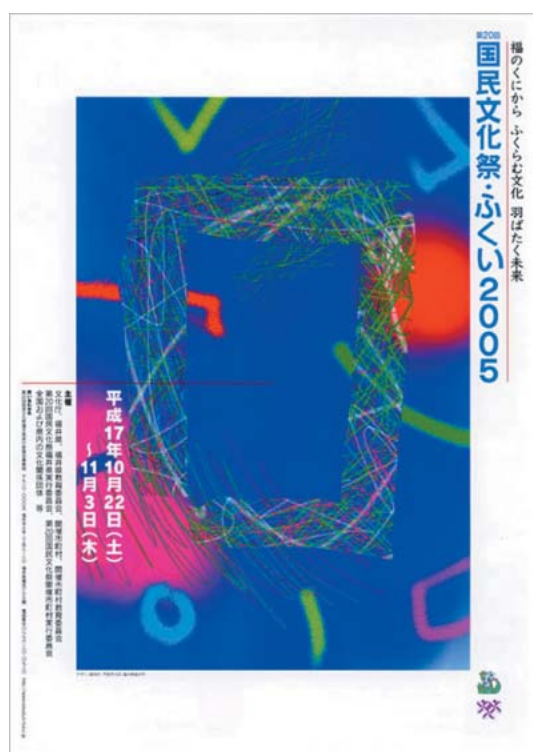
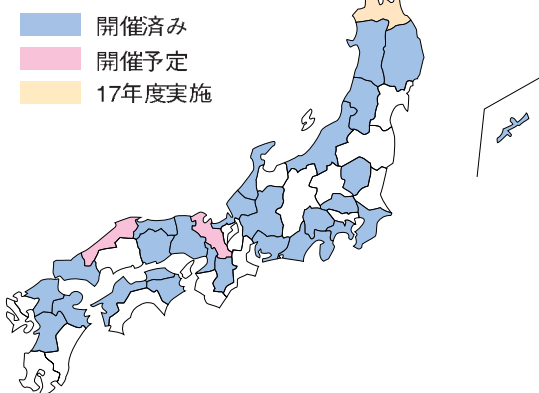
国民文化祭 開催都道府県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	9回(H6)	三重	17回(H14)	鳥取
2回(S62)	熊本	10回(H7)	栃木	18回(H15)	山形
3回(S63)	兵庫	11回(H8)	富山	19回(H16)	福岡
4回(H1)	埼玉	12回(H9)	香川	20回(H17)	福井
5回(H2)	愛媛	13回(H10)	大分	21回(H18)	山口
6回(H3)	千葉	14回(H11)	岐阜	22回(H19)	徳島
7回(H4)	石川	15回(H12)	広島	23回(H20)	茨城
8回(H5)	岩手	16回(H13)	群馬	24回(H21)	静岡



全国高等学校総合文化祭 開催都道府県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	12回(S63)	熊本	23回(H11)	山形
2回(S53)	兵庫	13回(H1)	岡山	24回(H12)	静岡
3回(S54)	大分	14回(H2)	山梨	25回(H13)	福岡
4回(S55)	石川	15回(H3)	香川	26回(H14)	神奈川
5回(S56)	秋田	16回(H4)	沖縄	27回(H15)	福井
6回(S57)	栃木	17回(H5)	埼玉	28回(H16)	徳島
7回(S58)	山口	18回(H6)	愛媛	29回(H17)	青森
8回(S59)	岐阜	19回(H7)	新潟	30回(H18)	京都
9回(S60)	岩手	20回(H8)	北海道	31回(H19)	島根
10回(S61)	大阪	21回(H9)	奈良	32回(H20)	群馬
11回(S62)	愛知	22回(H10)	鳥取		



第20回国民文化祭・ふくい2005
(平成17年10月22日～11月3日、福井県)



第29回全国高等学校総合文化祭
(平成17年7月27日～7月31日、青森県)

(5) 美術館・歴史博物館の振興

登録美術品制度

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われませんが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまで23件の美術品が登録され（平成17年4月1日現在）、それぞれ美術館で公開されています。



登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館常設展にて



「若き日の仏陀」オディロン・ルドン作 絵画
(京都国立近代美術館において公開)

〈登録美術品公開までの流れ〉

美術品所有者から文化庁に申請



文化庁の審査

文化庁長官が、美術品に関し広く高い識見を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定



登録美術品の所有者と美術館の間で公開契約の締結



登録美術品の公開
(国民の美術品を鑑賞する機会の拡大)

〈登録美術品の特色〉

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

質の高い美術館・博物館の館活動の推進

●芸術拠点形成事業（展覧会事業等支援）

美術館・歴史博物館が、それぞれの地域の文化芸術の中核としてふさわしい質の高い館活動を促進することにより、我が国の文化芸術水準の一層の向上を図ることを目的として、美術館・歴史博物館等が行う以下の事業に対して支援を実施しています。

①地域の中核館として複数の館や学校等と連携して行う事業

地域の他の美術館・博物館や学校等が連携して行う共同研究・研修事業等や学校・文化施設等への巡回展等地域の拠点となる展覧会等の事業



比企歴史の丘推進事業（埼玉県立歴史資料館他）

②先進的な展示・教育普及手法の開発等の事業

IT等を活用した展示・教育普及手法の開発やアウトリーチ活動（学芸員等が学校等に出かけて行う体験型の教育普及活動）用の教材開発等



体験学習「名人からの伝授！昔の遊び」
（一関市博物館）

③美術館・博物館の自主企画による諸外国との交流展覧会等の事業

美術館・博物館の国内で実施する自主企画の諸外国との交流展覧会や海外の学芸員等を招聘して行う講演会・シンポジウム・共同研究等の海外交流事業



日韓文化芸術交流史の解明と普及による芸術文化拠点形成事業（大阪歴史博物館他）

(6) 芸術文化活動等を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研 修 名	主 催 者	期 間	対象・人数	内 容
全国公立文化施設 アートマネジメント研修会	文化庁・(社) 全国公立文化 施設協会	3日間	全国の公立文化会館 の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネー ジメントに関する研修
ブロック別公立文 化施設アートマネ ージメント研修会	文化庁・(社) 全国公立文化 施設協会	2～3日間	各ブロックの公立文 化会館に勤務する経 験年数の比較的浅い 管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネー ジメントに関する基礎的研修
全国公立文化施設 技術職員研修会	文化庁・(社) 全国公立文化 施設協会	3日間	全国の公立文化会館 に勤務する舞台技術 担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術 に関する研修
ブロック別公立文 化施設技術職員研 修会	文化庁・(社) 全国公立文化 施設協会	2～3日間	各ブロックの公立文 化会館に勤務する経 験年数の比較的浅い 舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術 に関する基礎的研修
キュレーター実 務研修	独立行政法人 国立博物館・ 独立行政法人 国立美術館	2ヶ月以上	公私立博物館、美術 館の人文系の学芸担 当職員等で、勤務経 験が原則として5年 以上の者	公私立博物館・美術館の学芸担当 職員等の専門的知識及び技術の向 上を図るための実務研修等
美術館・歴史博物 館学芸員専門研修 会	文化庁・独立 行政法人国立 美術館	5日間×2	公私立美術館・歴史 博物館の学芸員等 で、勤務経験が原則 として3～10年の者	展覧会の企画、展示品の保存管理等 の技術面から館運営の現状と課題に いたるまでの専門的知識の向上のた めの研修
美術館等運営研究 協議会	文化庁・独立 行政法人国立 美術館	2日間	公私立美術館・歴史 博物館の管理・運営・ 利用に関係する者	美術館・歴史博物館の運営に関する 研究協議会
歴史民俗資料館等 専門職員研修	文化庁 大学共同利用 機関法人人間 文化研究機構 国立歴史民俗 博物館	5日間×2	歴史民俗資料館・ 博物館等の専門職 員で実務経験5年未 満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の 調査、収集、保存、公開等に関する 必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財（美術 工芸品）企画・展 示セミナー	文化庁	5日間×2	指定文化財（美術工 芸品）を公開する博 物館等の学芸担当者 50名程度	有形文化財（美術工芸品）の公開に 関わる専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研 修	独立行政法人 文化財研究所 東京文化財研 究所	2週間	国公立博物館、美 術館等の学芸員で保 存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及 び技術についての講義・実習
埋蔵文化財発掘技 術者研修	独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研 究所	研修・課程 ごとにそれ ぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵 文化財担当職員等 計200名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般 及び専門知識と技術に関する研修

(7) 文化ボランティアの推進

国民の文化芸術活動への参加の機会の拡大を図るため、文化庁では文化ボランティア活動の環境整備を図っています。

文化ボランティア活動推進事業

平成17年度予算 82百万円

1. 情報提供・交換事業

6百万円

○インターネット上の情報交換の場の運営

インターネットを利用し、文化ボランティア関係情報について文化ボランティア関係者が相互に情報提供・交換することができる場を運営。

○実践事例集の作成、配布

各地域の文化ボランティアの実践事例、活動上の工夫等を取りまとめ、文化ボランティア関係者へ提供。

2. 文化ボランティア推進モデル事業

50百万円

文化施設、NPO 法人等において、多様な観点から文化ボランティアの継続的な活動の場の創設、提供を行うモデル的な取組を支援。

3. 日本語ボランティア活動の支援・推進事業

26百万円

外国人の日本語学習を支援するボランティアに対して専門的な技術や能力を向上させるための研修会の開催等を支援。



文化ボランティアが、学校と美術館にテストとの連携授業をコーディネート



文化ボランティア実践事例集

(8) 関西元気文化圏

○「関西元気文化圏」について

河合隼雄文化庁長官が提唱する「日本の社会を文化で元気にしよう」という取り組みの一環として、文化庁と関西の関係団体との連携により、平成15年度から関西の2府7県（京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県、徳島県）に及ぶ関西地域において「関西元気文化圏－『文化』で関西から元気になる－」を推進しています。

○関西元気文化圏推進協議会について

平成15年8月に「関西元気文化圏」の関西における推進組織である「関西元気文化圏推進協議会」が設立され、積極的な協力体制の枠組みの下、文化団体や企業が行う文化関連事業、自治体の関係事業、文化庁の関係事業など多様な文化活動の展開による文化圏の一体化・活性化の一層の推進に一緒に取り組んでいます。

関西元気文化圏推進協議会の主催事業として、これまで「世界無形遺産文楽に親しむ夕べ」や「大阪ナイトカルチャーシンポジウム」、圏内の博物館等が無料観覧日を設ける「関西文化の日」などを主催しています。

また、「文化力」で関西圏域を活性化させた取組等を表彰しています。平成16年度は、「大賞」として紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録に尽力した「世界遺産登録推進三県協議会」を選び、「特別賞」として柔道の金メダリスト「野村忠宏氏」、関西発のミュージカル『アイダ』を成功させた「劇団四季」を選出しました。また「ニューパワー賞」として映画『スイングガールズ』のモデルになった「兵庫県立高砂高校ジャズバンド部」、「堂島薬師堂「お水汲み」実行委員会」、舞台公演に対する投資システムを本格的に商品化した「小原啓渡氏」が選ばれています。



《表彰式での河合長官と受賞者》

○「関西元気文化圏」の特色ある取組について

平成17年4月現在、約3,600件の事業登録をいただいています。以下、これまでに実施された特色ある事業を紹介させていただきます。

1. 奈良2010年塾

奈良県では、2010年に平城遷都1300年を迎えます。記念事業も多数予定されていますが、「住民が文化芸術活動を創造する」ととらえ、事業に主体的に携わる文化ボランティアを育成しています。

なお、この塾は行政とNPO法人の協働により開塾されています。

2. 熊野街道ウォーク ～知っていますか？ 大阪から始まった熊野参詣道～

熊野詣の紀伊路のスタート地点大阪をたどることで、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録と大阪とを関連付け、地域の枠を超えた文化資産として活用しました。また、行政と鉄道事業者2社が連携することで、得意分野を相互補完し、広域での事業が展開されました。

○「文化力」ロゴマークについて

関西地域における文化活動の充実や文化圏の一体感を醸成することをねらいとして、同地域において行われる予定の文化に関連する様々な活動や事業を対象に、共通のロゴマークの使用並びに協働による広報活動へ一緒に取り組んでいただける方々の参加を呼びかけているものです。

関西元気文化圏Webサイト (<http://bunka-ryoku.goo.ne.jp/>) 上で、どなたでも申請手続きができます。

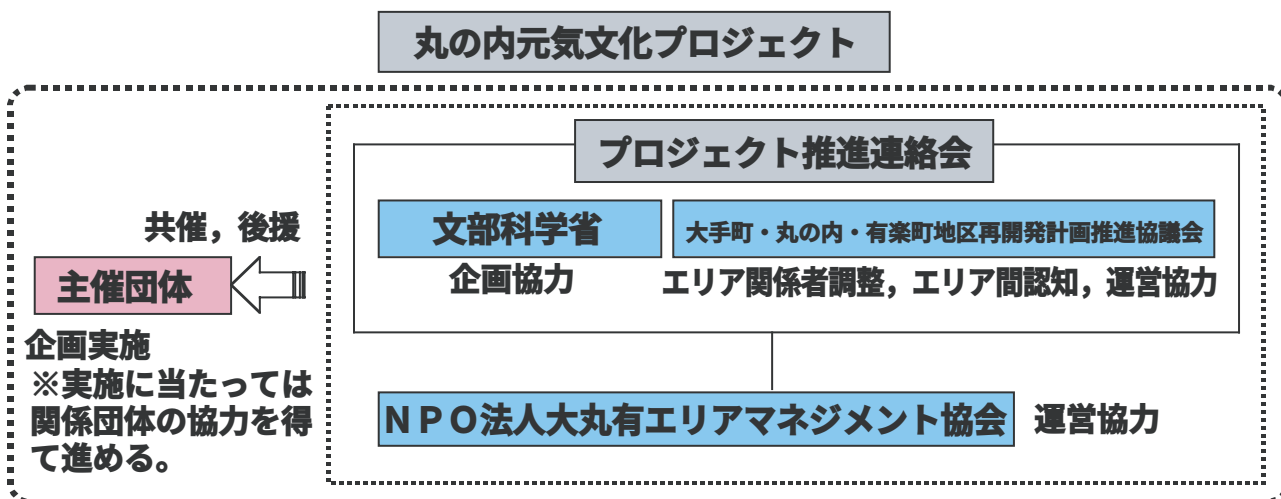


「丸の内元気文化プロジェクト」について

文部科学省が丸の内地域に移転し、地域の一員として「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」に参加したのを契機に、この地域からの文化発信の動きを一層推進していくため、同協議会と文部科学省とが協力して「丸の内元気文化プロジェクト」を推進しています。

本プロジェクトは、この地域で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことを目指すものです。プロジェクトの実施にあたっては、さまざまな分野で活動を行っている芸術文化団体が地域内企業、NPO法人「大丸有エリアマネジメント協会」などが協力して進めていきます。

実施体制



「丸の内元気文化プロジェクト」で実施されているプログラム

映画鑑賞会や落語口演会、オーケストラによる演奏会などを定期的に関くほか、各芸術文化団体の一般向け公演など様々なプログラムを実施しています。

（プログラムに関する情報は、丸の内エリア情報サイト【丸の内ドットコム】にて随時更新
<http://www.marunouchicom/bunka>）

参加事業の受付

本プロジェクトの趣旨に賛同する参加事業の登録を受け付けています。登録すると、

- ①「丸の内元気文化プロジェクト参加事業」名義を使用した活動の実施や広報
- ②「丸の内から文化力」ロゴマークを使用した活動の実施や広報
- ③推進連絡会による、事業の広報協力

などが可能になります。（登録受付窓口：文化庁文化広報推進室（03-6734-3161））



「丸の内元気文化プロジェクト」ロゴマーク

IV 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保護の仕組み

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術工芸品、建造物、民俗資料等）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

◆国指定等文化財件数一覧

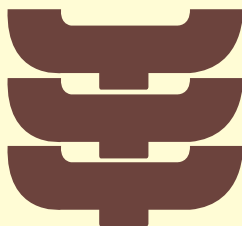
平成 17 年 4 月 1 日現在

指定	重要文化財 (美術工芸品) (建造物)		12,435 10,166 2,269	国宝 (美術工芸品) (建造物)		1,069 857 212		
	史跡名勝天然記念物 (史跡) (名勝) (天然記念物)		2,748 1,524 292 932	特別史跡名勝天然記念物 (史跡) (名勝) (天然記念物)		161 60 29 72		
	重要有形民俗文化財		202					
	重要無形民俗文化財		237					
	重要無形文化財	保 持 者				保 持 団 体		
		各個認定		総合認定				
			指定件数	保持者数	指定件数	保持者の団体数	指定件数	団体数
		芸能	38件	58名	11件	11団体	—	—
		工芸技術	45件	54名 (53名)	—	—	14件	14団体
選定	重要伝統的建造物群保存地区		66地区					
	選定保存技術		(保持者) 46件 (50人) (保存団体) 23件 25団体 (23団体)					
登録	登録有形文化財 (建造物)		4,609件					

注 1) 史跡、名勝、天然記念物の内、複数の指定がかかっているものについては、便宜上いずれかひとつに含めている。

2) 工芸技術の部に重複認定者が1名いるため、実人員は () 内の数となる。

3) 選定保存技術の保存団体数のうち、() 内の数は実団体数を示す。



文化財愛護シンボルマーク

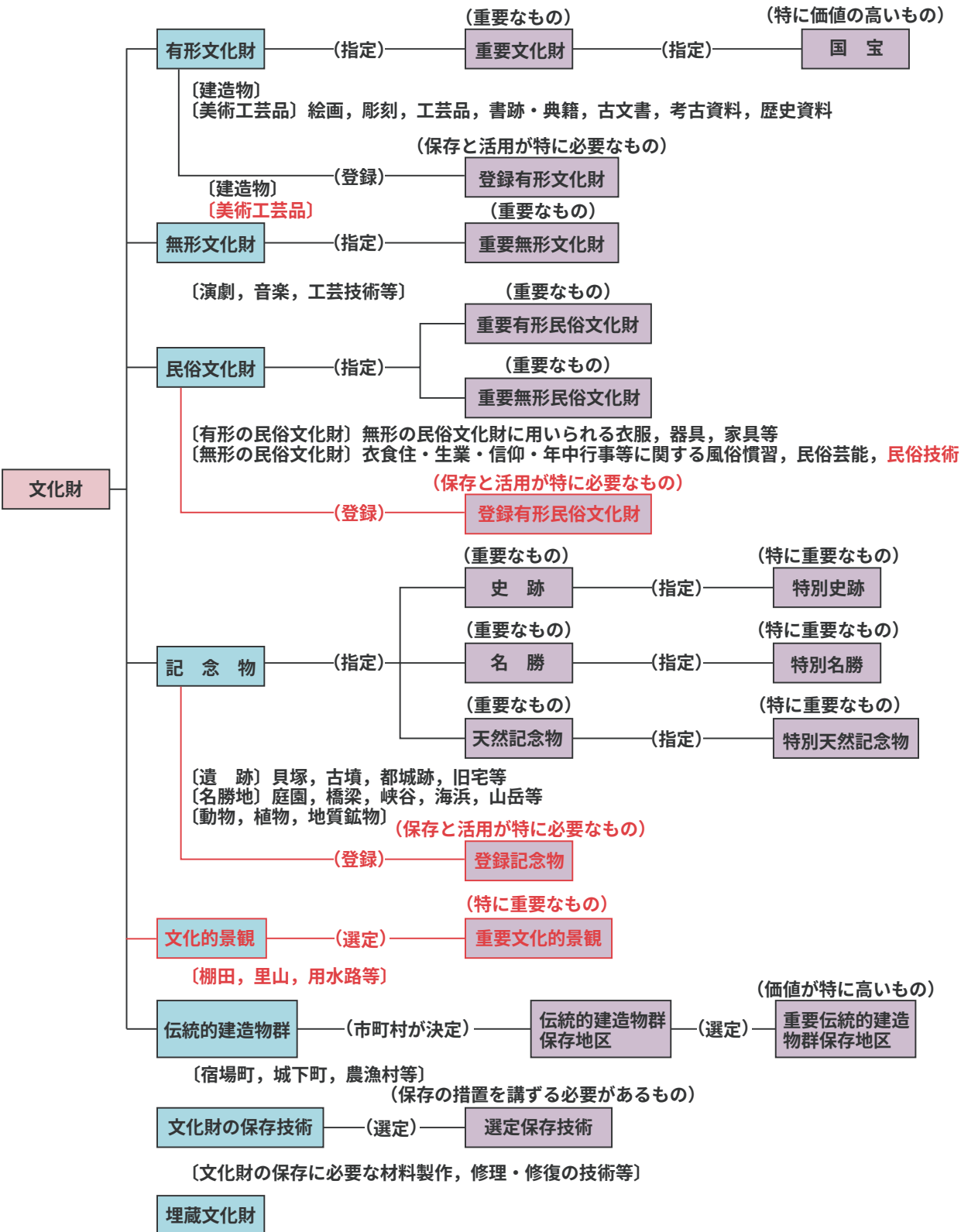
「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国に押し進めるための“旗印”として、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、ひろげた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗拱（組み物）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護の体系

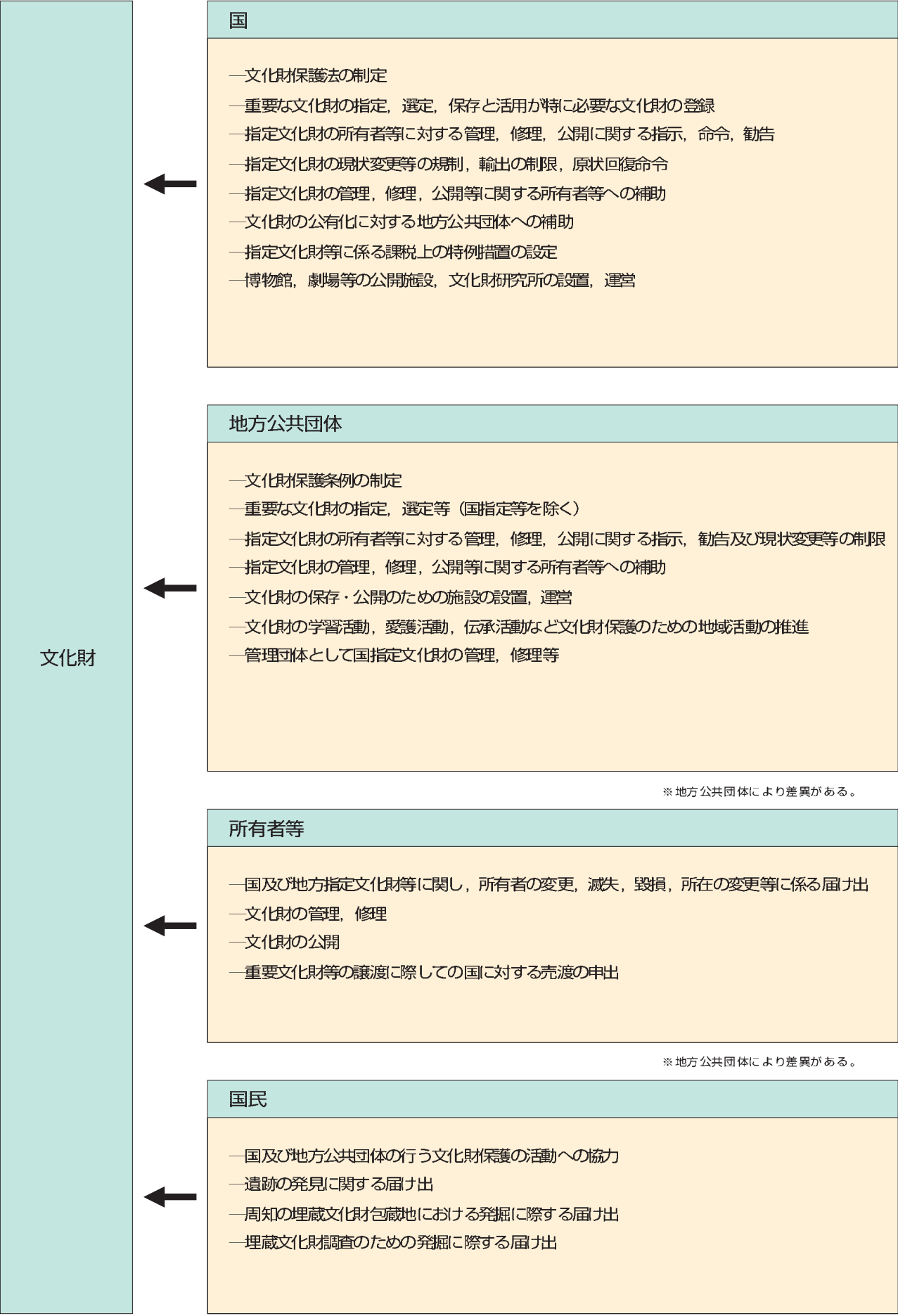
文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。

◆文化財の体系図



※赤字は、文化財保護法の改正による追加（平成17年4月1日施行、詳細はP58参照）

◆国，地方公共団体，所有者，国民の主な役割



①有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。

■建造物

平成17年4月1日現在、2,269件、3,911棟（うち国宝212件、256棟）の建造物が指定されています。これらの指定文化財建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、小修理を除き大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災設備の設置について必要な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近代では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。



国宝 長谷寺本堂（奈良県桜井市）



重要文化財 旧津島家住宅（青森県五所川原市）



重要文化財 志摩（石川県金沢市）



重要文化財 萬代橋（新潟県新潟市）

◆国宝・重要文化財（建造物）時代別指定・棟数

平成17年4月1日現在

	種類別	件 数	棟 数
近 世 以 前 の 分 類	神 社	(36) 558	(58) 1,129
	寺 院	(153) 837	(159) 1,096
	城 郭	(8) 52	(16) 234
	住 宅	(12) 94	(20) 150
	民 家	326	685
	その他	(3) 192	(3) 261
	小 計	(212) 2,059	(256) 3,555
近 代 の 分 類	宗教建築	16	16
	住居建築	58	157
	学校建築	32	57
	文化施設	24	34
	官公庁舎	20	25
	商業・業務	16	17
	近代化遺産	17	17
	その他	27	33
	小 計	210	356
	合 計	(211) 2,269	(255) 3,911

注1) () 内は国宝で内数
2) 近代化遺産は「構」で数える

■美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成17年4月1日現在、10,166件（うち国宝857件）の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修理は、所有者または管理団体（指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体、その他の法人）が行うこととされています。国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

②無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体现されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体现しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者（いわゆる「人間国宝」）に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業に対しその経費の一部を助成しています。このほか、国立劇場においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っています。

また、重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で貴重であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、国や地方公共団体が記録作成を行っています。



重要無形文化財「歌舞伎舞踊」保持者
花柳 寿南海氏



重要無形文化財「彫金」保持者 中川 衛氏



中川 衛作
「重ね象嵌彫銀花器「草原の森」」（平成15年）

◆重要無形文化財指定及び同保持者等認定件数

平成17年4月1日現在

区 分	種 類	指定件数	
		各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸 能	雅 楽	0件	1件
	能 楽	7	1
	文 楽	3	1
	歌 舞 伎	5	1
	組 踊	1	1
	音 楽	19	6
	舞 踊	1	0
	演 芸	2	0
	小 計	38	11
工芸技術	陶 芸	11件	3件
	染 織	14	7
	漆 芸	5	1
	金 工	7	0
	木 竹 工	2	0
	人 形	2	0
	てすきわし 手漉和紙	3	3
	きりか ね金	1	0
	小 計	45	14
	合 計	83件	25件

③民俗文化財

民俗文化財には、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋，その他の物件など人々が日常生活の中で創造し，継承してきた有形・無形の民俗文化財があり，我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は，このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」，「重要無形民俗文化財」に指定し，その保護を図っています。平成17年4月1日現在，202件が重要有形民俗文化財に，237件が重要無形民俗文化財に指定されています。

重要有形民俗文化財については，その修理や管理に関する事業，保存活用整備や防災施設など保存のために必要な施設の設置等の事業に対して助成を行っており，重要無形民俗文化財については，伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して助成を行っています。このほか，国指定の有無を問わず，地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の伝承，活用事業などに対して，その経費の一部を補助しています。

また，重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち，特に記録作成などを行う必要のあるものについては，「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し，必要に応じて国が記録を作成したり，地方公共団体等が行う記録作成事業に対して助成を行っています。平成17年4月1日現在，554件が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されています。

◆重要有形民俗文化財指定件数

平成17年4月1日現在

種 類	件数
衣食住に用いられるもの	28
生産，生業に用いられるもの	83
交通，運輸，通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	36
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能，娯楽，遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	202

◆重要無形民俗文化財指定件数

平成17年4月1日現在

区 分	件 数
風俗慣習	93
民俗芸能	144
合 計	237



重要有形民俗文化財「法華寺のカラブロ」



重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」

④記念物

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされていますが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮しています。また、史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。

◆史跡の種類別・時代別指定件数

平成17年4月1日現在



史跡 鴻臚館跡（写真提供：福岡市教育委員会）



名勝 イーハトープの風景地（釜淵の滝）
（写真提供：花巻市教育委員会）



天然記念物 三春滝ザクラ（写真提供：三春町教育委員会）

分類	時代	計
貝塚・古墳等		627 (14)
都城跡等		320 (19)
社寺跡等		257 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡		24 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡		6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡		156 (2)
墳墓・碑等		71 (3)
旧宅・園池等		83 (6)
外国及び外国人に関する遺跡		7
合 計		1,551 (61)

注）（ ）内は特別史跡で内数である。

◆天然記念物の種類別指定件数

平成17年4月1日現在

分 類	件 数
動 物	191(21)
植 物	537(30)
地 質 鉱 物	221(20)
天然保護区域	23(4)
合 計	972(75)

注）（ ）内は特別天然記念物で内数である。

◆名勝の種類別指定件数

平成17年4月1日現在

分 類	件 数
庭 園	182(23)
公 園	5
橋 梁	2
花 樹	13
松 原	6(1)
岩 石 ・ 洞 穴	11
峡 谷 ・ 溪 流	34(5)
瀑 布	9
湖 沼	2(1)
浮 島	1
湧 泉	1
海 浜	27
島 嶼	8(2)
さ 砂 し 嘴	1(1)
山 岳	15(2)
丘陵・高原・平原	1
河 川	1
展 望 地 点	10
合 計	329(35)

注）（ ）内は特別名勝で内数である。

⑤伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、国はの中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導または助言をすることができるとされています。

重要伝統的建造物群保存地区については、市町村が、条例で保存地区の現状を変更する行為の規制などの措置を定め保護を図っており、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し保存に関し指導助言を行うほか、管理、修理、修景（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）などに対して補助を行っています。

また、重要伝統的建造物群保存地区は主に木造の建築で構成されており、防災、特に火災に対する対策が必要なため、市町村は景観に配慮した防災施設等の整備事業を計画的に進めています。これについても、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し指導助言するとともに補助を行っています。

平成17年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区は、59市町村で66地区（合計面積約2,520.0ha）あり、11,659件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されています。

◆重要伝統的建造物群保存地区一覧

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 函館市元町末広町（港町 北海道） | 34 神戸市北野町山本通（港町 兵庫） |
| 2 弘前市仲町（武家町 青森） | 35 篠山市篠山（城下町 兵庫） |
| 3 金ヶ崎町城内諏訪小路（武家町 岩手） | 36 橿原市今井町（寺内町 奈良） |
| 4 角館町角館（武家町 秋田） | 37 倉吉市打吹玉川（商家町 鳥取） |
| 5 下郷町大内宿（宿場町 福島） | 38 大田市大森銀山（鉱山町 島根） |
| 6 川越市川越（商家町 埼玉） | 39 温泉津町温泉津（港町・温泉町 島根） |
| 7 佐原市佐原（商家町 千葉） | 40 倉敷市倉敷川畔（商家町 岡山） |
| 8 小木町宿根木（港町 新潟） | 41 成羽町吹屋（鉱山町 岡山） |
| 9 高岡市山町筋（商家町 富山） | 42 竹原市竹原地区（製塩町 広島） |
| 10 平村相倉（山村集落 富山） | 43 豊町御手洗（港町 広島） |
| 11 上平村菅沼（山村集落 富山） | 44 萩市堀内地区（武家町 山口） |
| 12 金沢市東山ひがし（茶屋町 石川） | 45 萩市平安古地区（武家町 山口） |
| 13 上中町熊川宿（宿場町 福井） | 46 萩市浜崎（港町 山口） |
| 14 早川町赤沢（講中宿 山梨） | 47 柳井市古市金屋（商家町 山口） |
| 15 東部町海野宿（宿場町 長野） | 48 脇町南町（商家町 徳島） |
| 16 南木曾町妻籠宿（宿場町 長野） | 49 丸亀市塩飽本島町笠島（港町 香川） |
| 17 横川村奈良井（宿場町 長野） | 50 内子町八日市護国（製紙町 愛媛） |
| 18 白馬村青鬼（山村集落 長野） | 51 室戸市吉良川町（在郷町 高知） |
| 19 高山市三町（商家町 岐阜） | 52 甘木市秋月（城下町 福岡） |
| 20 高山市下二之町大新町（商家町 岐阜） | 53 八女市八女福島（商家町 福岡） |
| 21 美濃市美濃町（商家町 岐阜） | 54 吉井町筑後吉井（在郷町 福岡） |
| 22 岩村町岩村本通り（商家町 岐阜） | 55 有田町有田内山（製磁町 佐賀） |
| 23 白川村荻町（山村集落 岐阜） | 56 長崎市東山手（港町 長崎） |
| 24 関町関宿（宿場町 三重） | 57 長崎市南山手（港町 長崎） |
| 25 大津市坂本（門前町 滋賀） | 58 日田市豆田町（商家町 大分） |
| 26 近江八幡市八幡（商家町 滋賀） | 59 日南市飫肥（武家町 宮崎） |
| 27 五箇荘町金堂（農村集落 滋賀） | 60 日向市美々津（港町 宮崎） |
| 28 京都市上賀茂（社家町 京都） | 61 椎葉村十根川（山村集落 宮崎） |
| 29 京都市産寧坂（門前町 京都） | 62 出水市出水麓（武家町 鹿児島） |
| 30 京都市祇園新橋（茶屋町 京都） | 63 知覧町知覧（武家町 鹿児島） |
| 31 京都市嵯峨島居本（門前町 京都） | 64 入来町入来麓（武家町 鹿児島） |
| 32 美山町北（山村集落 京都） | 65 渡名喜村渡名喜島（農村集落 沖縄） |
| 33 富田林市富田林（寺内町 大阪） | 66 竹富町竹富島（農村集落 沖縄） |



温泉津町温泉津伝統的建造物群保存地区（島根県）



日田市豆田町伝統的建造物群保存地区（大分県）

⑥文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によってこの制度が設けられ、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。



選定保存技術「表具用刷毛製作」 保持者 西村 和昭氏



選定保存技術「畳製作」保持者 中村 勇三氏
(写真提供：京都府教育委員会)

⑦埋蔵文化財

遺構や遺物が土地に埋蔵されている状態である埋蔵文化財については、調査または土木工事等のため発掘する場合や遺跡を発見した場合に届け出ることを義務づけています。また、地方公共団体は、それぞれの域内の埋蔵文化財の分布調査等を行い、埋蔵文化財包蔵地の周知を図っています。

埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しては、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしています。ただし、個人が行う住宅の建設など、調査経費の負担を求めることが適当でない場合については、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしています。

◆埋蔵文化財担当専門職員数

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
市 町 村	4,391	4,357	4,404	4,433	4,353
都道府県	2,720	2,733	2,677	2,642	2,612
合 計	7,111	7,090	7,081	7,075	6,965

■出土品の取り扱い

発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなきを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければなりません。警察署長は、差し出された物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認められたもので所有者が判明しないものについては、原則として、都道府県に帰属します。

⑧登録有形文化財

平成 8 年の文化財保護法の改正によって、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。



ニッカウエスキ北海道工場（北海道余市町）



竹瓦温泉（大分県別府市）



日本基督教団安中教会教会堂（群馬県安中市）



塚原ダム（宮崎県美郷町）

◆登録有形文化財（建造物）登録件数

平成17年 4月 1日現在

登 録 数	4,609件 (1,957箇所)
関 係 市 町 村	618 市町村 (区)
関 係 都 道 府 県	47 都道府県

◆時代別

江戸以前	明 治	大 正	昭 和
698	1,497	1,111	1,303

◆種別

建 築 物	土木構造物	その他の工作物
3,752	270	587



野崎 武左衛門翁旌徳碑（岡山県倉敷市）

文化財保護制度の改善について

平成16年の第159回国会において、文化財保護法の一部を改正する法律が成立し、同年5月28日に公布され、平成17年4月1日から施行されたところです。

このたびの法改正は、平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会の答申書における指摘を踏まえ、社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指して、国民の生活に密接に関係した文化的な所産を新たな保護対象分野としていくとともに、近代の文化財など保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野へ対応し、文化財保護手法の多様化を図っていくものであり、その主要な点は次のとおりです。

1.保護対象の拡大

○文化的景観

棚田や里山など、人と自然の関わりの中で作り出された「文化的景観」を新たに保護の対象とし、国は都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護の対象とすることとしました。

○民俗技術

鍛冶や船大工などの生活や生産のための用具、用品等に関する製作技術など、地域において伝承されてきた「民俗技術」を民俗文化財として新たに保護の対象とすることとしました。

2.保護手法の多様化

○登録制度の拡充

開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等の保護を図るため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度を、従来の建造物を加え、他の有形の文化財（建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物）にも拡充することとしました。

◆文化的景観の事例



棚田（※1）

◆民俗技術の事例



船大工（※2）

（※1）山腹から山裾にかけて水が張られた田が幾重にも重なって昔ながら姿が残っている独特の景観

（※2）各地のさまざまな漁撈に用いられてきた伝統的な木造船を製作・修理する技術

地方における文化財の指定と保護

文化財は各地域に所在するものであり、文化財保護行政は、国と地方公共団体とが一体となって総合的に推進することが不可欠です。そもそも文化財は、その所在する地方の文化と密接な関連を有するものであって、その保存及び活用を図ることは、地方文化の向上、発展に極めて重要なことであることから、その区域内にある文化財の保護は、その地方公共団体の本来的任務でもあります。

多くの地方公共団体は、その区域内に存する文化財で国指定以外のものの保護を図るため、文化財保護条例を定め、それに基づいて、その地方にとって価値ある文化財を指定し、保存と活用を図っています。平成13年5月1日現在、全ての都道府県及び全国3,249市町村のうち3,139市町村（96.6%）において文化財保護条例が制定されています。条例に基づいて指定された文化財は、平成15年5月1日現在、都道府県で20,166件、市町村で84,940件にのぼり、その数は年々増加しています。

◆都道府県・市町村文化財指定・選定一覧

平成15年5月1日現在

種 別		都 道 府 県	市 町 村
有 形 文 化 財	建 造 物	2,650	8,679
	美 術 工 芸 品	9,278	38,922
無 形 文 化 財		164	828
民 俗 文 化 財	有 形	653	5,458
	無 形	1,672	5,732
記 念 物	史 跡	2,597	13,282
	名 勝	235	887
	天 然 記 念 物	2,905	11,054
伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		—	63
文 化 財 保 存 技 術		12	42

※市町村における「史跡」には、複数の市町村にまたがるものがあるため、合計は一致しない。

(2) 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護・保存のためには国際的な交流・協力が不可欠です。

このため、文化庁では、日本古美術品の海外展や海外交流古美術展、文化財保存修復研究協力、世界遺産の登録推薦を行うほか、無形遺産の継承と発展のため、ユネスコが行っている無形文化遺産の保護に関する取組にも積極的に対応しています。

さらに、文化財の不法な輸出入等の規制や、アフガニスタン及びイラクの文化財の保護についても取組を進めています。

①海外展

■日本古美術品海外展

文化財を通じた国際交流は、国家間の文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を継続的に実施しています。

■博物館等海外交流古美術展

平成5年度より、我が国の国立博物館と諸外国の博物館・美術館との間で、相互に各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を実施しています。



平成16年度日本古美術海外展
「日本の考古―曙光の時代―」
(於 ドイツ、マンハイム・ライス・エンゲルホルン博物館)



平成16年度海外交流展
「日本名宝展」(於 中国国家博物館)

②文化財保存修復研究協力

文化財の科学的な保存修復技術の研究開発とその実践における国際的な交流・協力は、この分野における世界の技術・研究水準の向上に有益です。

文化庁及び独立行政法人文化財研究所では、中国の敦煌文化財保存修復に関する調査研究、アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力、カンボジアのアンコール文化遺産保護に関する共同研究、アフガニスタン等文化財国際協力などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

また、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所の国際文化財保存修復協力センターでは、世界の文化財の保存・修復に関する情報の収集、国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施しています。

さらに文化庁では、アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力を推進するため、平成11年度から、奈良県、奈良市、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力を得て「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業」を実施しています。

また、欧米諸国を中心とする諸外国の博物館等が所蔵する日本古美術品は、保存修復に関する専門の技術者が不在であることなどのため定期的な修理がされず、経年による劣化等によりその保存状況が悪化しているものが多数あります。このため独立行政法人文化財研究所では、海外の博物館に所在する日本古美術品の調査を行うとともに、平成3年度からその修復協力を行っています。



アジア太平洋地域文化遺産保護修復集団研修（臨地講義：屋根瓦製作の実際）



アンコール遺跡群西トップ寺院発掘調査

③世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成16年8月現在178か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。

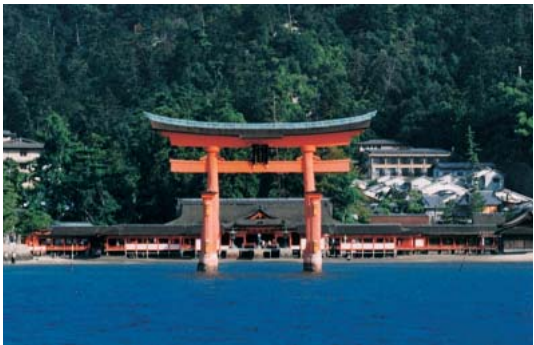
世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。本年は、南アフリカのダーバンにて世界遺産委員会が開催される予定です。

日本では既に文化遺産10件、自然遺産2件の合計12件が世界遺産に登録されています。

世界遺産一覧表に登録されているもの（平成17年4月現在）		
〔文化遺産〕	○法隆寺地域の仏教建造物	○姫路城
	○白川郷・五箇山の合掌造り集落	○原爆ドーム
	○古都奈良の文化財	○日光の社寺
	○紀伊山地の霊場と参詣道	○琉球王国のグスク及び関連遺産群
〔自然遺産〕	○屋久島	○白神山地



「原爆ドーム」



「厳島神社」



「古都奈良の文化財」



「日光の社寺」



「琉球王国のグスク及び関連遺産群」



「紀伊山地の霊場と参詣道」

④無形文化遺産の保護

■人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言

世界遺産条約の適用を受けない無形の文化遺産に関して、国際的な規範を確立し、その継承と発展を図ることを奨励するため、平成10年のユネスコ執行委員会において、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」という規約が採択されました。

本宣言は、無形遺産の傑作を讃えるとともに、政府等に対して、無形遺産の継承と発展を図ることを奨励することを目的とし、加盟国から候補として提出されたものの中からユネスコの基準を満たすものを、隔年で傑作として宣言し、リストを定期的に加盟国等に配布するものです。

これまでに、我が国の「能楽」を含む19件が第1回「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言（平成13年5月）されたのに引き続き、第2回宣言において、「人形浄瑠璃文楽」を含む28件が傑作として宣言（平成15年11月）されています。



能「姨捨」



狂言「木六駄」



人形浄瑠璃文楽「本朝廿四孝」十種香の段

■無形文化遺産保護条約

平成15年10月、第32回ユネスコ総会において、ユネスコが中心になって策定を検討してきた「無形文化遺産の保護に関する条約」が、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして、採択されました。我が国は、平成16年6月15日に、本条約を受諾する文書をユネスコに寄託し、アルジェリア、モーリシャスに続き3番目の締結国となりました。

本条約は締結国が30カ国に達した3カ月後に発効し、発効後、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」は、この条約に基づき作成される「人類の無形文化遺産の代表一覧表」に記載されることになっています。（平成17年4月1日現在未発効、締約国13カ国）

⑤文化財の不法な輸出入等の規制について

近年、文化財に対する国際的な関心が高まり、我が国においても海外で不法に取得された文化財の流入を防止するための措置が求められるようになっていきます。

このため、国際協力により、不法な文化財取引を実効的に防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護することを目的として、我が国も「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）」を締結するとともに、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（文化財不法輸出入等規制法）」を制定し、併せて文化財保護法の改正を行いました。条約及び法律は、平成14年12月9日から施行されています。

これらの法律に基づき、外国の博物館等から盗取されたもので文部科学省令で定める文化財（特定外国文化財）については、原則として輸入が禁止されることとなりました。現在、トルコ内の施設から盗取された文化財は2種類が特定外国文化財に指定されています。

また、特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を2年間に特例として10年間に延長することになりました。



「世界の文化財を守る仕組み」

⑥国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護—統合的アプローチをめざして—」

文化庁では、ユネスコ等国際機関と協力して、国際会議を開催しています。平成16年度には、文化庁とユネスコが奈良県、奈良市、(財)ユネスコ・アジア文化センターと協力し、内外の専門家42名を集め、「有形文化遺産と無形文化遺産の保護—統合的アプローチをめざして—」を開催しました（場所：奈良市、期間：平成16年10月20日～23日）。この会議は、有形と無形の専門家が一同に会し、初めて文化遺産の保護に関して統合的アプローチをめざして議論した点において非常に画期的であり、会議の成果として、「有形文化遺産と無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言」を採択しました。

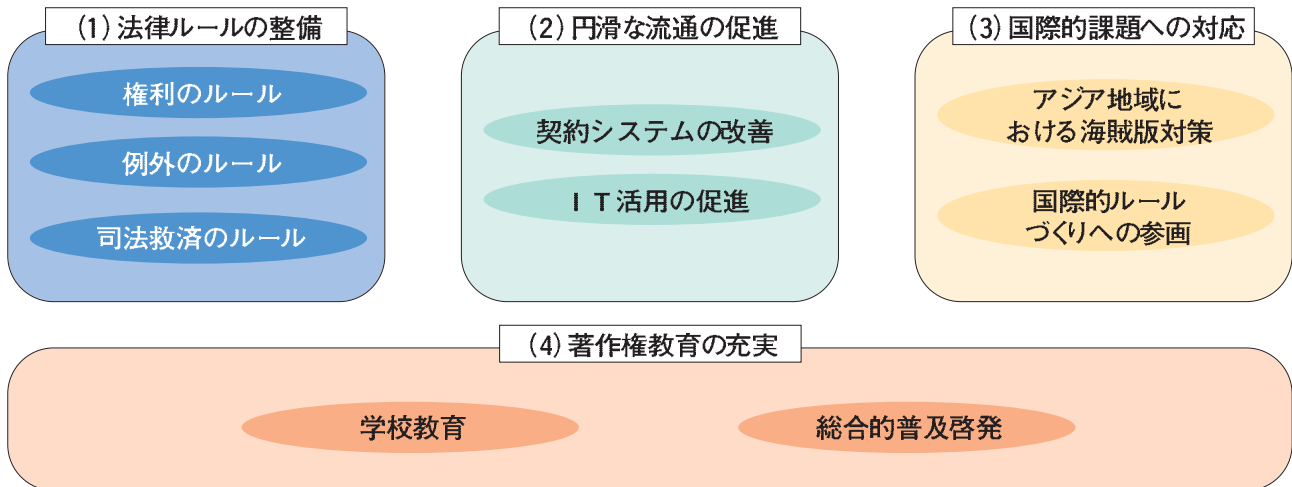


国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護—統合的アプローチをめざして—」
（会場：奈良県新公会堂「レセプションホール」）

新しい時代に対応した著作権施策の展開

現在、国全体として知的財産を重視する機運が高まっており、知的財産基本法の成立や知的財産推進計画の策定・見直しなど、「知的財産立国」の実現に向けた様々な取組が進められています。

このような動きに対応して、文化庁としても著作権施策を以下のように、総合的に展開しています。



(1) 法律ルールの整備

昨年度の文化審議会著作権分科会では、既存の条約への対応をほぼ終えたことを踏まえ、重要性・緊急性などにかんがみ、今後優先して対応すべき著作権法上の課題を、大局的・体系的な観点から抽出・整理することを目的として検討を行い、「著作権法に関する今後の検討課題」を取りまとめました。

本年度の同分科会法制問題小委員会においては、ワーキングチームも設けつつ、具体的な検討を始めています。

検討課題全体の検討には3年程度は要すると考えられますが、比較的短期間で結論が出るものに関しては、平成17年秋頃を目途に報告を取りまとめる予定です。

「著作権法に関する今後の検討課題」(平成17年1月24日文化審議会著作権分科会)

I 著作権法に関する今後の検討課題

1. 基本問題

- (1) 私的録音録画補償金の見直し
- (2) 権利制限の見直し
- (3) 私的使用目的の複製の見直し
- (4) 共有著作権に係る制度の整備
- (5) 著作物の「利用権」に係る制度の整備
- (6) 保護期間の見直し
- (7) 政令等への委任
- (8) 表現・用語の整理等

2. デジタル対応

- (1) デジタル化時代に対応した権利制限の見直し
- (2) 技術的保護手段の規定の見直し
- (3) 放送新条約(検討中)に係る制度の整備

3. 契約・利用

- (1) ライセンシーの保護
- (2) 契約規定全般の見直し
- (3) 登録制度の見直し

4. 司法救済

- (1) 間接侵害
- (2) 損害賠償・不当利得

(備考)

1. 著作者人格権
2. 裁定制度

II 関係者間における協議について

文部科学省ホームページ掲載：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm

(2) 円滑な流通の促進

著作物等の無形資産の創造を産業の基盤に据えることとする「知的財産立国」を実現するため、音楽、映画、アニメ等の我が国のすぐれた著作物を積極的に活用していくことが求められています。このような状況に対応するために、文化庁では以下の施策を行っています。

具体的施策

- ・ 著作物の創作や流通の促進を支援するために、著作物の資産評価の手法や新たなビジネスモデルについて研究を行っています。
- ・ 映画、放送番組、音楽等の魅力ある知的財産を活用したビジネスの拡大をテーマとした「コンテンツ流通促進シンポジウム」を毎年開催しています。
- ・ 契約による著作物利用の円滑化を図るため、誰もが簡単に使える「契約書作成支援システム」や、「著作権契約マニュアル」の研究を行っています。
- ・ 施行から3年を経過した著作権等管理事業法について、文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会において見直しの議論を行っています。
- ・ 自由に利用できる範囲を著作者が予め定めた「自由利用マーク」を策定し、普及に取り組んでいます。

「自由利用マーク」とは

- 著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。
- どんな利用ができるかは、マークによって異なります。
 1. 「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク
 2. 「障害者のための非営利目的利用」OKマーク
 3. 「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク



詳しくは、文化庁のホームページ（<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo>）をご参照ください。

(3) 国際的課題への対応

① アジア地域における海賊版対策

アジア等の途上国においては、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽等の著作物に高い関心が寄せられている一方で、それらの海賊版が大量に流通しているのが現状です。これは、文化的創造活動を保護し、良質のコンテンツの交流を促進する観点から、放置することのできない深刻な問題です。

このため、文化庁では、政府の知的財産戦略本部で決定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に基づき、以下の施策を行っています。

具体的施策

- ① 二国間協議による著作権侵害発生国への取締強化の要請
- ② 途上国を対象とした研修等の協力事業の実施
- ③ アジア諸国の一般国民を対象とした著作権教育事業
- ④ 権利者向けの手引書の作成など我が国の企業の諸外国での権利行使の支援
〔文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku>）掲載〕
- ⑤ 官民合同ミッションの派遣など官民の連携の強化

② 国際的ルールづくりへの参画

著作物等は、インターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、条約に基づく国際的な保護が必要です。現在W I P O（世界知的所有権機関）では視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は独自の提案を行うなど議論を推進させるために、積極的な役割を果たしています。また、アジア諸国を中心に、W C T（著作権に関する世界知的所有権機関条約）、W P P T（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）をはじめとする、著作権等関係条約の締結を働きかけています。

(4) 著作権教育の充実

インターネット時代を迎え、著作権に関する知識や意識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっています。このため、著作権教育の充実は、極めて重要な分野となってきており、文化庁では、こうした新しい状況に適切に対応するため、平成14年度から著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を展開しています。

児童生徒が楽しみながら著作権を学べる学習ソフトや著作権に関するQ & Aデータベース「著作権なるほど質問箱」の開発・提供、様々なニーズに応じた著作権講習会の開催（国民一般向け、教職員向け、図書館職員向けなど）、著作権教育研究協力校による指導方法等の研究開発、全国の中学生全員への著作権について分かりやすく解説したマンガ教材の配布を行っています。

【高校生向け学習ソフト】



文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku>）掲載

VI 国語に関する施策の推進

(1) 国語施策の推進

国語は、国民生活に直接関係し、我が国文化の基盤をなすものであり、文化の伝承と創造発展のために欠くことのできないものです。

国語に関する問題は、これまで国語審議会が中心となって検討を行い、様々な改善を図ってきました。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

平成13年1月に国語審議会は文化審議会国語分科会に改組され、同分科会では、平成14年2月に文部科学大臣から文化審議会に対して諮問された「これからの時代に求められる国語力について」の審議を重ね、平成16年2月に答申しました。その後、平成17年2月には、現代の国語に関する諸問題を検討・整理し、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」として文化審議会総会に報告しました。同年3月、この報告を受けて、文部科学大臣から、「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が文化審議会に諮問され、現在、国語分科会において審議を進めています。

また、「言葉」について考える体験事業の実施をはじめとして、国語問題研究協議会や国語施策懇談会等の開催、「国語に関する世論調査」の実施など、国民全体の国語や言語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じています。

このほか、外来語の安易な使用は、意思疎通の障害などとなるおそれもあるため、官公庁等に対し、わかりにくい外来語については、別の言葉に置き換えたり、必要に応じて注釈を付したりするなどの配慮を要請しています。このことについては、独立行政法人国立国語研究所「外来語」委員会において、わかりにくい外来語について、検討を進め、言い換え例等の提案を行っています。

◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申と実施状況

国語審議会

諮 問	諮問当時の内閣告示・訓令	答 申	現行の内閣告示・訓令
国語施策の改善の具体策について(昭41.6)	当用漢字表(昭21.11) } 当用漢字音訓表(昭23.2) } 当用漢字字体表(昭24.4) } 送り仮名の付け方(昭34.7) } 現代かなづかい(昭21.11) } その他上記に関連する事項	常用漢字表(昭56.3) } 改定送り仮名の付け方(昭47.6) } 改定現代仮名遣い(昭61.3) } 外来語の表記(平3.2) }	常用漢字表(昭56.10) 送り仮名の付け方(昭48.6) 現代仮名遣い(昭61.7) 外来語の表記(平3.6)
新しい時代に応じた国語施策の在り方について(平5.11)		・現代社会における敬意表現 ・表外漢字字体表 ・国際社会に対応する日本語の在り方(上記3答申とも平12.12)	

文化審議会国語分科会

諮 問	諮問当時の内閣告示・訓令	答 申	現行の内閣告示・訓令
これからの時代に求められる国語力について(平14.2)		・これからの時代に求められる国語力について(平16.2) { これからの時代に求められる国語力を身につけるための方策について ①国語教育の在り方 ②読書活動の在り方 }	

(2) 外国人等に対する日本語教育の推進

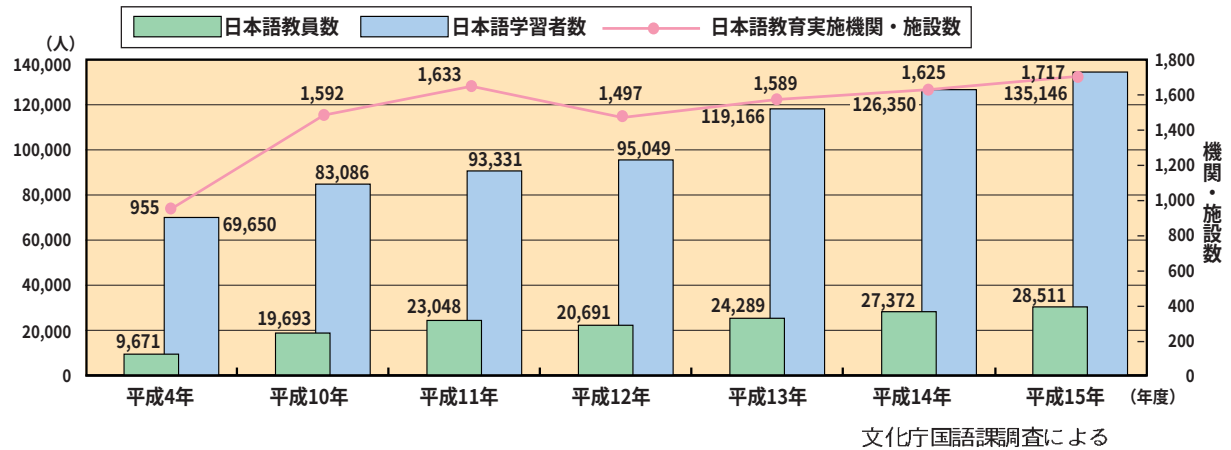
近年、我が国における外国人の増加や国際交流の進展により、日本語を学習している外国人は、国内で約13万5千人(平成15年11月現在)、海外で約235万人(平成15年現在)に上っています。国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の積極的な推進を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、関係省庁等との連携・協力を図りつつ、文化庁では、次のような施策を講じています。

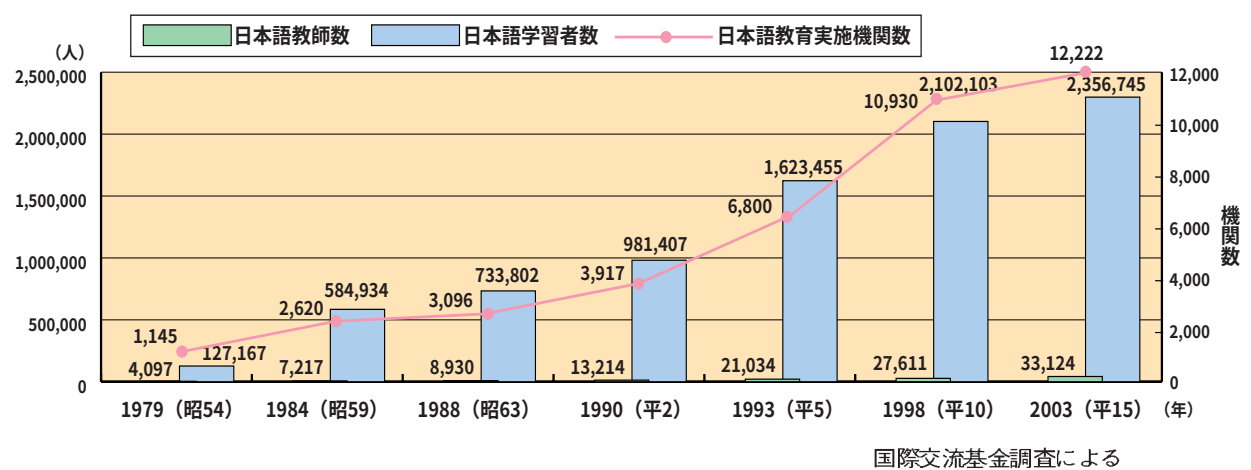
日本語教育に関する施策

区 分	概 要
日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育の実態調査や日本語教育研究協議会等を実施している。
日本語ボランティア等の研修	日本語ボランティアに対する研修、日本語ボランティアの中核となる地域、日本語支援コーディネータの研修及び日本語教育の相談事業等を委嘱し、実施している。
学校の余裕教室等を活用した親子参加型日本語教室の開設	学校の余裕教室等を活用して親と子が共に学びながら生活に必要な日本語を学習する日本語教室事業を委嘱して実施している。
日本語能力試験・日本語教育能力検定試験への協力	外国人の日本語能力を測定する「日本語能力試験」と日本語教育の専門家としての知識・能力を判定する「日本語教育能力検定試験」の実施に関して、専門的な立場から協力を行っている。
インドシナ難民等救援のための日本語教育事業委託費	我が国に定住を希望するインドシナ難民及び条約難民に対する定住支援策として、日常生活に必要な日本語の教育を財団法人アジア福祉教育財団に委託して実施している。
中国帰国者に対する日本語教育	中国帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本語学習支援を行っている。
日本語教育支援総合ネットワーク・システム（国立国語研究所にて運用）	国内外の日本語教育の充実に資するため、インターネットを活用して日本語教育に関する各種の情報を提供している。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移



◆海外の日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者数の推移



VII 国際文化交流の推進

(1) 文化庁と国際文化交流

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められています。また、21世紀の国際社会では、文化の魅力によって世界の国々を引きつけることのできる「文化力」(ソフトパワー)が重要になってきています。特に、海外でも評価の高い我が国のアニメ、マンガ、映画等メディア芸術を中心に海外への情報発信が求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

2005年・2006年における「国際交流年」

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2005年及び2006年の主な「国際交流年」は次のとおりです。

文化庁では、これらの「国際交流年」を多様な日本文化を海外に向けて総合的に紹介したり、海外の文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

<2005年>

- | | |
|-------------|--------------------|
| ◇日韓友情年2005 | [2005年1月～2005年12月] |
| ◇日・EU市民交流年 | [2005年1月～2005年12月] |
| ◇日本におけるドイツ年 | [2005年4月～2006年3月] |

<2006年>

- | | |
|--------|--------------------|
| ◇日豪交流年 | [2006年1月～2006年12月] |
|--------|--------------------|

近年の「国際交流年」に対する文化庁の取組

《2004年》

◇ギリシャにおける日本月間 [2004年5月～2004年7月]

◇日本におけるギリシャ月間 [2004年5月～2004年6月]

2002年3月、ギリシャのコスタス・シメティス首相の来日時に、小泉総理大臣との間で「日本・ギリシャ共同行動計画」が採択され、オリンピックの行われる2004年を交流年とし、文化庁では、公演・展示等の事業について、ギリシャ開催3件、日本開催1件を主催・支援しました。

公演名：カルチュラル・オリンピアード (2004年アテネ芸術オリンピック)
参加作品 蜷川幸雄演出「オイディプス王」
(写真提供：Bunkamura、撮影者：細野晋司)



◇日米交流150周年 [2003年1月～2004年12月]

ペリー来航 (1853年)、日米和親条約締結 (1854年) から150周年となる2003年と2004年を日米交流年とし、文化庁では、公演・展示等の事業について、アメリカ開催18件、日本開催1件を主催・支援しました。

《2005》

日韓友情年【実施期間：2005年1月～2005年12月】

2003年6月の日韓首脳共同声明で、日韓国交正常化40周年を記念して、両国間の文化、学術等諸分野における各種の事業を共同で開催し、日韓関係の次世代を担う若者を始めとした国民各界各層間の相互理解と友情を増進する機会とすることを表明。

「～進もう未来へ、一緒に世界へ～」をキャッチフレーズにさまざまな分野で交流が行われており、文化庁では、日本及び韓国で開催される公演・展示等の事業を主催、支援する予定です。



◆ 「日韓友情年2005」における文化庁の主な主催・支援事業

種 別	行 事 名	期 間	場 所
伝統芸能	文楽とパンソリ日韓交流公演	1月29日・30日 3月3日・4日	国立国楽院礼楽堂（ソウル） 国立劇場小劇場（東京）
展示	第8回文化庁メディア芸術祭関連事業 ①「韓国文化コンテンツ秀作展」 ②「日韓クリエイターズ・ミーティング」 ③「日韓学生アニメ・コラボレーション」	2月24日～3月2日 2月25日 3月1日～3月3日	東京都写真美術館（東京）他
映画	韓国インディペンデント映画2005	3月5日～3月11日	シアター・イメージフォーラム（東京）
伝統芸能	歌舞伎近松座韓国公演	4月1日～4月3日 4月9日・10日	国立中央劇場（ソウル） 釜山文化会館（釜山）
演劇	「その河をこえて、五月」公演	5月13日～6月19日 7月1日～7月3日（予定）	新国立劇場小劇場（東京）他 芸術の殿堂トゥール劇場（ソウル）（予定）
展示	日韓芸術大学交流展	8月25日～9月7日 11月29日～12月18日（予定）	芸術の殿堂美術館（ソウル） 東京芸術大学美術館（東京）（予定）
映画	日本映画祭	11月（予定）	ソウル（予定）

日・EU市民交流年【実施期間：2005年1月～2005年12月】

2002年7月の第11回日・EU定期首脳協議において、2005年を「日・EU市民交流年」とすることで合意。

2004年に加盟国が25カ国と拡大しているEUと日本の間で市民レベルの双方向での交流事業を実施することにより相互理解をいっそう促進するものです。

文化庁では、EU諸国及び日本で開催される公演・展示等の事業について主催、支援する予定です。



ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン「熱狂の日」音楽祭2005
（写真提供：東京国際フォーラム）

◆ 日・EU市民交流年における文化庁の主な支援事業

種 別	行 事 名	期 間	場 所
舞踊	山海塾 欧州公演	4月1日～4月30日	フランス（セト、リヨン） スイス（ヌーシャテル、スリポール）
国際フェスティバル	ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン「熱狂の日」音楽祭2005	4月24日～5月1日	東京
演劇	日独共同創造演劇プロジェクト シアターXプロデュース公演 『東海道四谷怪談』	8月5日～8月14日（予定）	東京（予定）
演劇	劇団ひまわり招へいポーランド公演	9月9日～9月23日（予定）	ポーランド（クラフク、プロツワフ、ワルシャワ）（予定）
伝統芸能	梅若研能会欧州公演	10月26日～11月12日（予定）	ドイツ（ケルン）、ラトビア（リガ）、チェコ（プラハ）、オーストリア（ウィーン）、ベルギー（ブリュッセル、アントワープ）（予定）

日本文化の発信等

第2回国際文化フォーラム 【実施期間：平成16年10月26日～平成16年11月23日】

第2回国際文化フォーラムは、国際的な内外の芸術家、文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向について語り合ってもらうことを目的として、平成15年度から始めた事業です。第2回となる平成16年度のフォーラムは、文化庁等が推進中の「関西元気文化圏」の中心事業として主に関西で開催しました。開会レセプションには秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、関西各地で展開された討論・座談会を通じて、世界に向け、文化のメッセージを力強く発信しました。平成17年度は第3回国際文化フォーラムを秋に関西各地で開催する予定です。

対談「映画と映画祭ーこれまでとこれから」 16.10.26 会場：オリベホール



概要 日本、韓国の映画に関して最近印象的だったことや映画の作り手が映画祭に望むことについて語り合った。

参加者 李 滄東 映画監督（韓国）
(イ・チャンドン)
山田 洋次 映画監督

討論「文化の多様性」 16.11.7 会場：国立京都国際会館



概要 現在の国際情勢において、「文化の多様性」という概念が持つ意義について話し合った。

参加者 ジャック・アタリ 作家（フランス）
李 御寧 梨花女子大学校文理大学碩座教授
(イ・オリョン) (韓国)
津田 和明 日本芸術文化振興会理事長
山崎 正和 劇作家
河合 隼雄 文化庁長官

座談会Ⅰ「シルクロードと仏教文化」 16.11.8 会場：東大寺

概要 多神教文化と一神教文化の相互関係を論じ、また多部族共存の歴史、神仏混淆の事例を採り上げ、文化の多様性の中での人類の共生のあり方について語り合った。



参加者 平山 郁夫 東京芸術大学長
山折 哲夫 国際日本文化研究センター所長
ムニール・ブシュナキ ユネスコ文化担当事務局長補
(アルジェリア／フランス)
アブドゥル・アズィーズ・ハミード イラク共和国考古・遺産庁長
官（イラク）
ハサン・ハナーフィー カイロ大学文学部哲学科教授
(エジプト)
モスタファ・モハグゲグダーマード
シャヒード・ベヘシュティー
大学教授（イラン）
森 孝一 同志社大学神学部長
ジェシカ・ローソン オックスフォード大学
マートン・コレッジ学長（イ
ギリス）
田辺 勝美 中央大学総合政策学部教授

座談会Ⅱ「音楽における二つの維新」

16.11.12 会場：滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール「中ホール」



概要

我が国の明治と平成の音楽状況を対比させて、その違いと共通性について語り合った。

参加者

海老澤 敏	財団法人新国立劇場運営財団副理事長
オットー・ビーバ	ウィーン楽友協会資料館長（オーストリア）
小島 美子	国立歴史民俗博物館名誉教授
ヨーゼフ・クライナー	ボン大学日本文化研究所所長（ドイツ／オーストリア）
渡辺 裕	東京大学大学院人文社会系研究科教授

座談会Ⅲ「日韓学生サミット in 大阪」

16.11.14 会場：国立国際美術館



概要

日韓両国の高校生、大学生が、日韓の高校生の交流と初恋を描いた映画「チルソクの夏」を観賞し、映画の感想とこれからの日韓の若者交流、文化交流について語り合った。

参加者

大平 光代	大阪市助役
平田 オリザ	劇作家、演出家
寺脇 研	文化庁文化部長

座談会Ⅳ「日韓若手芸術家・文化人会合」

16.11.15 会場：NHK大阪放送局テレビ第2スタジオ

概要 映画、現代演劇、音楽、アニメ、マンガ、サブカルチャーなどの分野で活躍する日韓若手芸術家・文化人が一堂に会し、日韓文化交流について分野を横断した討議を行い、また「共創」を志向する新しい文化交流の方向性について語り合った。



参加者

赤坂 真理	小説家
江川 達也	漫画家
阪本 順治	映画監督
原 恵一	アニメーション監督
平田 オリザ	劇作家、演出家
宮台 真司	東京都立大学人文学部助教授
全 成太（ジョン・ソント）	小説家
張 允炫（チョン・ユンヒョン）	映画制作者・監督
金 悠鍾（キム・ヒュジョン）	秋渓芸術大学校 文化産業大学院長
李 正鎬（イ・ジョンホ）	アニメーションプロデューサー
梁 正雄（ヤン・ジョンウン）	劇団旅行者代表・演出家
尹 胎鎬（ユン・テホ）	漫画家

座談会Ⅴ「文化の多様性への対応—21世紀の美術館の課題—（その2）

～国際化時代における美術館の在り方～ 16.11.23 会場：兵庫県立美術館

概要 美術館・現代美術の活動と社会との関係、国際的なつながりや多様性の問題などについて、各国の事情に触れながら、国際化時代における美術館や現代美術のあり方について語り合った。



参加者

高階 秀爾	大原美術館長
ザイノル・アビディン・B・A・シャリフ	ギャラリー・ペトロナス館長 （マレーシア）
パオロ・コロombo	国立21世紀美術館長（イタリア）
アン・ダノンコート	フィラデルフィア美術館長 （アメリカ）
ヴェンツェル・ヤコブ	ドイツ連邦共和国美術展示ホール館長（ドイツ）
木村 重信	兵庫県立美術館長

文化庁文化交流使事業

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々に、一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開することを目的とした事業です。

「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講習や実演デモンストレーション等を行う「海外派遣型」、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家、文化人が、講演、講習、現地メディアへの投稿、出演等を行う「現地滞在者型」、公演等で来日する諸外国の著名な芸術家が、日本滞在期間を利用して学校等を訪問し、実演、講演等を行う「来日芸術家型」の3つの類型があります。

平成16年度は、「海外派遣型」文化交流使として11名、「現地滞在者型」文化交流使として4名、「来日芸術家型」文化交流使として5組の方々に、文化交流と日本文化の発信活動を展開していただきました。（詳細は別表のとおり。※は平成17年度も引き続き活動していただく文化交流使。）

1. 平成16年度文化庁文化交流使一覧
(海外派遣型)

氏 名	プロフィール	派遣国
井上 廣子※	造形作家	オーストリア
北村 昭斎	重要無形文化財「螺鈿」（各個認定）保持者	ドイツ
国本 武春	浪曲師、芸術選奨文部科学大臣新人賞受賞	アメリカ
小宮 孝泰	「コント赤信号」メンバー、俳優	イギリス
笑福亭 鶴笑	落語家、芸術選奨文部科学大臣新人賞受賞	タイ、イギリス
杉本 洋	日本画家	カナダ
橋口 譲二※	写真家	ドイツ、イギリス、チェコ、スロバキア、ハンガリー
平野 啓一郎	芥川賞受賞作家	フランス
三谷 温	ピアニスト、昭和音楽大学専任講師	クロアチア
宮田 まゆみ	笙演奏家	ギリシャ、イタリア、フランス ドイツ、ルクセンブルク
四方田 犬彦	映画史研究家、明治学院大学教授	イスラエル、セルビア・モンテネグロ



平成16年度に新たに指名された文化交流使と河合文化庁長官



国本武春氏のアメリカでの活動の様子

(現地滞在者型)

氏 名	専門分野	活動国
高岡美知子	答礼人形研究家	アメリカ
松本直み	舞台照明研究家	フィリピン
ラーシュ・ヴァリエ	詩人、スウェーデン議会国際課長	スウェーデン
ローチャン由理子	画家	インド

(来日芸術家型)

氏 名	活動日時	活 動 内 容
イシュトヴァーン・コロシュ	16.6.12	桜美林大学を訪問し、パイプオルガンを通して、楽器の説明、演奏の方法とハンガリーの作曲家について紹介した。
エムパイヤ・プラス	16.6.14	神戸市立港島小学校を訪問し、極め付きのアメリカンサウンド（金管五重奏）を披露した。
フランソワ・ルルー	16.10.5	長崎市立山里小学校を訪問し、「音楽と絵のコラボレーション」と題し、モネ作品を拡大したものの隣でオーボエを演奏したり、ギリシャ神話を題材とした語り付き曲を披露した。
カール・ライスター	16.10.19	名古屋市立見付小学校を訪問し、小学生と同年代の子供が作曲した曲のクラリネット演奏などリサイタル形式の演奏会を行った。
デニス・マトヴィエンコ	17.3.3	私立品川女子学院高等部を訪問し、クラシックバレエにおける演技での心構え、日頃のトレーニング、魅力等を講演した。



カール・ライスター氏のクラリネット演奏の様子



フランソワ・ルルー氏のオーボエ演奏の様子

2. ～日本を世界に伝える～ 文化庁文化交流使活動報告会

平成16年度に文化庁文化交流使として海外で活動していただいた方々による報告会を、3月31日にサントリーホール小ホールにて開催しました。

北村昭斎氏（重要無形文化財「螺鈿」（各個認定）保持者）、小宮孝泰氏（俳優）、杉本洋氏（日本画家）、平野啓一郎氏（作家）、四方田犬彦氏（映画史研究家）の5名が活動報告を行うとともに、国際文化交流について討論し、さらに国本武春氏、宮田まゆみ氏、三谷温氏の実演が行われました。



文化交流使が一堂に会しての討論の様子



三谷温氏のピアノ演奏の様子

3. 平成17年度文化庁文化交流使一覧

平成17年度は海外派遣型文化交流使として新たに4名の方々に、文化交流と日本文化の発信活動を展開していただきます。（詳細は別表のとおり。）

(海外派遣型)

氏 名	専 門 分 野	活 動 国
Ikujō 三橋	演出家	フランス、ベルギー、コートジボアール
河村 晴久	能楽師	アメリカ
神田 山陽	講談師	イタリア
村井 健	演劇評論家	ロシア

(2) 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要

人物交流

括弧内は、平成17年度予算額（独立行政法人運営費を除く）

芸術家・文化財専門家等の派遣・受入（平成17年度予算：1,208百万円）

ハイレベル文化人・専門家の招へい

外国の文化行政担当省庁の高官，博物館・美術館，文化財研究所，芸術劇場の責任者などハイレベルの文化人を招へいして，我が国関係者との協議，講演等を実施。

- ・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業（15百万円）

人材育成のための芸術家派遣・招へい

美術，音楽，舞踊等の各分野において，我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供するほか，海外の優秀な新進芸術家が我が国で研修する機会を提供。また，我が国の芸術家に指導・助言を与えてもらうために，世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

- ・新進芸術家海外留学制度（793百万円）
- ・海外新進芸術家招へい事業（129百万円）
- ・優秀指導者特別指導助成（113百万円）
- ・現代舞台芸術アジア協力事業*

*独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

文化財専門家の派遣・招へい

日本古美術，文化財建造物等の分野において，海外の修復技術者，学芸員，保存管理者等と我が国の文化財専門家との間で，管理・修復技術等に関する協力のため，文化財専門家の派遣や招へい研修を実施。

- ・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業（13百万円）
- ・アジア諸国文化財の保存修復等協力事業（11百万円）

*下記の文化財修復事業内においても，文化財専門家の派遣・招へい研修を実施（P.61，78参照）

- ・文化財保護国際貢献費（69百万円）
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業（65百万円）
- ・文化財保存修復協力センター運営〔東京文化財研究所〕

公演等

括弧内は、平成17年度予算額（独立行政法人運営費を除く）

公演等による交流（平成17年度予算：2,312百万円）

芸術団体等の海外公演・招へい公演，国際共同制作等（芸術団体等に対する支援）

我が国と海外との二国間における芸術交流の推進（我が国芸術団体の派遣公演，当該国の芸術団体の招へい公演等）と海外との優れたオペラ等の共同制作や世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

- ・優れた芸術の国際交流（1,865百万円）
- ・海外のメディア芸術祭への参加等の支援（12百万円）

舞台芸術の国際フェスティバルの開催

我が国トップレベルの芸術家・芸術団体と海外の芸術家・芸術団体が競演する機会を提供することにより、我が国の世界水準の舞台芸術を海外に発信し、文化芸術面での国際交流の推進を図り、我が国の文化芸術水準の向上と振興、ひいては世界の文化芸術活動の発展に資することを目的として実施。

- ・舞台芸術国際フェスティバル（339百万円）



平成16年度舞台芸術国際フェスティバル
アジアのスーパー・ガラ・コンサート2004
～かよいあう心～

映画に関する国際交流

海外映画祭等において、優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品等に係る経費を支援。また、世界各国の国際映画祭への参加に伴う経費に対して助成。

- ・海外映画祭への出品等支援
- ・映画に関する国際交流*

（97百万円）

*独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

日本文化の発信等

括弧内は、平成17年度予算額（独立行政法人運営費を除く）

日本文化の発信による交流（平成17年度予算：957百万円）

芸術家・文化人等による文化発信推進事業

文化に携わる我が国の専門家等を「文化庁文化交流使」として派遣するなど、我が国と諸外国の芸術家・文化人との連携協力を強化するとともに、日本文化発信の具体化・事業化の促進。

- ・文化庁文化交流使事業

（106百万円）

多様な手段による日本文化の発信

世界的に著名な文化人等を招へいた顕在性の高い国際シンポジウムを開催するとともに、現代舞台芸術を中心とした我が国の文化芸術等を見本市的にまとめて内外に紹介。また、文化多様性の保護・促進に積極的に貢献するために、各国の文化施策について調査研究を行い、国際協力を検討する。

さらに、国民文化祭や全国高等学校総合文化祭等の地域のフェスティバル等に海外の青少年や文化団体等を招へい、及び海外のフェスティバル等への青少年や文化団体等の派遣による地域文化の活性化。

- ・国際文化フォーラム事業（55百万円）
- ・文化多様性の保護・促進への対応（10百万円）
- ・国際交流による地域文化活性化事業（108百万円）

海外との共同創作

ソフトパワーをさらに強化し、アニメ、マンガ、映画、コンピュータゲーム等のメディア芸術分野において、人材育成、コンテンツの共同制作等の支援を行う。

- ・文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた国際交流の推進（20百万円）

現代日本文学翻訳・普及事業

優れた現代日本文学を英語・フランス語などに翻訳し、海外へ紹介。

- ・現代日本文学の翻訳・普及事業

（328百万円）

海外展及び交流展等展覧会の開催

我が国の優れた文化財を海外に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を実施。

また、我が国の国立博物館（東京、京都、奈良）と日本古美術品を所蔵している海外の博物館・美術館との間で相互に各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を実施。

- ・文化財海外交流展
- ・博物館等海外交流古美術展*

（105百万円）

*独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

文化遺産オンライン構想等の推進

文化遺産のインターネット上での総覧の実現を目指し、博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促すとともに、インターネット上における文化遺産情報のポータルサイトを整備し、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化して国内外に発信。

- ・文化遺産オンライン構想等の推進

(225百万円)

文化遺産保存修復の協力

括弧内は、平成17年度予算額（独立行政法人運営費を除く）

文化遺産保存修復事業（平成17年度予算：103百万円）

文化財の国際協力

各国からの要請等に応じ、専門家の現地調査研究や保存・修復のための派遣、保存修復、保護保全等の研修のための招へい及びそれらの記録等作成を行う。

また、国際会議の開催や、文化財分野における継続的な国際協力体制の整備に向けたネットワーク構築の検討等を行う。

- ・文化財保護国際貢献事業

(69百万円) [再掲]

- ・西アジア文化遺産保護緊急協力*

*独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

文化財保存修復

アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実に努めることを目的に、奈良県・奈良市・財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、文化財保護関連データベースの構築、文化財保護計画の策定等の研修等を実施。

- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力

推進事業

(65百万円) [再掲]



唐招提寺での実習

国際機関との連携推進

文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）との連携協力を推進し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁等の職員を派遣。

- ・国際文化財保護協力機関連携推進事業

(9百万円)

文化財不法輸出入の防止

詳細についてはP 64を参照。

- ・文化財不法輸出入等防止推進費

(11百万円)

世界遺産の保護推進

世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画。

- ・世界遺産保護推進費

(14百万円)

独立行政法人文化財研究所における文化財保護推進*

独立行政法人文化財研究所において、世界の文化財の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施。

また、各国の文化財保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催。

*独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

技術協力・共同研究

独立行政法人文化財研究所においては、様々な文化財保存修復に関する調査研究協力、共同発掘調査、セミナー等による技術協力・共同研究を実施。

〈主な事業〉

【東京文化財研究所】

- 国際シンポジウムの開催等
- 敦煌莫高窟壁画保存修復に関する共同研究
- 北米文化財保存機関との国際研究交流
- アジア文化財保存セミナーの実施
- 国際修復研修事業
- 文化財の保存修復に関する国際共同研究
- 文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究
- 文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力
- 国際文化財保存修復研究会
- 文化財保護に関する日独学術交流
- 中国文化財保存修復に関する調査研究
- 中南米諸国文化財保存協力事業
- 在外日本古美術品保存修復協力事業
- 中国陝西省唐代陵墓石彫像保存修理事業
- 西アジア諸国文化遺産保存修復協力事業

【奈良文化財研究所】

- アジアにおける生産遺跡に関する調査研究並びに研究協力
- 東アジアにおける生産遺跡・都城遺跡の調査研究協力
- 中国社会科学院考古研究所との共同研究
- 環境による不動産文化財の劣化状況調査と保存修復に関する調査研究
- 中国遼寧省文物考古研究所との共同研究
- 西アジア文化遺産保護緊急協力

外国人等に対する日本語教育

括弧内は、平成17年度予算額

外国人等に対する日本語教育（平成17年度予算：171百万円）

・詳細についてはP.68を参照。

著作権分野での協力

括弧内は、平成17年度予算額

著作権分野での途上国支援と海賊版対策（平成17年度予算：99百万円）

海外における我が国著作物の海賊版を撲滅するため、途上国を対象とした研修事業及び二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請等を実施。

- ・アジア地域著作権制度普及促進事業 (52百万円)
- ・海賊版対策事業 (47百万円)

VIII 文化の情報化の推進

急速に進展する情報通信技術は、文化行政においても大きな役割を果たすものとなっています。文化庁では、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）などを窓口とし、文化財や美術品、舞台芸術、メディア芸術、日本語教育、国語施策などの各種情報を広く国内外に提供しています。

文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）

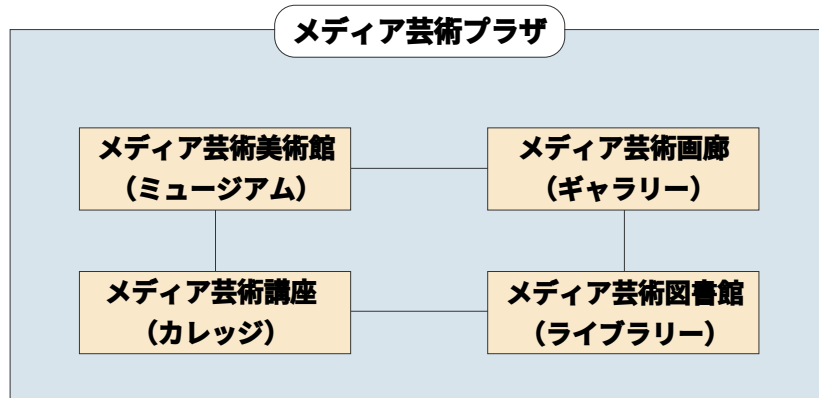
文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報の公開等を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。



文化庁ホームページ（トップページ画像）
<http://www.bunka.go.jp/>

(1) メディア芸術プラザ（<http://plaza.bunka.go.jp/>）

メディア芸術プラザにおいて、コンピュータ・グラフィックスをはじめとする新しいメディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを行っています。



(2) 文化デジタルライブラリー (<http://www2.nti.jac.go.jp/dglib/>)

最先端のデジタル技術を活用して、伝統芸能や現代舞台芸術の公演などを記録・集積し、インターネットなどの媒体を用いて、学校などにおける教育用コンテンツとして提供する事業を、平成12年度から（独）日本芸術文化振興会を中心に進めており、14年7月から公開しています。



文化デジタルライブラリー（トップページ画像）
<http://www2.nti.jac.go.jp/dglib/>

(3) 国際施策情報システム (<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>)

国語施策の充実を図り、国民の関心や必要にこたえとともに、国語に対する認識を深めることを目的として、漢字や仮名遣いなどの国語表記の基準をはじめ、現在に至る審議会などでの検討・審議など、国語施策に関する情報を、平成14年5月からインターネットを通じて提供しています。



国際施策情報システム（トップページ画像）
<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>

(4) 「日本語教育支援総合」ネットワーク・システム (<http://www.kokken.go.jp/nihongo/>)

日本語教育の一層の支援を図るため、電子化された多様な日本語教育教材用素材（日本の生活場面や風景の写真・ビデオなど）や、日本語教育関係情報（統計情報、調査研究情報など）を収集・作成し、インターネットを通じて発信しています。



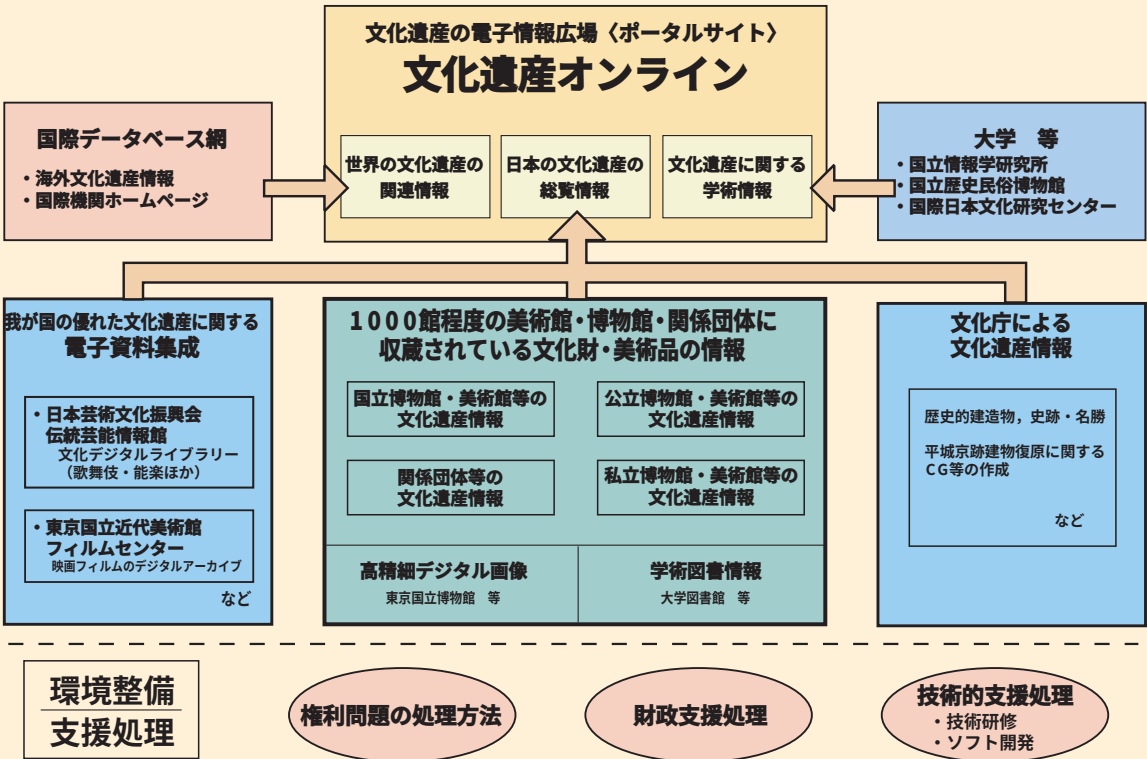
「文化遺産オンライン構想」について

文化庁と総務省は、相互に連携を図りつつ、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開するとともに、著作権等を保護しつつ利活用を促進することを目的とする「文化遺産オンライン構想」を推進しています。現在、我が国文化遺産情報のインターネット上での総覧の実現に向け、平成16年4月より「文化遺産オンライン試験公開版」を公開し、本格運用に向け取組を進めています。



文化遺産オンライン試験公開版（トップページ画像）
<http://bunka.nii.ac.jp/>

文化遺産オンライン構想 全体イメージ



IX 国立文化施設等

(1) 国立劇場

独立行政法人日本芸術文化振興会が設置・運営する国立劇場は我が国の伝統芸能の保存及び振興を目的として昭和41年11月に開場しました。昭和54年以降、演芸資料館、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわが相次いで開場し、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等の事業を行っています。

国立劇場本館・演芸資料館 主として我が国古来の伝統的な芸能（雅楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等）の公演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等 施設 〈大劇場〉 総席数 1,610席 主な公演 歌舞伎、民俗芸能、雅楽 〈小劇場〉 総席数 590席 主な公演 文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、中世芸能、琉球芸能 〈演芸場〉 総席数 300席 主な公演 寄席（落語その他） 交通 〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 TEL (03) 3265-7411	国立能楽堂 能楽の公演、能楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等 施設 〈能舞台〉 座席数 591席 主な公演 能、狂言 交通 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL (03) 3423-1331
国立文楽劇場 主として文楽の公演、文楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等 施設 〈文楽劇場〉 総席数 753席 主な公演 文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能、歌舞伎 〈小ホール〉 座席数 159席 主な公演 大衆芸能、邦楽 交通 〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号 TEL (06) 6212-2531	国立劇場おきなわ 主として沖縄伝統芸能（組踊、琉球舞踊、琉球音楽等）の公演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等 施設 〈大劇場〉 総席数 632席 主な公演 組踊、琉球舞踊、琉球音楽 〈小劇場〉 座席数 255席 交通 〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-14-1 TEL (098) 871-3311

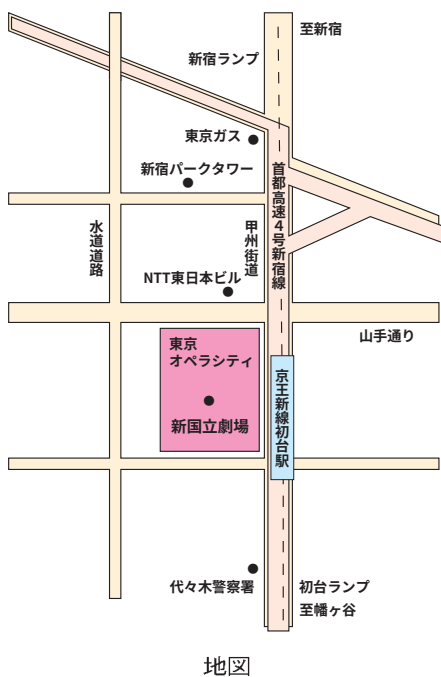
〔国立劇場ホームページ〕 <http://www.ntj.jac.go.jp/>

(2) 新国立劇場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇などの現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場は、平成9年10月の開場後、積極的な公演活動を行っています。

新国立劇場は、独立行政法人日本芸術文化振興会が設置し、弾力的な運営を図るため（財）新国立劇場運営財団に管理運営を委託しています。

事業	○公演事業……………現代舞台芸術の公演 ○研修事業……………現代舞台芸術にかかわる舞台芸術家や舞台技術者等の研修 ○調査研究事業………現代舞台芸術情報の収集・公開
施設の概要	○所在地 〒151-0071 渋谷区本町1丁目1番1号（京王新線初台駅すぐ） TEL 03-5351-3011 http://www.nrnttjac.go.jp/ ○延床面積69,474m ² 敷地面積 28,688m ² オペラ劇場（1,814席）……………オペラ、バレエを中心とした劇場、四面舞台 中劇場（1,038席）……………演劇、現代舞踊を中心とした劇場、四面舞台 小劇場（440席）……………オープンステージによる上演形式を持つ現代舞台芸術、可変自由



＜交通＞
京王新線（都営新宿線乗入）初台駅（中央口）徒歩1分 ※京王線は止まりません
首都高速4号線新宿ランプすぐ（約860台収容の駐車場有り）



2004/2005 シーズン演劇「喪服の似合うエレクトラ」
撮影：谷古宇正彦



2004/2005 シーズンオペラ「エレクトラ」 撮影：三枝近志

(3) 国立美術館・博物館

① 独立行政法人国立美術館の概要

東京国立近代美術館 (http://www.momat.go.jp/)



美術館本館



工芸館



フィルムセンター

【本館・工芸館】

昭和27年に旧日活本社ビル跡に開館しましたが、44年に石橋正二郎氏から建物の寄贈を受け竹橋に移転しました。
美術館本館は2年半の工事を終え、平成14年1月にリニューアル・オープンしました。その後、工芸館は重要文化財に指定された旧近衛師団司令部を回収し、52年に開館しました。
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 10:00～17:00 (入館は16:30まで)
夜間開館 10:00～20:00 (入館は19:30まで) 本館のみ、毎週金曜日実施
休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日)
ただし、平成17年3月23日から5月22日の間は、4月11日のみ休館。平成18年1月3日は開館
年末年始 (平成17年12月29日～平成18年1月1日)
入館者数 725千人 (平成16年度 フィルムセンター含む)

収蔵品	絵画	4,251点
	彫刻	392点
	写真	1,437点
	工芸	2,449点
	その他	3,163点
	計	11,692点

(平成16年度末)

【フィルムセンター】

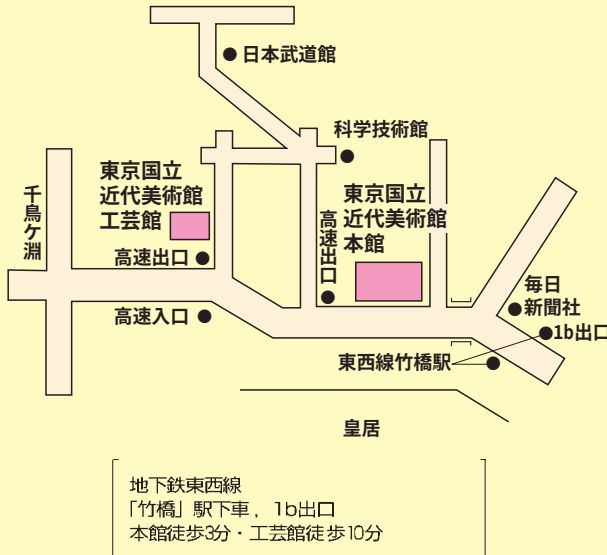
昭和45年に美術館移転後の京橋の旧館に開館しましたが、建物の老朽化に伴い、我が国の映画芸術振興の拠点として平成7年5月、新館が開館しました。
また、昭和61年に映画フィルムの保存施設として相模原分館を設置しました。
日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存、上映等及びこれらに関する調査研究を行っています。

上映開館時間 大映写ホール／火～金 15:00、19:00
土日祝 13:00、16:00
小映写ホール／各種事業用として使用
開館時間 展示室／火～日 11:00～18:30 (入館は18:00まで)
休館日 毎週月曜日
年末年始 (平成17年12月26日～平成18年1月4日)

収蔵品	映画フィルム	44,450本
映画関係資料	映画関係図書 (和書)	約20,500冊
	映画関係図書 (洋書)	約3,500冊
	シナリオ	約30,000冊
	ポスター	約42,000枚
	スチル写真	約372,000枚

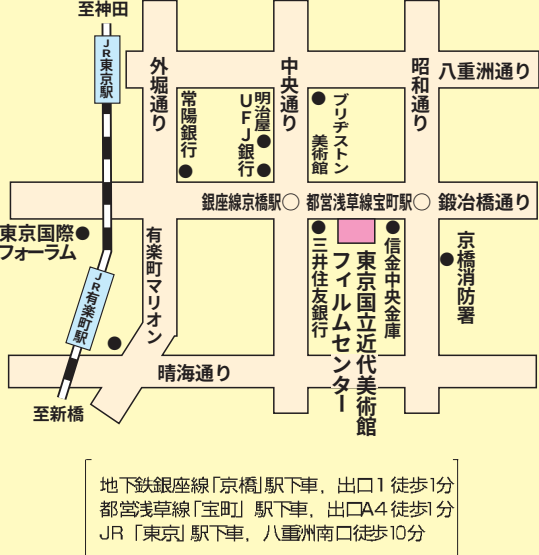
(平成16年度末)

交通

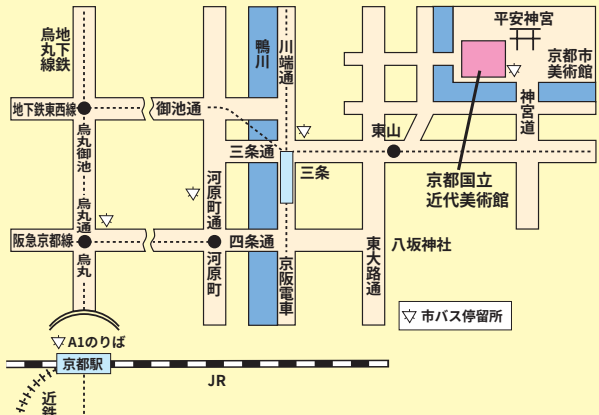
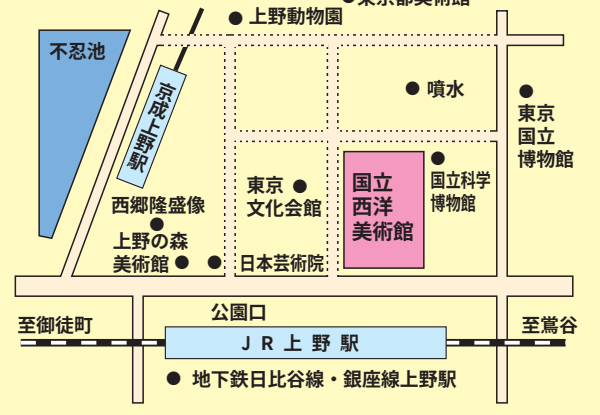


(本館) 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL (03) 3214-2561 (代)
(工芸館) 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL (03) 3211-7781 (代)

交通



(フィルムセンター) 〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL (03) 3561-0823 (代)
(フィルムセンター 相模原分館) 〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4
TEL (042) 768-0128 (代)

京 都 国 立 近 代 美 術 館 (http://www.momak.go.jp/)	国 立 西 洋 美 術 館 (http://www.nmwago.jp/)																																	
																																		
国立近代美術館京都分館として昭和38年発足、42年に独立して京都国立近代美術館となり、その後、61年10月新館を開館。 近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。	松方コレクションの返還を機に昭和34年4月設置、6月開館、54年11月新館を、平成9年12月に企画展示館を増築しました。 フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。																																	
開館時間 9:30～17:00（入館は16:30まで） 夜間開館 9:30～20:00（入館は19:30まで） 4月15日～9月2日の金曜日（ただし、企画展期間中のみ実施） 休 館 日 毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月26日～1月5日） 入館者数 394千人（平成16年度）	開館時間 春の企画展開催日から秋の企画展終了日までの期間 9:30～17:30（入場は17:00まで）上記以外は9:30～17:00（入場は16:30まで） 夜間開館 9:30～20:00（入館は19:30まで） 毎週金曜日 休 館 日 毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月26日～1月1日） 入館者数 1,000千人（平成16年度）																																	
<table><tr><td>収蔵品</td><td>絵 画</td><td>4,063点</td></tr><tr><td></td><td>彫 刻</td><td>98点</td></tr><tr><td></td><td>工 芸</td><td>2,109点</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>2,412点</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>8,682点</td></tr></table> (平成16年度末)	収蔵品	絵 画	4,063点		彫 刻	98点		工 芸	2,109点		その他	2,412点		計	8,682点	<table><tr><td>収蔵品</td><td>絵 画</td><td>371点</td></tr><tr><td></td><td>素 描</td><td>139点</td></tr><tr><td></td><td>版 画</td><td>3,642点</td></tr><tr><td></td><td>彫 刻</td><td>101点</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>173点</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>4,426点</td></tr></table> (平成16年度末)	収蔵品	絵 画	371点		素 描	139点		版 画	3,642点		彫 刻	101点		その他	173点		計	4,426点
収蔵品	絵 画	4,063点																																
	彫 刻	98点																																
	工 芸	2,109点																																
	その他	2,412点																																
	計	8,682点																																
収蔵品	絵 画	371点																																
	素 描	139点																																
	版 画	3,642点																																
	彫 刻	101点																																
	その他	173点																																
	計	4,426点																																
交 通  地下鉄東西線 「東山」駅下車、徒歩5分	交 通  JR「上野」駅下車、徒歩7分 京成「京成上野」駅下車、徒歩7分																																	
〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 (岡崎公園内) TEL (076) 761-4111	〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 TEL (03) 3828-5131																																	

国立国際美術館
(http://www.nmao.go.jp/)



昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国博美術館（大阪府吹田市）を活用して、52年に発足。平成16年11月に大阪市の中心部中之島に移転、開館しました。

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間10:00～17:00（入館は16:30まで）
展覧会によって夜間開館することがあります。

休館日毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日）
年未年始（12月28日～1月4日）
その他臨時に休館することがあります。

入館者数485千人（平成16年度）

収蔵品	絵画	3,347点
	彫刻	241点
	工芸品	92点
	その他	1,554点
	計	5,234点

(平成16年度末)

交通



地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒歩約10分

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅下車、徒歩約15分

JR大阪環状線「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分

〒530-0005 大阪市北区中之島4-2-55

TEL (06) 6447-4680

東京国立博物館
(http://www.tnm.jp/)



明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和127年東京国立博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。

開館時間9:30～17:00（入館は16:30まで）
夜間開館9:30～20:00（入館は19:30まで）
4～12月の共催展・特別展開催期間中の毎週金曜日
9:30～18:00（入館は17:30まで）、4月～9月の土曜、日曜、祝日、振替休日

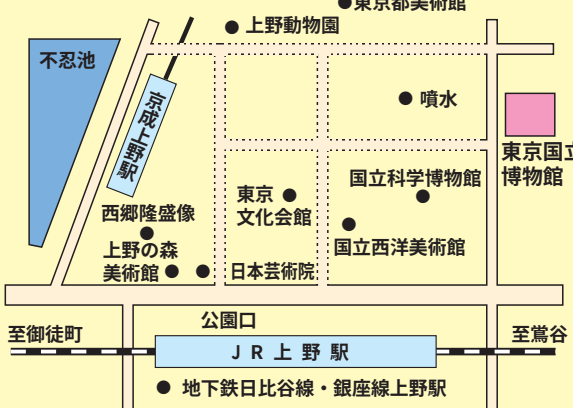
休館日月曜日(月曜日が祝日・休日にあたる場合は開館し、翌日休館)、年未年始(12月28日～1月1日)、6月28日は臨時休館

入館者数1,528千人（平成16年度）

収蔵品	絵画	11,483件
	書跡・典籍・古文書	2,196件
	彫刻	1,240件
	考古	28,481件
	工芸	30,310件
	東洋美術	14,306件
	その他	25,878件
	計	113,884件

(平成16年度末)

交通



JR「上野」駅下車、徒歩15分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分

〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号

TEL (03) 3822-1111

87

京 都 国 立 博 物 館 (http://www.kychaku.go.jp/)	奈 良 国 立 博 物 館 (http://www.narahaku.go.jp/)																												
																													
明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。 古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。	明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。 仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする平常陳列のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。																												
開館時間 通常9:30～17:00（入館は16:30まで） 特別展開催時9:30～18:00（入館は17:30まで） 夜間開館 特別展覧会及び特定の展覧会期間中の毎週金曜日 9:30～20:00（入館は19:30まで） 休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝日・休日にあたる場合は開館し、翌日休館） 年末年始（12月27日～1月1日） 入館者数 269千人（平成16年度）	開館時間 9:30～17:00（入館は16:30まで） 9:30～19:00（入館は18:30まで） 夜間開館 9:30～19:00（入館は18:30まで） 4月最終から11月第2までの毎週金曜日、1月第2曜日の前日、2月3日、3月12日、8月15日、12月17日 休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝日・休日にあたる場合は開館し、翌日休館）、年末年始（12月27日～1月1日） 入館者数 365千人（平成16年度）																												
収蔵品 <table><tr><td>絵 画</td><td>3885件</td></tr><tr><td>書跡・典籍・古文書</td><td>2265件</td></tr><tr><td>彫 刻</td><td>369件</td></tr><tr><td>考 古</td><td>1,113件</td></tr><tr><td>工 芸</td><td>434件</td></tr><tr><td>その他</td><td>375件</td></tr><tr><td>計</td><td>12,380件</td></tr></table> (平成16年度末)	絵 画	3885件	書跡・典籍・古文書	2265件	彫 刻	369件	考 古	1,113件	工 芸	434件	その他	375件	計	12,380件	収蔵品 <table><tr><td>絵 画</td><td>865件</td></tr><tr><td>書跡・典籍・古文書</td><td>434件</td></tr><tr><td>彫 刻</td><td>483件</td></tr><tr><td>考 古</td><td>935件</td></tr><tr><td>工 芸</td><td>825件</td></tr><tr><td>その他</td><td>141件</td></tr><tr><td>計</td><td>3,673件</td></tr></table> (平成16年度末)	絵 画	865件	書跡・典籍・古文書	434件	彫 刻	483件	考 古	935件	工 芸	825件	その他	141件	計	3,673件
絵 画	3885件																												
書跡・典籍・古文書	2265件																												
彫 刻	369件																												
考 古	1,113件																												
工 芸	434件																												
その他	375件																												
計	12,380件																												
絵 画	865件																												
書跡・典籍・古文書	434件																												
彫 刻	483件																												
考 古	935件																												
工 芸	825件																												
その他	141件																												
計	3,673件																												
交 通 京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分 JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2のりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂」下車、徒歩1分	交 通 近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分 奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車、徒歩1分																												
〒605-0831 京都市東山区茶屋町27 TEL (075) 541-1151	〒630-8213 奈良市登大路町30番地 TEL (0742) 22-7771																												

九州国立博物館
(http://www.kyuhaku.com.pr/)



「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、旧石器時代から近世末期（開国）までの日本文化の形成について、主としてアジア諸地域との「交流」によって築かれたという視点から、文化財の収蔵・展示・調査研究等を行っています。

※詳細はP91参照

開館時間 9:30～17:00（入館は16:30まで）

休館日 月曜日（月曜日が祝日・休日にあたる場合は開館し、翌日休館）
開館記念特別展「美の国 日本」の期間中（10月16日～11月27日）は、原則として無休

収蔵品	絵画	28件
	書籍・典籍・古文書	6件
	彫刻	0件
	考古	4件
	工芸	18件
	その他	9件
	計	65件

交通



- 車

九州自動車道利用
太宰府インターから太宰府天満宮方面へ(約15分)
- 鉄道

西鉄利用：福岡（天神）駅から二日市駅で太宰府線に乗り換え、太宰府駅下車（20分）、徒歩（10分）
JR利用：博多駅から鹿児島本線で二日市駅下車（15分）、タクシー（15分）

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
TEL (092) 918-2807

(4) 研究所

独立行政法人 国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的調査研究	
独立行政法人 文化財研究所	東京文化財研究所	主として日本・東洋の美術、芸能の調査研究及び文化財の保存に関する科学的な調査及び修復材料、技術の開発に関する研究
	奈良文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

(参 考)

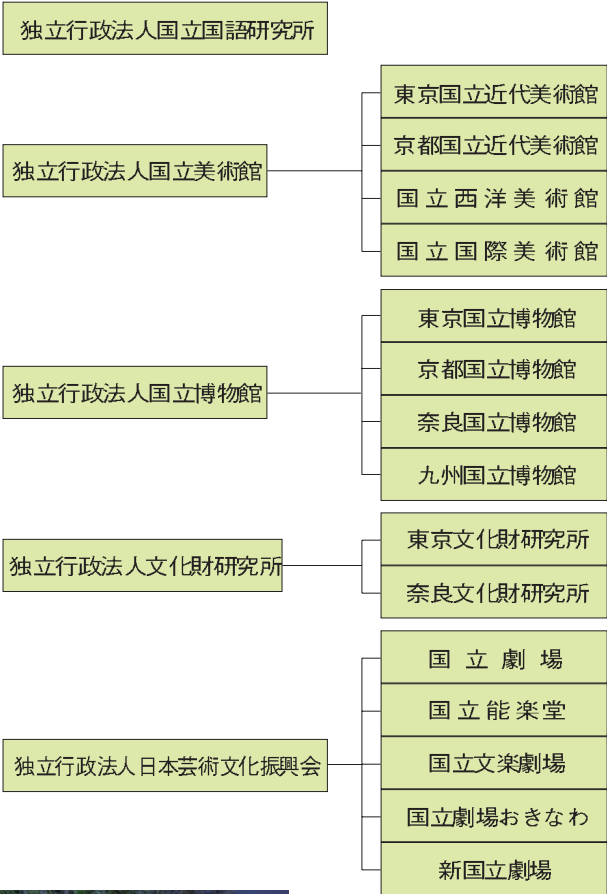
独立行政法人

従来文化庁の施設等機関であった国立博物館、国立美術館、国立国語研究所、国立文化財研究所は平成13年4月から、特殊法人であった日本芸術文化振興会は平成15年10月から独立行政法人に移行しました。

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されたものであり、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務に区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることにより、効率性の向上、質の向上、透明性の確保を図ろうとするものです。

各独立行政法人の目的・任務についてはそれぞれの設置法令で定められ、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、事前の監督・統制を極力廃し、事後チェック（業績の評価）にその重点が置かれることとなります。

この制度の下では、組織や業務運営が柔軟に行えることや、寄付金等を受け入れた場合には自己収入として自由に使用できること、また、運営費交付金として交付される予算について年度を越えた執行が可能となることなどのメリットがあります。



東京国立博物館（平成館）

特別の機関

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。
日本芸術院…芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関。

(5) 新たな国立文化施設の整備

国立新美術館

美術への関心の高度化、美術活動の活発化、多様化、国際化等に対応するため、大型企画展の開催や全国的な公募展への施設の提供を行うとともに、国内外の展覧会情報などの収集・提供や教育普及活動を行うことにより、我が国の美術の振興と国民の美術鑑賞機会の充実を図る、「国立新美術館」の設置準備を進めています。

東京都港区六本木（東京大学六本木地区移転跡地の一部）を建設地として、平成11年度より基本設計に着手、平成13年度には実施設計を完了し、平成14年9月から建設工事に着手しています。

(計画概要)

○施設規模

約45,000m²

うち、展示部門 約22,700m²
(展示室 約14,000m²)

○設置場所

東京都港区六本木7丁目22-1
(敷地 30,000m²)



正面は全面、周辺の緑に調和するウエーブのかかったガラスカーテンウォールファザードで、ダイナミックで開放的な外観を呈しています。

九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った「九州国立博物館」（設置場所 福岡県太宰府市）の開館に向けての準備を進めています。

平成17年4月1日付けで「独立行政法人国立博物館 九州国立博物館」として正式に機関が設置され、平成17年10月15日に開館、翌日より一般公開を予定しています。

九州国立博物館の構想の基本

1. わが国の文化形成において影響のあった、アジア諸国との文化交流の歴史を全国的な視野から扱う博物館。
2. 考古資料・歴史資料を中心とした文化財の収集・展示、調査・研究及び学習活動が総合的に機能する博物館。
3. 博物館の諸活動全般が、国際化、情報化、学際化され、特に展示活動及び学習活動にその成果が反映される、いわゆる“生きている”博物館。
4. 国と博物館が設置される地域とが連携し、相互に協力を行いながら、博物館の諸活動及び管理運営を行う博物館。

【九州国立博物館】



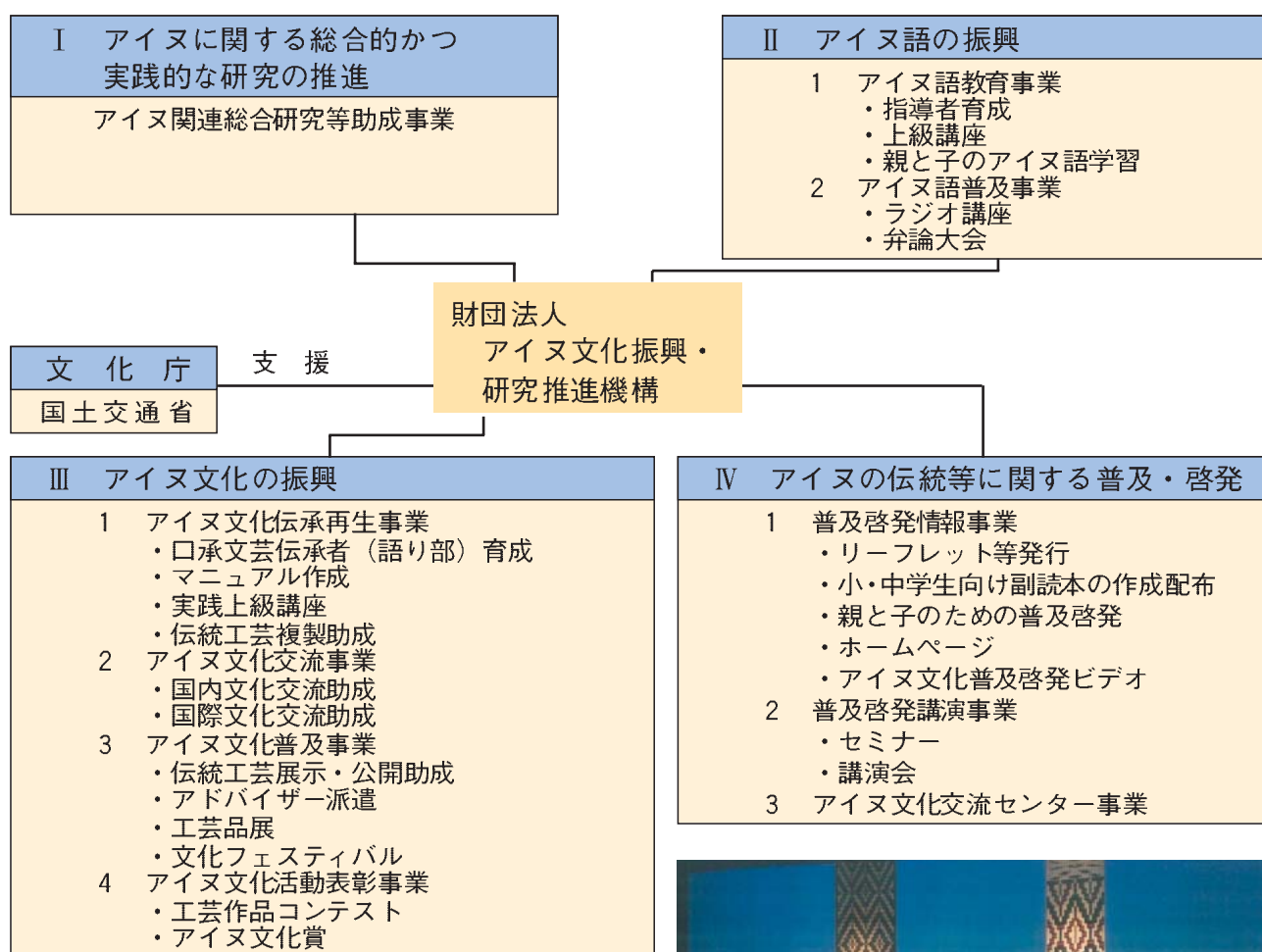
X アイヌ文化の振興

文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会の行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

◆事業体系図（平成17年度事業）



アイヌ文化フェスティバル

XI 宗教法人と宗務行政

(1) 宗教法人制度の概要

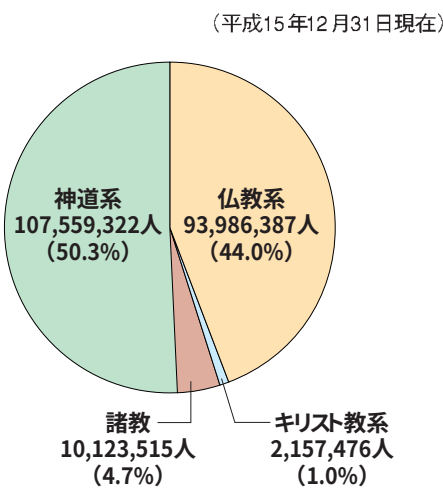
我が国には、大小さまざまな神社、寺院、教会等の宗教団体や、それらを包括する教派、宗派、教団といった宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっています。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としています。

◆宗教法人数

(平成15年12月31日現在)				
所轄	区分	包 括	単 位	合 計
	系統	宗教法人	宗教法人	
文部科学大臣	神 道 系	135	84	219
	仏 教 系	157	248	405
	キリスト教系	59	237	296
	諸 教	31	70	101
	計	382	639	1,021
都道府県知事	神 道 系	7	84,912	84,919
	仏 教 系	11	78,221	78,232
	キリスト教系	8	3,985	3,993
	諸 教	1	15,228	15,229
	計	27	182,346	182,373
合 計		409	182,985	183,394

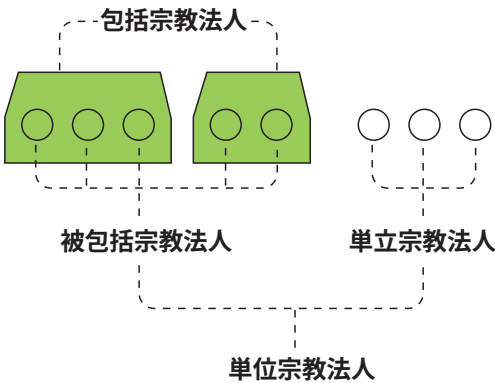
◆系統別信教者数



※信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

※文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

◆宗教法人の種類



- 包括宗教法人
単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
- 単位宗教法人
礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等
 - ・被包括宗教法人：
他の宗教法人に包括される法人
 - ・単立宗教法人：
他の宗教法人に包括されない法人

(2) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事務を行っています。

宗教法人の認証事務

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

宗教法人の管理運営の指導

都道府県の宗務行政に対する指導・助言，都道府県事務担当者の研修会，宗教法人のための実務研修会等の実施，手引書やビデオの作成などを行っています。

また，平成7年に行われた宗教法人法の一部改正により，新たに各法人に義務付けられた事務所備付け書類の写しの提出などについて，周知の徹底に努めています。



宗教法人指導者講習会

宗教関係資料の収集

宗教に関する統計資料の収集や，宗教年鑑の作成などを行っています。



宗教年鑑等

宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し，宗教上の特性等に配慮するため，文部科学大臣の諮問機関として，宗教法人審議会が設置されています。

